

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成28年3月31日
【計算期間】	第9期（自平成26年10月1日至平成27年9月30日）
【ファンド名】	FCグローバル ベトナムファンド (FC Global Vietnam Fund)
【発行者名】	FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)
【代表者の役職氏名】	取締役 リー・ワイ・リム (Lee Wai Lim)
【本店の所在の場所】	英領西インド諸島、ケイマン諸島、KY1-1111、グランド・ケイマン、 私書箱2681、ハッチンス・ドライブ、クリケット・スクエア、コーダ ン・トラスト・カンパニー（ケイマン）リミテッド気付 (c/o Codan Trust Company (Cayman) Limited, Cricket Square, Hutchins Drive, P.O. Box 2681, Grand Cayman, KY1-1111, Cayman Islands, British West Indies)
【代理人の氏名又は名称】	弁護士 竹野康造
【代理人の住所又は所在地】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【事務連絡者氏名】	弁護士 竹野康造 弁護士 大西信治
【連絡場所】	東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング 森・濱田松本法律事務所
【電話番号】	03(6212)8316
【縦覧に供する場所】	該当事項はありません。

(注1) アメリカ合衆国ドル（以下「米ドル」といいます。）の円貨換算は、便宜上、平成28年1月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1米ドル=120.87円）によります。以下、米ドルの円貨換算はすべてこれによります。

(注2) ファンドは、ケイマン法に基づいて設定されていますが、ファンド証券は、米ドル建てのため以下の金額表示は別段の記載がない限り米ドル貨をもって行います。

(注3) 本書の中で金額および比率を表示する場合、別段の記載がない限り四捨五入してあります。従って、合計の数字が一致しない場合があります。また、円貨への換算は、本書の中でそれに対応する数字につき所定の換算率で単純計算のうえ、必要な場合四捨五入してあります。従って、本書中の同一情報につき異なった円貨表示がなされている場合もあります。

第一部【ファンド情報】

第1【ファンドの状況】

1【ファンドの性格】

(1)【ファンドの目的及び基本的性格】

a. ファンドの目的、信託金の限度額

F C グローバル ベトナムファンド（以下F C グローバルを「ファンド」といい、ベトナムファンドを「サブ・ファンド」といいます。）の投資目的は、合理的な程度リスクにおいて、ベトナムで設立された企業（以下「ベトナム企業」といいます。）またはホーチミン証券取引所またはハノイ証券取引所に上場されている企業または、ベトナムで営業を行うかベトナム経済に影響を受けるビジネスを行っておりその他の取引所に上場されている企業（以下「ベトナム関連企業」といいます。）により発行される、株式、転換社債、ワラント、新株引受権付社債を含む株式関連証券および債券、またはこれらの証券に投資するファンドおよびこれらの証券に関連するオプション、または現金および米国債のような金融市場証券を含む現金等価物に投資することによる、収益および長期的な資産の増加です。サブ・ファンドは主にベトナム企業またはベトナム関連企業によって発行される、取引のために登録された、または上場間際の株式、社債、ワラントその他の証券およびデリバティブ（オプション先渡しおよび先物）（ただしこれらに限られません。）に投資します。サブ・ファンドが投資するベトナム企業はハノイ証券取引所またはホーチミン証券取引所に上場されているかまたはベトナムの店頭市場において取引されるかまたは公開会社となることが期待される未上場企業です。サブ・ファンドの投資活動の開始以前、および投資対象の処分後において、サブ・ファンドの現金は信用度の高い短期投資対象に投資されるか、または安定した金融機関に預金されることがあります。サブ・ファンドは、方針として、投資先の会社に対する支配を追求しません。

b. ファンドの基本的性格

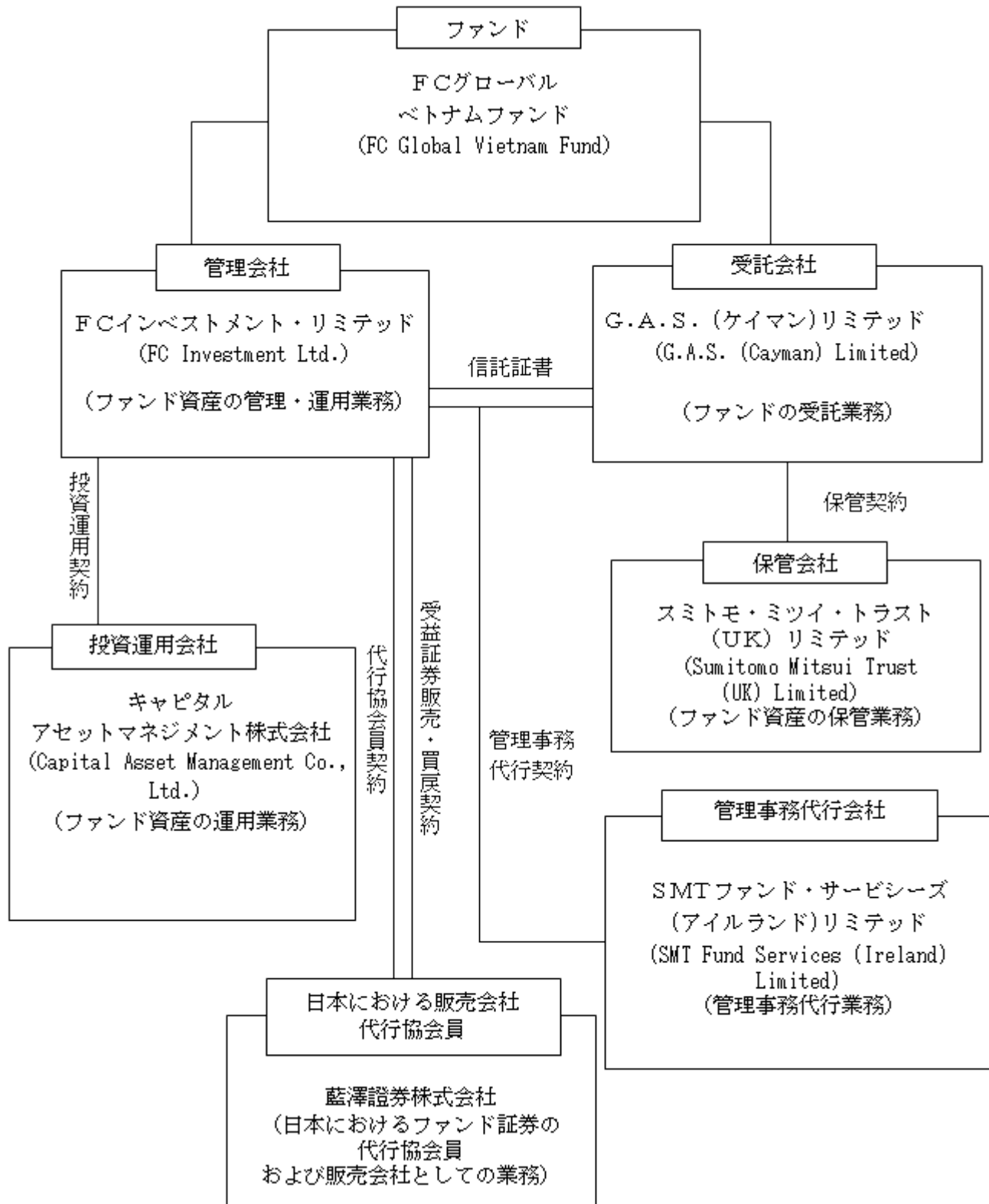
ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づきオープンエンド型投資信託として設立されました。管理会社または管理会社から任命されたいかなる者（受託会社を含みます。）も、かかる目的のためにファンドの勘定で受益証券を発行する独占的な権利を有します。各受益者は、毎取引日に書面による通知を日本における販売会社を通じて管理事務代行会社へ送付することにより、そのファンド証券の買戻しを請求することができます。

(2)【ファンドの沿革】

2003年9月9日	管理会社設立
2006年8月28日	基本信託証券締結
2006年8月28日	補遺信託証券締結
2006年10月5日	ファンドの運用開始
2006年10月13日	補遺信託証券締結
2009年6月23日	補遺信託証券締結
2010年5月10日	補遺信託証券締結
2013年8月26日	受託会社の退任・任命証券締結
2013年9月1日	補遺信託証券および修正・再録基本信託証券締結
2015年7月23日	補遺信託証券締結

(3) 【ファンドの仕組み】

ファンドの仕組み



管理会社とファンドの関係法人の名称、ファンドの運営上の役割および契約等の概要

名称	ファンド運営上の役割	契約等の概要
F Cインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)	管理会社	2006年8月28日付で基本信託証書(随時改訂され、補足されます。(HSBCトラスティー(ケイマン)リミテッド、管理会社および受託会社との間で締結された2013年8月26日付退任・任命証書を含みます。)以下「信託証書」といいます。)をHSBCトラスティー(ケイマン)リミテッドと締結。ファンド資産の運用、管理、ファンド証券の発行、買戻し業務を提供します。
キャピタル アセットマネジメント株式会社	投資運用会社	2013年9月1日付で投資運用契約(注1)を管理会社と締結。ファンド資産の運用業務を提供します。
G.A.S.(ケイマン)リミテッド (G.A.S.(Cayman) Limited)	受託会社	信託証書を管理会社と締結。ファンドの受託業務を提供します。
SMTファンド・サービシズ (アイルランド)リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited)	管理事務代行会社	2013年9月1日付で管理事務代行契約(注2)を締結。ファンド資産の管理事務代行業務を提供します。
スミトモ・ミツイ・トラスト(UK) リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited)	保管会社	2013年9月1日付で保管契約(注3)を受託会社と締結。ファンド資産の保管業務を提供します。
藍澤証券株式会社	代行協会員 日本における販売会社	2006年8月30日付で管理会社との間で代行協会員契約(改訂済)(注4)を締結。代行協会員業務を提供します。 2006年8月30日付で管理会社との間で受益証券販売・買戻し契約(注5)を締結。受益証券の販売・買戻し業務を提供します。

(注1) 投資運用契約とは、管理会社によって選任された投資運用会社が、ファンド資産の投資および再投資を運用管理することを約する契約です。

(注2) 管理事務代行契約とは、管理事務代行会社が、管理事務代行業務を行うことを約する契約です。

(注3) 保管契約とは、保管会社が、保管業務を行うことを約する契約です。

(注4) 代行協会員契約とは、代行協会員が受益証券に関する目論見書の送付、純資産価格の公表ならびに日本の法令および日本証券業協会規則により作成を要する運用報告書等の文書の配布等を行うことを約する契約です。

(注5) 受益証券販売・買戻し契約とは、受益証券の日本における募集の目的で管理会社から交付を受けた受益証券を販売会社が、日本の法令・規則および目論見書に準拠して販売することおよび受益者からの買戻し注文を管理会社に取次ぐことを約する契約です。

管理会社の概況

管理会社：	FCインベストメント・リミテッド (FC Investment Ltd.)		
1. 設立準拠法	管理会社は、ケイマン諸島の会社法（2013年改訂）（以下「会社法」といいます。）に基づき、ケイマン諸島で2003年9月に免除会社として設立されました。会社法は、会社の設立、運営、株式の募集等、会社に関する基本的事項を規定しています。		
2. 事業の目的	管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。		
3. 資本金の額	管理会社の2016年1月末日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。		
4. 沿革	2003年9月9日に設立されました。		
5. 大株主の状況	株式会社ファンド クリエイショングループ	東京都千代田区麹町一丁目4番地 半蔵門ファーストビル5階	1,000株 (100%)

(4) 【ファンドに係る法制度の概要】

() 準拠法の名称

ファンドは、ケイマン諸島の信託法（2011年改訂）（以下「信託法」といいます。）に基づき設立されています。ファンドは、また、ケイマン諸島のミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」といいます。）により規制されています。

() 準拠法の内容

信託法

ケイマン諸島の信託の法律は、基本的には英国の信託法に従っており、英国の信託法のほとんどの部分を採用しており、この問題に関する英国判例法のほとんどを採用しています。さらに、信託法は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としています。投資者は、受託銀行に対して資金を払い込み、受託銀行は、投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、一般的に保管銀行としてこれを保持します。各受益者は、信託資産持分比率に応じて権利を有します。

受託会社は、通常の忠実義務に服し、かつ受益権者に対して説明の義務があります。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載されます。

大部分のユニット・トラストは、免税信託として登録申請されます。その場合、信託証書、ケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を（限られた一定の場合を除き）受益者とし、ない旨宣言した受託会社の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に届出されます。

免税信託の受託会社は、受託会社、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができます。

信託は、150年まで存続することができます、一定の場合は無期限に存続できます。

免税信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければなりません。

ミューチュアル・ファンド法

下記「(6) 監督官庁の概要」の記載をご参照下さい。

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改訂）

一般投資家向け投資信託（日本）規則（2007年改正）（一般投資家向け投資信託（日本）規則（2012年改正）により改正済。）（以下、総称して「本規則」といいます。）は、日本で公衆に向けて販売されるケイマン諸島の一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものです。

本規則は、新たな一般投資家向け投資信託に対し、ケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」といいます。）への投資信託免許の申請を義務づけています。かかる投資信託免許の交付には、CIMAが適当とみなす条件の適用があります。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は、本規則に従って事業を行わねばなりません。

本規則は、一般投資家向け投資信託の設立文書に、証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、純資産総額ならびに証券の発行価格および買戻価格の計算方法、証券の発行条件（証券に付随する権利および制限の変更にかかる条件および状況（もしあれば）を含みます。）、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しまたは買戻しの中止の条件ならびに監査人の任命の条項を入れることを義務づけています。

本規則は、一般投資家向け投資信託に対し、ミューチュアル・ファンド法に基づきCIMAが承認した管理事務代行会社を任命し、維持することを義務づけています。管理事務代行会社を変更する場合、CIMA、一般投資家向け投資信託の投資家および管理事務代行会社以外の役務提供者に対し、変更の1か月前までに書面で通知しなければなりません。一般投資家向け投資信託は、CIMAの事前承認を得ない限り、管理事務代行会社を変更することができません。

また、管理事務代行会社は、投資家名簿の写しを通常の営業時間中に投資家が閲覧できるようにし、かつ、請求に応じて証券の最新の発行価格、償還価格および買戻価格を無料で提供しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、マネーロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社（もしくはプライムブローカー）を任命し、維持しなければなりません。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は、当該変更の1か月前までにその旨を書面でCIMA、当該投資信託の投資家および保管会社以外の役務提供者に通知しなければなりません。

一般投資家向け投資信託は、ケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければなりません。投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の役務提供者に当該変更について通知しなければなりません。さらに、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者の事前の承認を要します。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求されます。

一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家に配付しなければなりません。また、中間財務諸表については当該投資信託の英文目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すればよいものとされています。

（５）【開示制度の概要】

A. ケイマン諸島における開示

ケイマン諸島金融庁に対する開示

ファンドは、目論見書を発行しなければなりません。目論見書は、受益証券についてすべての重要な内容を記載し、投資者となろうとする者がファンドに投資するか否かについて十分な情報に基づく決定をなしうるために必要なその他の情報を記載しなければなりません。また目論見書には、本規則において規定される一定の事項も含んでいなければなりません。目論見書は、ファンドについての詳細を記載した申請書とともにCIMAに提出しなければなりません。

ファンドはCIMAが承認した監査人を選任し、会計年度終了後6か月以内に監査済会計書類を提出しなければなりません。監査人は、ファンドの会計書類を監査する過程において、ファンドに以下の事由があるとの情報を得た場合または疑念を抱いた場合にはCIMAに報告する法的義務を負っています。

- () 弁済期に債務を履行できないかまたは履行できないであろうこと。
- () 投資者または債権者に有害な方法で自発的にその事業を遂行しもしくは事業を解散し、またはその旨意図していること。
- () 会計を適切に監査しうる程度に十分な会計記録を備置せずに事業を遂行し、または遂行しようと意図していること。
- () 詐欺的または犯罪的な方法で事業を遂行するかまたはその旨意図していること。
- () 下記に違反する方法で事業を遂行するかまたはその旨意図していること。
 - ・ ミューチュアル・ファンド法またはそれに基づく規定
 - ・ 金融庁法（2013年改訂）
 - ・ マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）
 - ・ 免許に伴う条件

ファンドの監査人は、プライスウォーターハウスクーパース（PricewaterhouseCoopers）のケイマン事務所です。ファンドの会計監査は、シンガポールの一般会計基準に基づいて行われます。

管理事務代行会社が、(a) ファンドの資産の一部または全部が目論見書に記載される投資目的および投資制限に従って投資が行われていない、または(b) 受託会社または管理会社が実質的に設立文書または目論見書に従ってファンドの業務または投資活動を行っていないことを了知した場合には、できる限り速やかに以下の行為を行わなければなりません。

- () 受託会社にかかる事項を書面で報告すること。
- () 当該報告書の写しおよび報告書に適用ある証拠をCIMAに提出すること。

また、かかる報告書またはその適切な概要は、ファンドの次期年次報告書、および中間報告書または定期報告書が年次報告書より前に開示される必要がある場合にはかかる中間報告書または定期報告書に記載されなければなりません。

管理事務代行会社は、できる限り速やかに書面で以下の事由をCIMAに通知しなければなりません。

- () 受益証券の販売および買戻しの停止ならびにその理由
- () ファンドの償還予定およびその理由

受託会社は、各会計年度末の6か月後から20日以内にCIMAにファンドの業務に関する書面による報告書を提出するか、または提出を手配しなければなりません。また、報告書にはファンドに関する以下の内容を盛り込まなければなりません。

- () ファンドの名称（過去の全名称を含みます。）
- () 受益者により保有される受益証券の純資産価格
- () 前報告期間からの受益証券の純資産価格の変動率
- () 純資産総額
- () 当該報告期間における販売の口数および価格
- () 当該報告期間における買戻しの口数および価格
- () 当該報告期間末の発行済受益証券総口数

受託会社は、以下を確認した受託会社による署名済みの宣誓書を毎年CIMAに提出するか、または提出を手配しなければなりません。

- () 受託会社の知るかつ信じる限りにおいて、ファンドの投資方針、投資制限および設立文書が遵守されていること。
- () ファンドが投資者または債権者の利益を損なうような運営をしていないこと。

ファンドは、管理事務代行会社の任命の変更の発議について、CIMA、投資家および業務提供者（管理事務代行会社を除きます。）に対して、当該変更の1か月以上前に書面で通知しなければなりません。

ファンドは、保管受託銀行の任命の変更の発議について、CIMA、投資家および業務提供者（関連する保管受託銀行を除きます。）に対して、当該変更の1か月以上前に書面で通知しなければなりません。

ファンドは、管理会社についての変更の発議について、CIMA、投資家および業務提供者に対して、当該変更の1か月以上前に書面で通知しなければなりません。

受益者に対する開示

入手可能なサブ・ファンドの直近の会計帳簿および記録書類は、管理会社および管理事務代行会社の営業所に備え置かれます。サブ・ファンドの受益者およびその正当な代理人は、自己の受益権に関してのみ、合理的な通知をもって、通常の営業時間中いつでもかかる会計帳簿および記録書類を閲覧し、これらの写しを取得することができます。受益者登録簿の写しも、管理事務代行会社の営業所に備え置かれます。管理事務代行会社は、管理会社と協力して、各評価日現在の純資産価格を算定します。さらに、サブ・ファンドの各会計年度の終了後、合理的に可能な限り速やかに(遅くともサブ・ファンドの会計年度の終了から5か月以内に)、シンガポールで一般に公正妥当と認められている会計原則に従った監査済年次報告書および監査報告書が作成されます。かかる財務諸表および報告書の写しは、サブ・ファンドの受益者宛てに送付されます。

B. 日本における開示

監督官庁に対する開示

() 金融商品取引法上の開示

管理会社は、日本における1億円以上の受益証券の募集をする場合、有価証券届出書を関東財務局長に提出しなければなりません。投資者およびその他希望する者は、金融商品取引法に基づく有価証券報告書等の開示書類に関する電子開示システム(EDINET)等において、これを閲覧することができます。

受益証券の販売取扱会社は、交付目論見書(金融商品取引法の規定により、あらかじめまたは同時に交付しなければならない目論見書をいいます。)を投資者に交付します。また、投資者から請求があった場合は、請求目論見書(金融商品取引法の規定により、投資者から請求された場合に交付しなければならない目論見書をいいます。)を交付しなければなりません。管理会社は、その財務状況等を開示するために、各事業年度終了後6か月以内に有価証券報告書を、また、各半期終了後3か月以内に半期報告書を、さらに、ファンドに関する重要な事項について変更があった場合にはそのつど臨時報告書を、それぞれ関東財務局長に提出します。投資者およびその他希望する者は、EDINET等において閲覧することができます。

() 投資信託および投資法人に関する法律上の届出等

管理会社は、ファンド受益証券の募集の取扱い等を行う場合、あらかじめ、投資信託および投資法人に関する法律(昭和26年法律第198号)(以下「投信法」といいます。)に従い、ファンドにかかる一定の事項を金融庁長官に届け出なければなりません。また、管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとするとき等においては、あらかじめ、変更の内容および理由等を金融庁長官に届け出なければなりません。さらに、管理会社は、ファンドの資産について、ファンドの各計算期間終了後遅滞なく、投信法に従って、一定の事項につき交付運用報告書および運用報告書(全体版)を作成し、金融庁長官に提出しなければなりません。

日本の受益者に対する開示

管理会社は、ファンドの信託証書を変更しようとする場合であってその内容が重大である場合等においては、あらかじめ、日本の知れている受益者に対し、変更の内容および理由等を書面をもって通知しなければなりません。

管理会社からの通知等で受益者の地位に重大な影響を及ぼす事実は販売会社または販売取扱会社を通じて日本の受益者に通知されます。

上記のファンドの運用報告書に記載すべき事項のうち重要なものを記載した書面(交付運用報告書)は、日本の知れている受益者に交付されます。運用報告書(全体版)は、管理会社のために代行協会のホームページに掲載されます。ただし、受益者から運用報告書(全体版)の交付請求があった場合には、交付されます。

（６）【監督官庁の概要】

ファンドは、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託として規制を受けています。CIMAは、ミューチュアル・ファンド法を遵守させる監督権限および強制力を有しています。ミューチュアル・ファンド法に基づく規制は、所定の事項および監査済財務書類をCIMAに毎年提出することを求めています。規制された投資信託として、CIMAは、いつでも受託会社に、ファンドの財務書類の監査を行い、同書類をCIMAが特定する一定の期日までにCIMAに提出するよう指示することができます。CIMAの要求に応じない場合、受託会社は高額の罰金に服し、CIMAは裁判所にファンドの解散を請求することができます。

CIMAは、規制されたミューチュアル・ファンドが支払期日の到来した債務を弁済できないか、もしくはできなくなる可能性が高いか、または投資者もしくは債権者の利益を害する方法で事業を継続するかまたは継続することを試み、もしくは自発的に事業を清算しようとしていると確信する場合、もしくはファンドのような認可済ミューチュアル・ファンドの場合、規制されたミューチュアル・ファンドがミューチュアル・ファンド法に反する認可の条件に従うことなく、事業を行うかまたは行うことを試みる場合、もしくは規制されたミューチュアル・ファンドの監督および運用が適当および適切な方法で行われなかった場合、もしくは規制されたミューチュアル・ファンドの管理者としての地位を有する者がその地位を有するに適当および適切な者ではない場合、一定の措置を講じることができます。CIMAの権限には、特に、受託会社の交代を要求する権限、業務の適切な実施に関連して受託会社に助言を行う者を任命する権限、ファンドの業務の管理を引き受ける者を任命する権限などを含みます。その他にも、上記以外の措置の承認を求めてケイマン諸島の裁判所に申請を行うことができるなど、CIMAが利用できる救済が存在します。

ファンドの受託会社は、ケイマン諸島籍の会社として登記されており、ケイマン諸島政府から信託会社の免許を受けています。受託会社はCIMAの監督を受けます。受託会社は、ミューチュアル・ファンド法に基づきミューチュアル・ファンド管理事務代行会社としての免許も受けています。

2【投資方針】

(1)【投資方針】

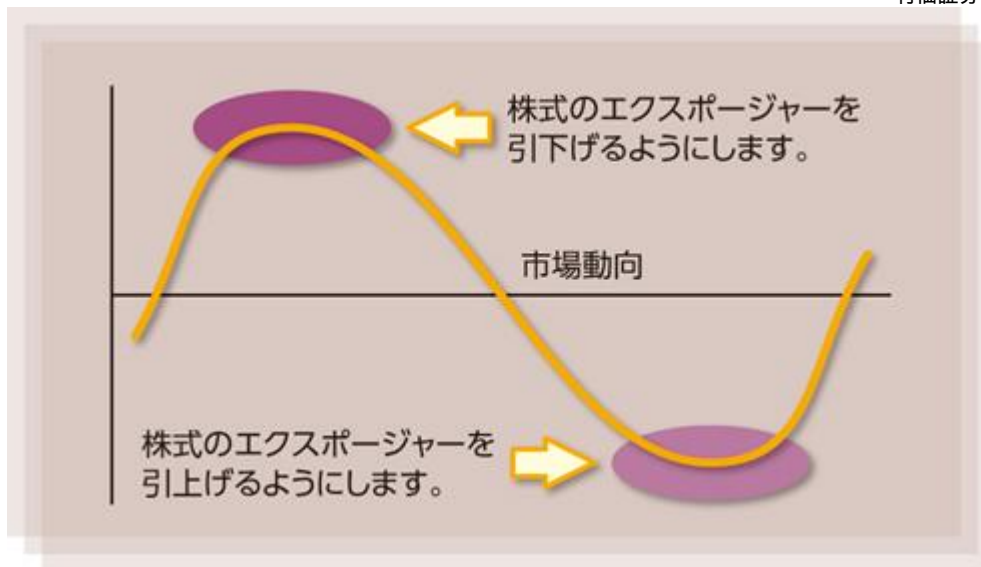
投資目的および投資方針

サブ・ファンドの投資目的は、合理的な程度リスクにおいて、ベトナムで設立された企業（以下「ベトナム企業」といいます。）またはホーチミン証券取引所またはハノイ証券取引所に上場されている企業または、ベトナムで営業を行うかベトナム経済に影響を受けるビジネスを行っておりその他の取引所に上場されている企業（以下「ベトナム関連企業」といいます。）により発行される、株式、転換社債、ワラント、新株引受権付社債を含む株式関連証券および債券、またはこれらの証券に投資するファンドおよびこれらの証券に関連するオプション、または現金および米国債のような金融市場証券を含む現金等価物に投資することによる、収益および長期的な資産の増加です。サブ・ファンドは主にベトナム企業またはベトナム関連企業によって発行される、取引のために登録された、または上場間際の株式、社債、ワラントその他の証券およびデリバティブ（オプション先渡しおよび先物）（ただしこれらに限られません。）に投資します。サブ・ファンドが投資するベトナム企業はハノイ証券取引所またはホーチミン証券取引所に上場されているかまたはベトナムの店頭市場において取引されるかまたは公開会社となることが期待される未上場企業です。サブ・ファンドの投資活動の開始以前、および投資対象の処分後において、サブ・ファンドの現金は信用度の高い短期投資対象に投資されるか、または安定した金融機関に預金されることがあります。サブ・ファンドは、方針として、投資先の会社に対する支配を追求しません。

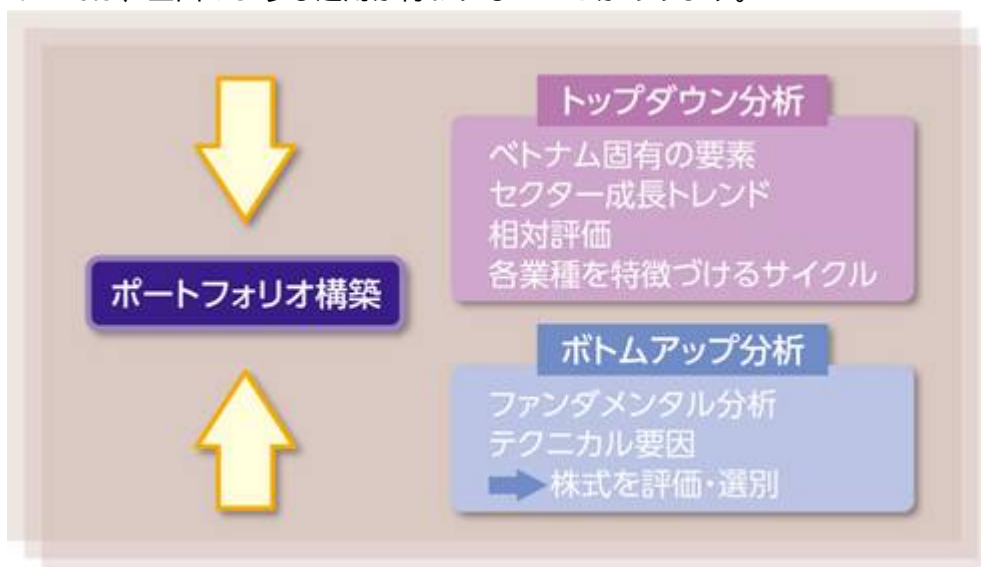
投資哲学、投資プロセスおよび投資手続

投資運用会社は管理会社のために、サブ・ファンドに関する投資に対し主にバリュースコアを採用します。投資運用会社は、ある時点において真正な価値を正確に反映して株価が上昇するとの予想のもとに、割安な株式を見出すことを目指します。一般に、投資運用会社は、集中的な経営を行い、高い利益率および収益の増加、および低いデット・エクイティ・ギアリングを享受し、低い株価収益率（P E R）および低い株価純資産倍率（P B R）で株式が取引される企業に投資する傾向があります。時に、投資運用会社は自らの裁量により、市場およびビジネスのサイクルを活用するため、バリュー戦略および成長戦略を組み合わせるか、または成長株により焦点を当てる場合があります。また、投資運用会社は積極的な資産配分プロセスを採用し、これにより投資運用会社は市場動向の変化に対応して資産配分を調整します。したがって、サブ・ファンドは常にフル・インベストメントが行われるとは限りません。投資運用会社は、元本を保全するため、市場がピークに近いと判断した場合には株式に対するサブ・ファンドのエクスポージャーを引下げます。逆に、投資運用会社は、市場が景気の谷にあると判断した場合、株式に対するサブ・ファンドのエクスポージャーを上げるようにします。

サブ・ファンドは、トップ・ダウン分析およびボトム・アップ分析の組み合わせを利用して運用されます。トップ・ダウン分析は、マクロ経済および社会政治的發展の見直しおよび世界・国レベルの見直し（国毎の特定の要因ならびにセクターの成長動向、関連する評価、および各業界の典型となるサイクルの理解に焦点を当てます。）を網羅します。かかるマクロ評価を利用し、サブ・ファンドのための適切な国およびセクターの投資配分について戦略が考案されます。その後、銘柄選別プロセスが続きます。銘柄選別は、以下の株式スクリーニングのプロセス（厳密な定量的および定性的な選別基準に従います。）に従って行われます。基準には、企業の収益原動力、P E RおよびP B R等の財務比率、利益率、負債資本比率、およびキャッシュ・フロー、経営の質および企業の透明性を含みます。ボトム・アップ・アプローチにおいて、投資運用会社は、技術的要因（株価動向を含みます。）を十分に考慮した上で、ファンダメンタル分析の適用に関する株式の評価および選別のプロセスを通じてサブ・ファンドのポートフォリオを構成します。



上図は、当ファンドにおける機動的な資産配分法をわかりやすく説明するために図示したものであり、実際の運用における資産配分を示唆したり保証するものではありません。実際の運用においては、上図のような運用が行われないことがあります。



(2) 【投資対象】

上記「投資方針」を参照してください。

(3) 【運用体制】

管理会社の取締役は、ファンドの関係法人に対する管理を行います。管理会社は、ファンド資産の運用を投資運用会社に委託しています。

() 投資運用方針の決定プロセス

投資運用会社の投資委員会は、投資戦略の立案および検討、ポートフォリオ実績の検討、株式推奨の検討および主要な投資の承認について重要な役割を果たします。投資委員会は、必要に応じて毎週開かれます。投資委員会には、投資運用会社のチーフ・インベストメント・オフィサーが議長となり、また、ファンド・マネージャーが出席します。

投資運用会社の収益を生み出すための構想は、下記のような様々な情報源に基づいています。

- ・ 投資家向け説明会・カンファレンス
- ・ 現地視察
- ・ 業界関係者、ブローカー、アナリストとの議論

- ・ 業界団体、ブローカーによるリサーチ
- ・ 社内のウォッチリストのスクリーニング
- ・ ニュース記事によるビジネス動向・サイクルの分析
- ・ IPOおよび私募
- ・ 流動性の分析

これらの構想は、投資委員会メンバーによるセカンドオピニオンの提供や、対象国間および/または対象セクター間の比較ができるよう、投資委員会にて議論されます。

その国を担当するマネージャーが、その会社あるいはそのセクターに投資することを妥当だと判断した場合、その株式および/またはその同業者の特色が、下記の点で投資運用会社の厳格な投資基準の大部分を満たすか審査されます。

- ・ 堅調な企業成長/見通し
- ・ 収益成長
- ・ 長い業界経験と良質な経営管理
- ・ 低い借入比率
- ・ 良い配当利回り

投資決定の過程で、株式がサブ・ファンドに組み込まれる前に、異なる勘定のファンドとの間で利益相反が発生しないかチェックを行います。なお、売却検討も同様の手続を経て行われます。

() 任務と権限

投資運用会社は、適用法規ならびにファンドの投資方針および投資制限を確実に遵守するようにリスク管理とコンプライアンスの手続きを設けています。この手続きには、対ベンチマーク比でのポートフォリオの運用成績、ポートフォリオのリスク指標および投資制限の遵守を継続的に監視することが含まれます。

() 会合もしくは委員会またはその他の内部組織

投資委員会（IC）は、チーフ・インベストメント・オフィサー1名、ファンド・マネージャー3名、調査部長1名、コンプライアンスオフィサーを含む委員から構成され、リサーチおよび意思決定の機能を担います。投資委員会の会合は原則毎週1回召集されます。

各委員は、担当する市場の動向を監視し、リサーチを行い、投資運用会社の内部投資基準を満たす適切な株式を見出し、推奨すると共に、ポートフォリオ内の株式の値動きを監視します。チーフ・インベストメント・オフィサーは、チームに対して全般的な指針を示し、投資委員会の会合において議長を務めます。会合において、各委員は、各委員が担当する国における関係する経済動向、業界動向および企業動向を他の委員に説明します。各委員は、買い推奨銘柄および売り推奨銘柄をリストアップし、推奨理由とリサーチを付して提示します。

(4) 【分配方針】

サブ・ファンドの純収益および実現されたキャピタル・ゲインの分配は、管理会社の絶対裁量による判断に基づき、受益者に対して行うことができます。ただし、管理会社は、受益者に対する分配が行われず、むしろサブ・ファンドの純収益および実現されたキャピタル・ゲインは再投資され、純資産価額（以下純資産価額を「純資産総額」といいます。）に反映されることを予定しています。

(5) 【投資制限】

サブ・ファンドは、以下の主要な制限に従います。

- (1) サブ・ファンドは証券の空売りを行いません。
- (2) 取引所に上場されていないかまたは直ちには実現できない投資対象に対し、純資産総額の20%を上回る投資を行いません。
- (3) ベトナムにおいて上場されていないか、または「取引のために登録」されていない投資対象につき、純資産総額の50%を上回る投資を行いません。

- (4) その他のベトナムの投資ファンドにつき、純資産総額の15%を上回る投資を行いません。
- (5) 債券、現金および現金等価物につき、連続した12カ月間に純資産総額の50%を上回る投資を行いません。
- (6) 単一の債券発行者の証券につき、純資産総額の10%を上回る投資を行いません。
- (7) ワラント、オプション、先物、先渡を含む派生商品につき、純資産総額の15%を上回る投資を行いません。
- (8) サブ・ファンドの証券については、債務の担保としていかなる方法においても譲渡担保権、質権、抵当権の設定をされず、または譲渡されません。
- (9) サブ・ファンドは、引受または下引受取引を行いません。
- (10) サブ・ファンドは、商品または不動産の取引を行う会社の証券には投資を行いますが、商品または不動産に対して投資を行いません。

上記に加え、管理会社はサブ・ファンドのために以下を行うことはありません。

- (a) 本人として、自己もしくは管理会社の取締役と取引を行うこと、
- (b) 受益者の利益を損なうか、またはサブ・ファンドの資産の適切な運用に違反する取引(受益者ではなく管理会社、投資運用会社もしくは第三者の利益を図る取引を含みますが、これらに限りません。)を行うこと、
- (c) 1つの会社の株式の取得の結果、管理会社または投資運用会社に管理されるすべてのミューチュアル・ファンドに保有される当該会社の議決権付株式総数が当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超える場合に、その会社の株式を取得すること、
- (d) 1つの会社の株式の取得の結果、サブ・ファンドに保有される当該会社の株式総数が当該会社の株式総数の50%を超える場合に、その会社の株式を取得すること、
- (e) 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後にサブ・ファンドが保有するかかる投資対象の総価値がサブ・ファンドの純資産総額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得すること。

別段の記載のない限り、上記の制限は投資に関する関連取引または契約の日付において適用され、かかる目的において、適合性は取引日現在の取得価格および純資産総額に基づき決定されません。サブ・ファンドの投資ポートフォリオの変更は、かかる制限に記載される制限が下記の結果として破られるという理由だけで投資制限が違反されるとはみなされず、必ずしも影響を受けることはありません。

- (a) サブ・ファンドの投資対象の価格の値上がりまたは値下がり
- (b) 資本の性質をもつ何らかの権利、贈与または給付金の受領
- (c) 合併、再建または転換もしくは交換についてのスキームまたは取決め
- (d) 受益証券の買戻し

サブ・ファンドの投資ポートフォリオへの変更または追加を行う際には、かかる制限を考慮しなければなりません。

投資制限に違反した場合(前段落に定める状況から生じる違反を除きます。)、投資運用会社は違反を認識してから90日以内にかかる違反を是正するよう速やかに措置を講じます。

借入制限

投資運用会社はサブ・ファンドのために、純資産総額の10%以上の借入れを行いません。

3【投資リスク】

リスク要因

投資家は、受益証券の価格が上がるだけでなく下がる場合があることに留意する必要があります。サブ・ファンドへの投資は大きなリスクを伴います。投資運用会社は潜在的な損失を最小限に抑えるよう企図された戦略を実施することを意図しますが、かかる戦略が実施されるという保証、または当該戦略が実施された場合にそれが成功するという保証はありません。受益証券の流通市場が形成される可能性は低く、したがって、受益者は、買戻しという手段によってのみ受益証券の処分を行うことができます。投資家は、サブ・ファンドへの投資の大部分または全部を喪失する可能性があります。そのため各投資家は、サブ・ファンドへの投資リスクを負うことができるか否かに関して慎重に考慮すべきです。

以下、リスク要因について記載しますが、下記の記述はサブ・ファンドへの投資に伴うリスクをすべて説明するものではありません。

投資目的の達成

サブ・ファンドの投資プログラムは、レバレッジ、流動性を欠く投資対象への投資および分散の限定等の投資技法（かかる運用は、一定の状況において、サブ・ファンドの投資対象に及ぼす悪影響を最大にする可能性があります。）を含むことがあります。サブ・ファンドが一貫してプラスのリターンを達成するという投資目的を達成する保証はありません。

デリバティブ

サブ・ファンドは、デリバティブの取引を行うことができます。原資産の取引に関するリスクの多くは、デリバティブの取引にも関連します。ただし、デリバティブの取引に関するその他のリスクも数多くあります。例えば、多くのデリバティブは取引が行われる場合に支払金または預託金よりも多大な市場エクスポージャーを提供するため、比較的小さい不利な市場動向によっても、全投資対象の損失だけでなく、サブ・ファンドを当初投資金額を超える損失にさらすことになる可能性があります。投資運用会社がサブ・ファンドの勘定で取得することを望むデリバティブが、特定の時期にまたはいつでも十分な条件で入手可能であるとの保証はありません。

実績報酬

投資運用会社に支払われるべき実績報酬は、かかる実績報酬がない場合よりも投資運用会社がリスクが大きいかまたはより投機的な投資を行うインセンティブを生じることがあります。投資予定者は、投資運用会社に支払われるべき運用報酬および実績報酬は一部未実現の収益（および未実現の損失）に基づくものであり、かつかかる未実現の損益はサブ・ファンドにより実現されないことがあることに留意すべきです。

主要な個人への依存

サブ・ファンドの資産に関する投資判断は、すべて投資運用会社によって行われます。受益者は、サブ・ファンドの運用に参加する権利または権限を有しません。結果として、当面のサブ・ファンドの成功は、投資運用会社の能力によるところが大きいといえます。サブ・ファンドの勘定で投資運用会社が採用する戦略が収益を達成するかまたは成功する保証はありません。加えて、投資運用会社の主要な個人が死亡するかまたはその他ある期間において能力を失った場合、サブ・ファンドの収益性に影響を及ぼす可能性があります。

決済リスク

サブ・ファンドは、投資運用会社がサブ・ファンドの勘定で取引を行う当事者に関する信用リスクを負うことになり、また決済不履行リスクも負うことになります。

為替レート

受益証券は、サブ・ファンドが米ドル以外の通貨建ての資産に投資される範囲で、為替レートの変動にさらされます。投資運用会社は、サブ・ファンドの勘定のために、外国為替取引を通じたエクスポージャーに関連するリスクを減殺するよう努めることができます。外国為替取引が行われる市場は、専門性および技術性が高く、乱高下が激しくなります。当該市場において、流動性および価格の変動を含む重大な変化は、非常に短い期間、しばしば数分のうちに発生する可能性があります。外国為替取引のリスクには、為替相場リスク、為替交換リスク、金利リスクおよび現地の為替市場、外国投資、もしくは外貨建ての特定の取引を通じた外国政府による干渉を含みますが、これらに限られません。

流通市場の欠如

受益証券の流通市場が形成される見込みはありません。したがって、受益者は買戻しによるのみ受益証券の処分を行うことができます。買戻請求のなされた日から関係する買戻日までの期間において、受益証券の買戻請求を行う受益者が保有する受益証券の純資産総額が下落するリスクは、買戻しを請求する受益者が負います。

買戻しについて生じ得る結果

受益者の請求により実際に受益証券の買戻しを行う場合、投資運用会社は、買戻しに必要な資金に充てるために現金を調達する目的で、望ましい条件よりも迅速に、より不利な価格でサブ・ファンドの投資を清算する必要に迫られる可能性があります。

純資産総額の決定

購入または買戻しにかかる日々の純資産総額の決定につき、サブ・ファンドは以下を用いて評価されます。

- (a) 上場証券については、主要取引所における最終買呼値、終値または最終取引価格
- (b) 店頭取引証券については、独立したブローカーから提供される取得可能な直近の価格またはマーケットメーカーにより値付けされた価格
- (c) プライベート・エクイティ証券については、年毎の推定価格

推定価格は、サブ・ファンドが保有する投資対象の実現可能な価額を反映していない場合があります。

評価リスク

信託証書の条項により、管理会社は純資産総額の計算について責任を負います。このことは、管理会社に支払われる管理報酬が純資産総額に基づくことについて潜在的な利益相反の関係にあります。従って、管理報酬は、価格を容易に入手できない投資対象の評価を管理会社が過剰に評価するという誘引を誘引する可能性があります。

分配

サブ・ファンドに関する方針は、分配を行わず、代わりにすべてのサブ・ファンドの収益および純キャピタル・ゲインを再投資することです。したがって、サブ・ファンドへの投資は、短期的な収益を目指す投資家には適しません。

政治、経済、社会等に関する検討事項

サブ・ファンドの純資産総額およびサブ・ファンドの投資対象の流動性は、為替レートおよび為替管理、金利の変化、政府の方針および税制の変更、および社会、政治および経済の不安定性または、サブ・ファンドが投資を行う国における、もしくは当該国に影響を及ぼすその他の出来事の悪影響を受けることがあります。

潜在的市場ボラティリティ

特定のアジア諸国の株式市場は、近年著しい価格変動を経験しており、将来かかる価格変動が起こらないとの保証はありません。

流動性

投資運用会社は、サブ・ファンドの勘定で、上場証券ならびに非上場証券に投資することができます。上場証券（特に中小企業の上場証券）への投資は、証券の流動性を保証するものではなく、非上場証券への投資は高い非流動性リスクにさらされます。極端な市況または注文規模によっては、必ずしも希望価格での買注文もしくは売注文の実行またはオープン・ポジションの清算ができるとは限りません。

企業の情報開示、会計および規制基準

一部の企業の情報開示は国際基準に比べて厳格ではなく、企業に関する公に利用できる情報も多くない場合があります。また、企業が日本、米国またはヨーロッパの企業に適用される会計基準とはかなりの点で異なる会計の基準および要件に従う場合があります。

ベトナム企業に投資を行う際のリスクには、以下を含みます。

未上場企業への投資

投資運用会社は、多額のキャピタル・ゲインをもたらす未上場企業への投資を意図しています。しかし、未上場企業への投資は、高いビジネス・リスクおよび財務リスクの影響を受けます。投資運用会社は、上場の合理的な可能性があるかと判断する企業に投資する場合がありますが、かかる上場が実現しない可能性があります。

一般に、未上場企業に対するサブ・ファンドの投資は評価が困難な場合があります、かかる投資の評価につき保護は殆どないか、または全くない可能性があります。ベトナムの証券取引所またはその他の取引所に上場されない場合、かかる投資対象は相当期間保有される可能性があります。

ベトナムにおける未上場企業へのサブ・ファンドの投資には広範囲に及ぶデューディリジェンスを要する場合があります。ただし、特に旧国営企業への投資については、限定されたデューディリジェンスのみを許可する販売プロセスで投資運用会社が株式を購入するため、または旧国営企業の記録が入手不可能な場合があるため、ベトナム市場において十分なデューディリジェンスを行うのは困難な場合があります。

旧国営企業への投資

旧国営企業は閉鎖的な環境で運営されており、民間企業およびコーポレート・ガバナンス慣行の国際基準に適合しない場合があります。国家は、引き続き旧国営企業株式の過半数を保有し、資源を国家の利益のために用いる可能性があります。旧国営企業には、過度の労働力等、従前からの名残を引き継ぐ場合があります。さらに、ベトナムにおける初期段階の法的インフラにより、旧国営企業の指揮において、個人による詐欺行為が誘発される可能性があります。

ベトナムの企業への投資に関するその他のリスク

投資先企業は、以下のとおり様々なリスクにさらされる可能性があります。

- a. 不十分な融資または資本調達
- b. 顧客集中リスク

- c. 原料価格変動に関する非効率的なヘッジまたは投機、在庫過多リスク、労働力の非効率的利用
および生産業務の中断
- d. 企業内外の詐欺行為の発見に関する不適切な内部統制
- e. 間違った事業戦略または業界動向予想の失敗
- f. 中間管理チームの不足または不適切性、および採用難
- g. 関連する為替レートの変化による競争力の変化

ベトナムの株式市場への投資リスクには、以下を含みます。

限定された投資機会

限られた魅力的な投資機会およびベトナム株式市場におけるベトナム国籍・外国籍両方の投資家による積極的な参加により、サブ・ファンドの潜在的利益は、株式の需要が供給を上回るために減じられる可能性があります。かかる状況の可能性は、旧国営企業の株式の売買の場合に特に高くなります。

また、サブ・ファンドは、投資機会が不十分である場合、サブ・ファンドが調達する資金の一部しか利用できない可能性があります。

競争力

ベトナムの国際化が進展しているため、同国内で運営を行う企業間の競争が高まっています。ベトナムの貿易体制の変化は、サブ・ファンドの投資対象の財務能力に悪影響を及ぼす場合があります。例えば、ベトナムがWTOへの加盟条件の一部としての貿易障害を減じる場合、国内向け産業はより効率的な企業との激しい競争に直面する可能性があります。これらの変化の結果、サブ・ファンドの投資対象の価値は著しく減少する可能性があります。

為替レート

受益証券の純資産価格は米ドル建てで表示され、特に米ドルとベトナム・ドン間の外国為替レートの変化に従って変動します。サブ・ファンドへの受益者の投資は米ドル建てでなされ、サブ・ファンドは投資を行う前に米ドルをベトナム・ドン(またはベトナム国外での投資の場合はその他の外貨)に交換します。サブ・ファンドは、かかる投資からの収益および実現利益を分配する前に、ベトナム・ドン(またはその他の通貨)を米ドルに交換し直さなければなりません。為替レートの変動が、()純資産総額および受益証券の純資産価格、または()受益者が、サブ・ファンドの非米ドル建て投資から得た収益および実現利益を米ドル建てに交換した後に米ドル建てで受領する分配金に悪影響を及ぼさないとの保証はありません。1999年から2015年の期間におけるベトナム・ドンの米ドルに対する価値推移は下記のとおりです。

年	ベトナム・ドン/米ドル
1999	14,029
2000	14,514
2001	15,083
2002	15,401
2003	15,642
2004	15,773
2005	15,918
2006	16,056
2007	16,017
2008	17,483
2009	18,479
2010	19,498
2011	21,034
2012	20,840
2013	21,095
2014	21,388
2015	22,485

通貨交換

サブ・ファンドの投資の大半はベトナム・ドン建ての証券に対して行われ、これらはベトナム・ドン建てで配当が支払われることが予想されます。投資運用会社は、受益者に分配を行うためベトナム・ドンを米ドルに交換し直す必要がありますが、現在、ベトナム・ドンは交換可能通貨ではありません。政府は、サブ・ファンドがハード・カレンシーを入手し得ることを保証しません。未上場企業に対する投資対象の売却に関し、ベトナムの首相決定第36号は、外国人投資家は、ベトナム法に基づき税債務を履行すれば、収益および実現利益をハード・カレンシーに交換でき、これを海外送金することができることを定めています。ただし、首相決定第36号および関連施行規則は、かかる送金に関する原則の概要の表明でしかありません。ベトナム国家銀行が、オフショア投資ファンドによるベトナム・ドンから外貨への交換手段の詳細を発表するまで、サブ・ファンドがかかる交換を行う際に交換が困難となる可能性があります。これには特別認可を要することが含まれることがあり、かかる認可を速やかに得られないか、または全く得られない可能性があります。交換の遅滞により、ベトナム・ドンがその他の通貨に対して値下がりすることに対するサブ・ファンドのエクスポージャーが高まります。

国内企業に対する投資可能性および制限および法律の変更

近年、プロの投資家が徐々に動きをみせているものの、ベトナム企業の証券への外国人投資家による投資は依然として様々なレベルで制限されています。国内未上場企業への投資は、特定の産業および分野でのみ可能です。その他の分野への投資には、首相の許可を要することがあります。ベトナムにおける法的枠組みの発展は、サブ・ファンドに対して投資機会を提示し、投資先企業の価値を減じます。法律がサブ・ファンドに有利に発展するとの保証はありません。

処分の制限

投資運用会社が投資対象を処分する能力およびかかる処分の時期および条件は、特定の場合につき第一優先先買権により制限されるかまたは影響を受けることがあります。未上場企業が上場されない場合で、かつサブ・ファンドが株式を処分するために交渉による売買が必要となる場合、当該未上場企業のその他の株主が第一優先先買権を有する場合があります。

限られた流動性

サブ・ファンドがベトナムでの投資対象を処分することは、より発展した市場の投資家がこれを行うよりもはるかに困難である可能性があります。ベトナムの証券取引所は2000年7月に運営を開

始したばかりで、他の地域の証券取引所より規制が強くなりがちであり、依然として流動性は限られています。投資運用会社は、サブ・ファンドの資産を、ベトナムの証券取引所またはその他の取引所に株式を上場すると投資運用会社が考える企業に投資することを目指しており、これにより投資対象の換金の可能性が促進されます。ただし、株式が上場された場合に投資先企業の上場または流動性の保証が達成される保証はありません。サブ・ファンドが投資を終了するために交渉による売買が依然として要求される場合があります。

上場できなかった未上場企業の証券の売却は不可能な場合があり、可能な場合は、本来の価格以下または投資運用会社の認識において市場価格からの大幅な割引でのみ行うことができるにすぎないことがあります。

破産手続における資産の実現に時間と費用がかかる可能性

ベトナム破産法は、容易に実施されない場合があります。破産を宣告された場合、企業またはその債権者は自らの支払不能および破産状態を証明するのに十分な根拠を持たなければなりません。かかる判断がなされた場合、事業破産の解決のために二段階の破産手続が適用されます。第一段階は、破産宣告です。破産手続きの調整段階において企業の事業再編が不可能となった場合、手続は資産実現段階へ移ることになります。

したがって、投資先企業に関する破産手続は、サブ・ファンドが資本を回収する前に相当期間係属する可能性があります。サブ・ファンドは、投資先企業が破産するかまたはサブ・ファンドに対する義務を履行しない場合、破産またはその他の法律に基づく限られた償還請求対象資産しか有しないことがあります。

譲渡および決済リスク

新しい取引所であるため、ベトナムの証券取引所の譲渡・決済システムは、その他の発展した市場に比べて進歩していない可能性があります。このため、サブ・ファンドは、証券および現金の回収、譲渡および処分過程において、サブ・ファンドは盗難、損失、詐欺、破損および遅滞等、多くのリスクにさらされる可能性があります。また、ベトナムにおける所有権の登記手続は信用性がない場合があり、違法の可能性があります。ベトナムのプロカーおよび副保管人が、発展した市場慣行に従って機能しない可能性があり、サブ・ファンドはさらなるリスクにさらされる可能性があります。

信用リスク

サブ・ファンドが無担保ベースで取引相手の信用にさらされる場合には、その限度で、債務不履行が生じた場合に、取引相手の資産に対し原則として優先的請求権を有しません。取引相手に有担保債権者が存在する場合、有担保債権者はサブ・ファンドに優先して当該取引相手から弁済を受ける権利を有します。さらに、サブ・ファンドは債務不履行に陥った取引相手の資産の残余価値を他の無担保債権者と共有しなければならない可能性があります。そのため、サブ・ファンドが債務不履行に陥った取引相手に有している債権額を回収するとの保証はありません。

政治的リスク

サブ・ファンドの資産価値および投資の価値は、政府、政府官僚または政府方針の変更により悪影響を受ける可能性があります。かかる変更には、財政政策、税制、投資規制、投資評価、証券規制および外貨交換または本国送金の変更が含まれます。ベトナムは、投資家および投資先企業に対する全体的な枠組みを改善する改革を数多く実施していますが、改革が継続するかまたは成功する保証はありません。政治的発展を期待することは困難であり、サブ・ファンドにより保有される投資先企業に様々な影響を及ぼします。

法制度

ベトナム経済に影響を与える法令規則は未だ草創期にあり、十分に発展していません。ベトナムの法制度は改善されつつあり、かつ政府は一層の法制改革を計画しているようですが、サブ・ファンドがベトナムにおいてその権利を法的手続により有効に執行し得る保証はありません。ベトナムの法制度が発展するにつれ、法令規則に矛盾やギャップが存在し、新しい法律および既存の法律への変更は外国人投資家に悪影響を及ぼす可能性があります。また、政府機関による法令規制の運用は相当の裁量によることがあります。さらに、司法制度は信頼性がないかまたは客観的でない場合があります。認知された法律上の権利を執行する能力が欠如している場合があります。投資家がより先進法域で投資を行えば投資家が期待できたと同じ程度の確実性はありませぬ。

外国仲裁裁定書の承認および発効

ベトナムにおける外国裁判所の裁定の承認にかかる法的サポートが欠如しているため、当事者はしばしば紛争解決手段として外国の仲裁裁判所を選択します。ただし、特定の種類の契約に関し、ベトナムにおける外国仲裁裁定書の承認および執行にかかる法的基準が存在するものの、ベトナムの裁判所がかかる裁定書を承認し、執行した事例は少なく、サブ・ファンドはこの規定に依拠することはできない場合があります。取引相手との間に締結した契約に記載される外国仲裁の条項にかかわらず、成功する保証はありません。

税務上の不確実性およびその影響

現在、ベトナムの税法は発展途上です。税法の施行は、関連規制に定める僅かな事項により、関連する税務当局に応じて変化することがあります。様々な税務上の取扱いは受益証券の所有に関連しており、受益者の個別の状況によって変化することがあります。

サブ・ファンドがベトナムに投資した資産から得た配当およびキャピタル・ゲインについては、ベトナムにおいて、税金が課されることがあります。

源泉徴収税に関するリスク

投資者は、ある市場におけるサブ・ファンドの投資対象の売却代金または当該投資対象に関する分配、配当あるいはその他の支払の受領は、当該市場当局により課される税金、納付金、義務またはその他の料金あるいは手数料（源泉課税を含みます。）が課されることに留意する必要があります。

米国外国口座税務コンプライアンス法（以下「FATCA」といいます。）は通常30%の源泉徴収税を、米国を源泉とするまたはその他の支払に課しています。サブ・ファンドが、関連する要求または義務についてFATCAを遵守することができなかった場合、サブ・ファンドにはサブ・ファンドが受領する支払に対して源泉徴収税が課され、それは純資産総額を減少させ、受益証券の価値に悪影響を与えます。FATCA源泉徴収税の賦課を避けるために、受託会社がサブ・ファンドに課されたあらゆる義務を果たそうと試みても、サブ・ファンドがかかる義務を果たすことができる保証はありません。受託会社は関連する源泉徴収税を、源泉徴収税が課されることになった投資者に割り当てることはできません。FATCAの遵守から生じる管理費用は、サブ・ファンドの営業費用の増加となることもあります。

会計、監査および財務報告基準

ベトナムの会計、監査および財務報告基準、実務および開示要件は、先進国のそれらとは異なっています。そのため、投資運用会社が入手可能な情報は、先進国への投資に関するものよりも少ない可能性があります。

市場リスク

市場リスクは、金融資産の価値が時価の変動により変化するリスクです。時価の変動が個別資産に固有の要因によるものか、市場におけるすべての資産に影響する要因によるものかを問いませ

ん。サブ・ファンドは、そのすべての投資につき市場リスクにさらされます。2003年から2015年のベトナム株価指数（VN指数）の現地通貨での推移は下記のとおりです。

年	ベトナム株価指数（VN指数）	対前年比騰落率（%）
2003	166.94	-
2004	239.29	+ 43.3
2005	307.50	+ 28.5
2006	751.77	+ 144.5
2007	927.02	+ 23.3
2008	315.62	- 66.0
2009	494.77	+ 56.8
2010	484.66	- 2.0
2011	351.55	- 27.5
2012	413.73	+ 17.7
2013	504.63	+ 22.0
2014	545.63	+ 8.1
2015	579.03	+ 14.7

伝染病

SARS、鳥インフルエンザまたはその他の伝染病の流行は、経済活動の大幅な低下をもたらす可能性があります。ベトナムはSARS発生地の中心に近い国のひとつであり、かつ他の国に比べて鳥インフルエンザの症例数も多くなっています。

ベトナムの投資規制に関する情報

上場企業への投資規制

外国人投資家の株式所有総数は、上場企業について、49%が上限となります。銀行については、その株式が上場しているか否かに関わらず、外国人持株比率は30%、外国機関投資家については15%に制限されています。株価の変動は、ホーチミン証券取引所においては1日当り7%、ハノイ証券取引所においては1日当り10%に制限されています。

すべての取引は、現地のブローカーおよび現地の保管銀行で開設された取引口座および保管口座を通じて行われなければなりません。

未上場企業への投資規制

非上場未公開企業の外国人持株比率は、30%に制限されています。外国人投資家は、未上場企業株式の購入にあたり、現地の商業銀行に特別口座を開設し、かかる口座をベトナム国家銀行に登録しなければなりません。海外投資家は、株式の売買、配当金または利益分配の受領および利用、または海外送金のための外貨購入または未上場企業の株式の購入に関するその他の取引を目的とした金銭の譲渡を、かかる口座を通じて行われなければなりません。

分配

本書の日付の時点で、管理会社は受益者に対し分配を支払うことを予定しておらず、むしろサブ・ファンドの純収益および実現されたキャピタル・ゲインはすべて再投資されることを予定しています。したがって、サブ・ファンドへの投資は、財務または税金対策の目的で現時点での収益を求める投資家には適していません。

リスクに対する管理体制

投資運用会社は、適用法ならびにサブ・ファンドの投資方針および制限を遵守することを保証するため、リスク管理およびコンプライアンスの手続を確立しました。かかる手続には、適用される投資限度および制限を遵守することに加えて、標準価格に対するポートフォリオの実績およびポートフォリオのリスク測定方法を定期的に監視することも含まれます。

サブ・ファンドはデリバティブ取引等を行っていません。

リスクに関する参考情報

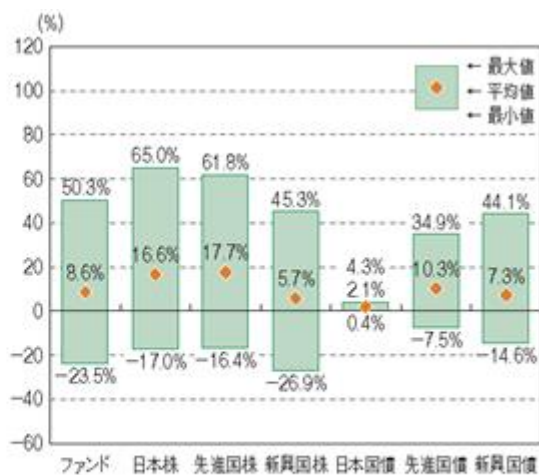
サブ・ファンドの課税前分配金再投資換算純資産価格・年間騰落率の推移

2011年2月～2016年1月の5年間ににおけるサブ・ファンドの課税前分配金再投資換算純資産価格（各月末時点）と、年間騰落率（各月末時点）の推移を示したものです。



サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較

このグラフは、サブ・ファンドと代表的な資産クラスを定量的に比較できるように作成したもので、左のグラフと同じ期間における年間騰落率（各月末時点）の平均と振れ幅を、サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの間で比較したものです。



出所: Bloomberg L.P.および指数提供会社のデータを基にFCインベストメント・リミテッドが作成

課税前分配金再投資換算純資産価格は、税引前の分配金を分配時にサブ・ファンドへ再投資したとみなして算出したものです。ただし、サブ・ファンドについては分配金の支払実績はないため、課税前分配金再投資換算純資産価格は純資産価格と等しくなります。

サブ・ファンドの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における課税前分配金再投資換算純資産価格を対比して、その騰落率を算出したものです。

サブ・ファンドの年間騰落率は、サブ・ファンドの基準通貨である米ドル建てで計算されており、円貨に為替換算されておられません。したがって、円貨に為替換算した場合、上記とは異なる騰落率となります。

代表的な資産クラスの年間騰落率（各月末時点）は、各月末とその1年前における下記の指数の値を対比して、その騰落率を算出したものです。

サブ・ファンドと代表的な資産クラスとの年間騰落率の比較は、上記の5年間の各月末時点における年間騰落率を用いて、それらの平均・最大・最小をグラフにして比較したものです。

サブ・ファンドは代表的な資産クラスの全てに投資するものではありません。

各資産クラスの指数

日本株... T O P I X（配当込み）

先進国株... ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックス

新興国株... S & P 新興国総合指数

日本国債... ブルームバーグ / E F F A S ボンド・インデックス・ジャパン・ガバメント・オール
（1年超）

先進国債... シティ世界国債インデックス（除く日本、円ベース）

新興国債... シティ新興国市場国債インデックス（円ベース）

（注）ラッセル先進国（除く日本）大型株インデックスおよびS & P 新興国総合指数は、Bloomberg L.P.が円換算しています。

T O P I X（東証株価指数）は、株式会社東京証券取引所（以下「株東京証券取引所」といいます。）の知的財産であり、指数の算出、指数値の公表、利用など同指数に関するすべての権利は、株東京証券取引所が有しています。なお、サブ・ファンドは、株東京証券取引所により提供、保証または販売されるものではなく、株東京証券取引所は、サブ・ファンドの発行または売買に起因するいかなる損害に対しても、責任を有しません。

ラッセル・インデックスに関連する登録商標、トレードマーク、サービスマークおよび著作権等の知的財産権、指数値の算出、利用その他一切の権利は、ラッセル・インベストメントに帰属します。インデックスは資産運用管理の対象とはなりません。またインデックス自体は直接的に投資の対象となるものではありません。

シティ世界国債インデックスおよびシティ新興国市場国債インデックスはCitigroup Index LLCにより開発、算出および公表されている債券インデックスです。

4【手数料等及び税金】

(1)【申込手数料】

海外における申込手数料

海外における申込手数料は徴収されません。

日本国内における申込手数料

申込手数料は、購入時の商品および関連する投資環境の説明および情報提供等、ならびに購入に関する事務コストの対価として収受されるものです。

日本国内における申込手数料は、以下のとおりです。

申込口数	申込手数料
10,000口未満	3.24%（税抜3.00%、税0.24%）
10,000口以上50,000口未満	2.70%（税抜2.50%、税0.20%）
50,000口以上	2.16%（税抜2.00%、税0.16%）

(2)【買戻し手数料】

海外における買戻し手数料

海外における買戻し手数料は徴収されません。

日本国内における買戻し手数料

日本国内における買戻し手数料は徴収されません。

(3)【管理報酬等】

受託報酬

受託報酬は、ファンドの受託業務の対価として受託会社に支払われます。

受託会社は、サブ・ファンドの資産から、純資産総額に対し年率0.06%を上限とする報酬（但し、年間で1万米ドルを下回らないものとします。）を受領する権利を有します。

受託会社はまた、サブ・ファンドの資産から、(a)純資産総額20百万米ドル以下の部分に対し、年率0.11%および(b)純資産総額20百万米ドルを超える部分に対し、年率0.10%で計算される管理事務報酬（但し、年間で15,000米ドルを下回らないものとします。）を受領する権利を有します。管理事務報酬は、ファンド資産の管理事務代行業務の対価として受託会社に支払われます。

上述の受託報酬は、各評価日に発生し、実績報酬（以下に定義されます。）（もしあれば）控除前に計算されます。受託報酬は毎月後払いで支払われます。

さらに、受託会社は、取引手数料およびサブ・ファンドの年次財務書類の作成に関する報酬を請求する権利を有します。

また、受託会社は、サブ・ファンドの登録事務代行業務に関して、年3,000米ドルを超えない額（毎月後払いで比例配分に基づき支払われます。）も請求します。受託会社は登録事務代行業務に関して、受益証券の申込み・買戻しおよび受益者への分配（もしあれば）の手続きに関する取引手数料の支払いを受ける権利も有します。

これらの報酬は、サブ・ファンドにより支払われます。管理事務代行会社の報酬は、上述の受託報酬から支払われます。

受託会社および管理事務代行会社は、以下の場合を含むがこれらに限定されない状況において、受託会社および管理会社の間または受託会社、管理事務代行会社および管理会社の間（場合によります。）で合意した額の追加報酬を受領する権利を有します。

- ・ 受託会社または管理事務代行会社による追加業務が必要となった場合
- ・ 英文目論見書、英文目論見書別紙1または信託証書の修正
- ・ ファンドまたはサブ・ファンドの他の業務提供者のインフラ変更に伴い、受託会社または管理事務代行会社のインフラに変更が必要となった場合

- ・ ファンドまたはサブ・ファンドのストラクチャーの変更に伴い、受託会社または管理事務代行会社の書類または業務に変更が必要となった場合
- ・ ファンドまたはサブ・ファンドの終了

受託会社および管理事務代行会社の適正な立替費用はすべてサブ・ファンドが負担します。当該立替費用には、関連銀行取引維持管理費、銀行間振替費ならびに関連する通話料、郵送料、宅配料、ファクシミリ送受信料および印刷費を含みますが、これらに限定されません。

保管会社は、保管会社および受託会社の間で合意した料率でサブ・ファンドの資産から報酬の支払いを受けます。保管報酬は、ファンドの資産の保管業務の対価として受託会社を通じて保管会社に支払われます。

保管会社は、以下の場合を含むがこれらに限定されない状況において、受託会社および保管会社の間で合意した額の追加報酬を受領する権利を有します。

- ・ 保管会社による追加業務が必要となった場合
- ・ 英文目論見書、英文目論見書別紙1または信託証書の修正
- ・ ファンドまたはサブ・ファンドの他の業務提供者のインフラ変更に伴い、保管会社のインフラに変更が必要となった場合
- ・ ファンドまたはサブ・ファンドのストラクチャーの変更に伴い、保管会社の書類または業務に変更が必要となった場合
- ・ ファンドまたはサブ・ファンドの終了

副保管会社の任命に関するすべての報酬または手数料、当該副保管会社が負担する経費、ならびに保管会社の適正なすべての立替費用は、サブ・ファンドが負担します。当該立替費用には、関連銀行取引維持管理費、銀行間振替費ならびに関連する通話料、郵送料、宅配料、ファクシミリ送受信料および印刷費を含みますが、これらに限定されません。

2015年9月30日に終了した会計年度中の受託報酬は18,285米ドル、保管報酬および管理事務報酬は215,803米ドル、登録手数料は3,000米ドルでした。

管理報酬

管理報酬は、ファンド資産の管理・運用業務の対価として管理会社に支払われます。

管理会社は、各評価日に計算される純資産総額の年率0.09%の管理報酬を受領する権利を有します。この管理報酬は、各評価日に発生し、実績報酬（もしあれば）控除前に計算されます。管理報酬は毎月後払いで支払われます。

2015年9月30日に終了した会計年度中の管理報酬は、27,427米ドルでした。

投資運用報酬

投資運用報酬は、ファンド資産の運用業務の対価として投資運用会社に支払われます。

投資運用会社は、サブ・ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産総額（実績報酬（もしあれば）控除前）の0.8%に相当する報酬を、毎月後払いで受領する権利を有します。

2015年9月30日に終了した会計年度中の投資運用報酬は、243,740米ドルでした。

また、投資運用会社は、各暦四半期末に計算され、後払いで支払われる実績報酬（以下「実績報酬」といいます。）を受領する権利を有します。ある暦四半期（以下「該当四半期」といいます。）に関する実績報酬は、該当四半期末における受益証券の純資産価格が該当四半期の各前四半期末における受益証券の純資産価格の最高値を超過した額の15%または当初発行価格100米ドルに、該当四半期中に発行されている受益証券の平均口数を乗じた額に相当します。サブ・ファンドの実績は、受益証券1口当たり100米ドルの当初発行価額について評価され、最初の暦四半期について按分されます。

該当四半期に関する実績報酬は、以下のとおり算定されます。

実績報酬 = (当該四半期末日の受益証券の純資産価格 - ハイ・ウォーターマーク) × 15% × 当該四半期中に発行されている受益証券の平均口数

「該当四半期末日の受益証券の純資産価格」とは、該当四半期の最終評価日付けのサブ・ファンドの受益証券の純資産価格をいいます。

「ハイ・ウォーターマーク」とは、各前四半期末付けの受益証券の純資産価格の最高値または100米ドルのいずれか高い方の額をいいます。

「該当四半期中に発行されている受益証券の平均口数」とは、該当四半期中の各評価日において発行済みの受益証券口数の日々の平均をいいます。

管理会社は、投資運用会社の事前の同意をもって、実績報酬を放棄することができます。

ある評価日に受益証券の申込価格および買戻価格を算定する目的において、実績報酬はかかる評価日に発生しますが、実績報酬を決定するための該当四半期末における受益証券の純資産価格の算定においては、かかる発生額は無視されます。

2015年9月30日に終了した会計年度中の実績報酬はありませんでした。

代行協会員報酬および販売報酬

代行協会員報酬は、純資産価格の公表を行い、また、目論見書、運用報告書を販売取扱会社に送付する等の業務の対価として代行協会員に支払われます。また、販売報酬は、口座内でのサブ・ファンドの事務手続き、運用報告書等各種書類の送付、購入後の情報提供等の対価として販売会社に支払われます。

販売会社は、サブ・ファンドの資産から、各評価日に発生し計算される純資産総額(実績報酬(もしあれば)控除前)の年率0.5%に相当する報酬を、毎月後払いで受領する権利を有します。また、代行協会員は、サブ・ファンドの資産から、サブ・ファンドの代行協会員の資格において、各評価日に発生し計算される純資産総額(実績報酬(もしあれば)控除前)の年率0.2%に相当する報酬を、毎月後払いで受領する権利を有します。

2015年9月30日に終了した会計年度中の代行協会員報酬および販売報酬は、それぞれ60,949米ドルおよび152,371米ドルでした。

(4) 【その他の手数料等】

受託会社は、下記に掲げたものを含むもののこれらに限られないサブ・ファンド自身の直接の運営費用をサブ・ファンドの信託財産からのみ支払います。

サブ・ファンドの資産および収益に課されるすべての公租公課

サブ・ファンドの組入証券に関わる取引について支払うべき通常の銀行取引手数料(かかる手数料は取得価額に含まれ、また売却価額からは控除されます。)

券面印刷費、基本信託証書およびサブ・ファンドに関するその他一切の書類(サブ・ファンドまたはファンド証券の募集に関する規制当局(各国の証券業協会を含みます。)に提出すべきまたは日本の投資家に配布すべき有価証券届出書および目論見書を含みます。)の作成および/または提出および印刷費用

上述の規制当局の適用法令に基づき要求される年次報告書、半期報告書およびその他の報告書または書類を、受益者および実質上の受益者の利益のために必要とされる言語で作成し、かつ配布する費用

サブ・ファンドの受益者および実質上の受益者に対する公告の作成および交付費用

サブ・ファンドの受益証券のマーケティング費用(広告費用を含みます。)

合理的な額の弁護士、監査および会計士の手数料および費用

ファンドの受託会社としてのHSBCトラスティー(ケイマン)リミテッドの退任、ファンドの新受託会社としてのG.A.S.(ケイマン)リミテッドの任命および管理事務代行会社および保管会社の任命に係る費用は、ファンド全体で71,303.18米ドルでした。かかる費用は、既存のサブ・ファンドからすべて支払われるものとし、かかる費用は全額支払われました。

2015年9月30日に終了した会計年度中のその他の費用は、128,461米ドルでした。

(5) 【課税上の取扱い】

(A) 日本

本書の日付現在、日本の受益者に対する課税については、以下のような取扱いとなります。

本ファンドは、税法上、公募外国株式投資信託として取扱われます。ただし、将来における税務当局の判断によりこれと異なる取扱いがなされる可能性もあります。

ファンドが税法上公募外国株式投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内株式投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。日本の個人受益者は、総合課税または申告分離課税のいずれかを選択して確定申告をすることもできますが、確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。申告分離課税を選択した場合、一定の上場株式等（租税特別措置法に定める上場株式等をいいます。以下同じです。）の譲渡損失（繰越損失を含みます。）との損益通算が可能です。
- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金（表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。）については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ（一定の公共法人等（所得税法別表第一に掲げる内国法人をいいます。以下同じです。）を除きます。）、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます（平成50年1月1日以後は15%の税率となります。）。
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

（注）日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

ファンドが税法上公募外国公社債投資信託である場合

- (1) 受益証券は、特定口座を取り扱う金融商品取引業者の特定口座において取り扱うことができます。
- (2) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、ファンドの分配金は、公募国内公社債投資信託の普通分配金と同じ取扱いとなります。
- (3) 国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、日本の個人受益者が支払いを受けるファンドの分配金については、20.315%（所得税15.315%、住民税5%）（平成50年1月1日以後は20%（所得税15%、住民税5%））の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。日本の個人受益者は、申告分離課税が適用されますので原則として確定申告を

することになります。確定申告不要を選択することにより、源泉徴収された税額のみで課税関係を終了させることもできます。

確定申告不要を選択しない場合、一定の上場株式等の譲渡損失(繰越損失を含みます。)との損益通算が可能です。

- (4) 日本の法人受益者が支払いを受けるファンドの分配金(表示通貨ベースの償還金額と元本相当額との差益を含みます。)については、国内における支払の取扱者を通じて支払いを受ける場合、所得税のみ15.315%の税率による源泉徴収が日本国内で行われ(一定の公共法人等または金融機関等を除きます。)、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます(平成50年1月1日以後は15%の税率となります。)
- (5) 日本の個人受益者が、受益証券を買戻請求等により譲渡した場合(他のクラスの受益証券に転換した場合を含みます。)は、上場株式等に係る譲渡益課税の対象とされ、受益証券の譲渡損益(譲渡価額から取得価額等を控除した金額(邦貨換算額)をいいます。以下同じです。)に対して、源泉徴収選択口座において、20.315%(所得税15.315%、住民税5%)(平成50年1月1日以後は20%(所得税15%、住民税5%))の税率による源泉徴収が日本国内で行われます。受益証券の譲渡損益は申告分離課税の対象となり、税率は源泉徴収税率と同一ですが、確定申告不要を選択した場合は源泉徴収された税額のみで課税関係は終了します。譲渡損益は、一定の他の上場株式等の譲渡損益および一定の上場株式等の配当所得等との損益通算が可能です。確定申告を行う場合、一定の譲渡損失の翌年以降3年間の繰越も可能です。
- (6) 日本の個人受益者の場合、ファンドの償還についても譲渡があったものとみなされ、(5)と同様の取扱いとなります。
- (7) 日本の個人受益者についての分配金ならびに譲渡および買戻しの対価については、一定の場合、支払調書が税務署長に提出されます。

(注) 日本の受益者は、個人であるか法人であるかにかかわらず、ケイマン諸島に住所または登記上の営業所もしくは恒久的施設を有しない場合、受益証券への投資に対しケイマン諸島税務当局により課税されることは一切ありません。

税制等の変更により上記 ないし に記載されている取扱いは変更されることがあります。税金の取扱いの詳細については、税務専門家等に確認することを推奨します。

(B) ケイマン諸島

ケイマン諸島の政府は、既存の法律に基づき、ファンド、サブ・ファンドまたはその受益者に対して所得税、法人税もしくはキャピタル・ゲイン税、遺産税、相続税、贈与税または源泉徴収税を課しません。ケイマン諸島は、ファンドに関する支払いに適用される二重課税回避条約は、いかなる国とも締結していません。本書提出日付現在、ケイマン諸島には一切の為替管理が存在しません。

ファンドは、ケイマン諸島内閣の総督から、信託法第81条に基づき、ファンドの設定日から50年間、所得または資本資産、収益もしくは価格上昇に対して科される税金もしくは賦課金、または遺産税もしくは相続税の性質を有する税金を課するために爾後制定されるいかなるケイマン諸島の法律も、ファンドを構成する財産またはファンドに生じる利益に適用されないか、またはかかる財産または利益に関し受託会社または受益者に適用されないとの保証を受領しております。

ケイマン諸島において、受益証券の譲渡または買戻しに関して印紙税は課されません。

<ケイマン諸島金融機関報告体制およびFATCA>

ケイマン諸島は、国際的な税務コンプライアンスと情報交換の向上のための政府間協定を、米国および英国との間でそれぞれ調印しています。米国との間では、米国外国口座税務コンプライアンス法(以下「US FATCA」といいます。)の自動税務情報交換要件の効力を発生させる(非互恵的)政府間協定(以下「US IGA」といいます。)のモデル1(b)が調印され、また、英国との間でも、英国の課税対象居住者または法主体に関する税務情報の自動交換に関する同様の政府間協定(以下「UK IGA」といい、US IGAと総称して「IGAs」といいます。)が調印されました。

2014年7月4日、IGAsの効力を発生させるケイマン諸島の規制(以下、US IGAに関しては「ケイマン米国規制」といい、UK IGAに関しては「ケイマン英国規制」といい、また総称して「本規制」といいます。)が発行されました。本規制に基づき、ケイマン諸島税務情報局(以下「ケイマン諸島税務情報局」といいます。)は、IGAsの適用に関する手引書(ケイマン諸島税務情報局により再検討中であり、定期的に改訂されます。)(以下「本手引書」といいます。)を公表しました。US IGAは、ケイマン米国規制(ならびに同規制を通じてUS IGAおよび本手引書)を遵守するケイマン諸島の金融機関(以下「FI」といいます。)が、US FATCAのデュー・ディリジェンスおよび報告要件を満たすものとして扱われ、したがってUS FATCAの要件を「遵守しているとみなされ」、源泉徴収税を免除され、また、非協力口座の閉鎖を要求されないことを規定しています。適用対象の法主体による本規制の不遵守は犯罪であり、かかる法主体は、陪審によらない有罪判決により、罰金および、特定の場合には、当該法主体の経営者が懲役を科されます。問題の行為が、その同意もしくは黙認により実行されまたはその他その懈怠に起因する場合には、特定の法主体の取締役、ジェネラル・パートナー、受託者、秘書役およびその他の類似の役員ならびに支配者も、訴訟を提起される可能性があります。

本規制は、FIを「報告FI」または「報告外FI」のいずれかに分類します。当初の段階では、全てのケイマンFIが報告外FIの適格要件を満たさない限り、報告FIに分類されます。報告外FIの分類は、該当するIGAの別紙の相互参照により、本規制において定義されます。

US FATCAに関連して、ケイマン米国規制に基づき、報告FIは、特に、()米国内国歳入庁(以下「IRS」といいます。)との間で「FFI契約」を締結することを義務付けられず、()グローバル仲介人識別番号を取得するためにIRSに登録することを義務付けられ、()口座が「特定米国人」により直接的または間接的に保有されているか否かを特定するために、その投資者のデュー・ディリジェンスを行うことを義務付けられ、また、()当該特定米国人に関する情報をケイマン諸島税務情報局に報告することを義務付けられます。ケイマン諸島税務情報局は、毎年、報告を受けた情報をIRSとの間で自動的に交換します。報告外FIは、これらの要件を免除されます。報告FIおよび報告外FIはいずれも、FATCA源泉徴収税(現

税率：30%)の課税を回避するために、米国納税申告用紙において、そのUS FATCA上の地位に関する自己証明を源泉徴収代理人に提出しなければならない場合があります。US FATCA源泉徴収税は、US IGAの条項に従い、サブ・ファンドに代わる受託会社への支払に対しては課せられませんが、受託会社が「重大な不遵守」により不参加金融機関(US IGAに定義されます。)とみなされる場合にはこの限りではありません。ケイマン米国規制は、受託会社が、US FATCAまたはその他により、サブ・ファンドに代わり受託会社による口座保有者への支払について源泉徴収を行うことを義務付けていません。

ケイマン英国規制は、ケイマン米国規制と同様の要件を課しているため、受託会社は、「特定英国人」により直接的または間接的に保有される口座の特定およびケイマン諸島税務情報局に対する当該特定英国人に関する情報の提供を義務付けられ、ケイマン諸島税務情報局は、毎年、英国の税務当局である英国歳入関税庁(以下「英国歳入関税庁」といいます。)との間で当該情報を交換します。UK IGAに関する源泉徴収税体制は設定されておらず、また報告FIは英国歳入関税庁に登録することを義務付けられていません。

ケイマン諸島政府は、第三国の財政当局(以下「海外財政当局」といいます。)に対する同様の報告体制を導入するために、US IGAおよびUK IGAと同様の追加的な政府間協定(以下「追加IGA」といいます。)を第三国との間で締結しており、また締結することがあります。

投資者は、サブ・ファンドに投資する(または継続投資する)ことにより、以下の事項を認めているものとみなされます。

- () サブ・ファンド、受託会社、管理会社および/またはそれら各々の代理人またはサービス・プロバイダーは、投資者に関する一定の機密情報(投資者の氏名、住所、納税者識別番号(もしあれば)、社会保障番号(もしあれば)および投資者の投資に関連する一定の情報を含まれますが、これらに限られません。)をケイマン諸島税務情報局に開示するよう義務付けられることがあります。
- () ケイマン諸島税務情報局は、上記に記載される通り、米国内国歳入庁、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局との間で自動的な情報交換を行うよう義務付けられることがあります。
- () サブ・ファンド、受託会社、管理会社および/またはそれら各々の代理人またはサービス・プロバイダーは、米国内国歳入庁、英国歳入関税庁およびその他のケイマン諸島外の財政当局に登録するときに、また、かかる規制当局が追加的な照会のために受託会社または管理会社(または直接それら各々の代理人あるいはサービス・プロバイダー)に連絡してきた場合、かかる規制当局に対して一定の機密情報を開示するよう義務付けられることがあります。
- () サブ・ファンド、受託会社、管理会社および/またはそれら各々の代理人またはサービス・プロバイダーは、本ファンド、受託会社、管理会社および/またはそれら各々の代理人またはサービス・プロバイダーがケイマン諸島税務情報局に対して開示するよう義務付けられる可能性がある追加情報および/または書類を提供することを、投資者に対して要求することができます。
- () 投資者が要求された情報および/または書類を提供しない場合、受託会社および/または管理会社は、かかる行為が受託会社による法令遵守違反またはサブ・ファンドが関連法令もしくは政府間協定の下で源泉徴収税を課されるリスクに実際に発展するか否かに関わらず、自身の判断により、対象となる投資者の強制買戻しまたは登録抹消を含みますがこれらに限られない対応措置を講じおよび/またはあらゆる救済措置を求める権利を留保します。
- () US IGA、UK IGA、追加的政府間協定もしくはマネーロンダリング規則のいずれかまたはこれらに基づく関連規制のいずれかを遵守するためにサブ・ファンド、受託会社、管理会社および/またはそれら各々の代理人またはサービス・プロバイダーによりまたは受託会社のために講じられる対応措置または実施される救済措置の結果として生じる

一切の損害または負債に対し、かかる対応措置または救済措置の影響を受ける投資者は、サブ・ファンド、受託会社、管理会社および/またはそれら各々の代理人またはサービス・プロバイダーに対する請求権を有しないものとします。

(C) その他の法域

米国またはケイマン諸島以外の法域でサブ・ファンドにより認識された収益および一定のファンド証券に支払われる分配金は、当該法域において、税金が課せられることがあります。

5【運用状況】

(1)【投資状況】(資産別および地域別の投資状況)

(2016年1月末日現在)

資産の種類	国名	時価合計 (米ドル)	投資比率 (%)
株式	ベトナム	26,892,022.38	96.75
現金・その他の資産(負債控除後)		902,510.86	3.25
総計(純資産総額)		27,794,533.24 (約3,360百万円)	100.00

(注) 投資比率とは、サブ・ファンドの純資産総額に対する当該資産の時価の比率をいいます。以下同じです。

(2) 【投資資産】

【投資有価証券の主要銘柄】

(2016年 1 月末日現在)

順位	銘柄	国名	業種	株式数 (株)	帳簿価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
1	VIETNAM DAIRY PRODUCTS VND	ベトナム	食品	1,325,600	1.13	1,498,227.30	5.23	6,928,118.95	24.93
2	FPT CORP VND	ベトナム	電子装置	1,478,821	2.25	3,320,046.53	2.09	3,091,565.42	11.12
3	REFRIGERATION ELEC ENGINEERING VND	ベトナム	コングロメリット	2,059,904	1.04	2,142,826.13	1.14	2,348,077.10	8.45
4	MILITARY COMMERCIAL BK VND	ベトナム	銀行	3,173,753	0.62	1,975,039.20	0.65	2,059,114.36	7.41
5	BINH MINH PLASTICS JS VND	ベトナム	建設関連製品	364,000	2.09	759,816.52	5.45	1,984,410.90	7.14
6	DHG PHARMACEUTICAL VND	ベトナム	医薬品	525,044	2.00	1,050,705.71	2.97	1,561,293.26	5.62
7	JS COMM BANK FOREIGN TRADE VIETNAM VND	ベトナム	銀行	707,500	1.86	1,316,800.28	1.87	1,319,689.12	4.75
8	VINGROUP JSC VND	ベトナム	不動産	537,412	1.95	1,050,637.13	2.14	1,152,548.39	4.15
9	PETROVIETNAM NHON TRACH 2 PO VND	ベトナム	電力	697,500	1.18	824,223.43	1.19	829,646.32	2.98
10	BK FOR INVESTMENT AND DEV VIET VND	ベトナム	銀行	1,017,903	1.11	1,134,178.89	0.76	770,478.49	2.77
11	MOBILE WORLD INV VND	ベトナム	小売	208,237	4.40	916,804.24	3.24	675,515.40	2.43
12	HOA PHAT GROUP JSC VND	ベトナム	鉄鋼	523,575	1.04	542,240.57	1.24	648,718.74	2.33
13	DAT XANH REAL ESTATE SERVICE VND	ベトナム	不動産	600,000	0.80	480,858.27	0.82	489,299.40	1.76
14	VIETNAM JS COMMERCIAL BK VND	ベトナム	銀行	550,007	0.98	540,250.11	0.77	426,227.55	1.53

順位	銘柄	国名	業種	株式数 (株)	帳簿価額(米ドル)		時価(米ドル)		投資 比率 (%)
					単価	合計	単価	合計	
15	HO CHI MINH CTY IN VND	ベトナム	運輸	400,000	0.93	372,473.82	1.01	403,694.52	1.45
16	PETROVIETNAM GAS JS VND	ベトナム	ガス	224,340	2.16	485,178.07	1.77	396,221.14	1.43
17	SUPERDONG FAST FERRY KIEN GI VND	ベトナム	運輸	67,500	3.88	261,931.57	4.05	273,710.30	0.98
18	SAIGON SECURITIES INC VND	ベトナム	証券	230,000	1.09	250,602.98	0.92	212,435.23	0.76
19	GEMADEPT CORP VND	ベトナム	運輸	100,000	1.89	189,021.14	1.80	180,220.77	0.65
20	BAO MINH INSURANCE VND	ベトナム	保険	156,790	1.15	179,537.03	1.10	173,072.99	0.62
21	VINH HOAN CORP VND	ベトナム	食品	123,300	1.71	210,358.82	1.29	158,881.73	0.57
22	BAOVIET HLDGS VND	ベトナム	保険	60,000	2.59	155,586.46	2.30	137,868.88	0.50
23	VIETNAM CONTAINER SHIPPING VND	ベトナム	運輸	40,000	3.50	140,088.77	3.31	132,462.27	0.48
24	MA SAN GROUP CORP VND	ベトナム	食品	40,000	3.45	137,951.28	3.27	130,660.06	0.47
25	PHUNHUAN JEWELRY JSC VND	ベトナム	アパレル	50,000	1.65	82,733.58	2.02	101,148.91	0.36
26	HAITEN 1 CEMENT JSC VND	ベトナム	建設資材	85,210	1.24	105,788.43	1.16	98,666.23	0.35
27	KHANG DIEN HOUSE TRADING AND INV JSC VND	ベトナム	不動産	100,000	1.02	102,275.55	0.95	94,615.90	0.34
28	CENTURY SYNTHETIC FIBER CORP VND	ベトナム	繊維	55,000	1.51	83,319.77	1.31	71,863.03	0.26
29	PETROVIETNAM DRILLING WELL VND	ベトナム	エネルギー	20,330	2.94	59,795.75	1.04	21,067.36	0.08
30	MAI LINH GROUP VND	ベトナム	サービス	509,434	3.29	1,674,853.37	0.04	20,657.38	0.07

【投資不動産物件】

該当事項ありません(2016年1月末日現在)。

【その他投資資産の主要なもの】

該当事項ありません(2016年1月末日現在)。

(3) 【運用実績】

【純資産の推移】

下記各会計年度末および2016年1月末日前1年間における各月末の純資産の推移は次のとおりです。

	純資産総額		純資産価格	
	米ドル	円	米ドル	円
第1会計年度末 (2007年9月末日)	94,684,368.13	11,444,499,576	117.48	14,200
第2会計年度末 (2008年9月末日)	55,479,802.24	6,705,843,697	77.22	9,334
第3会計年度末 (2009年9月末日)	63,762,361.80	7,706,956,671	96.54	11,669
第4会計年度末 (2010年9月末日)	50,240,396.38	6,072,556,710	82.75	10,002
第5会計年度末 (2011年9月末日)	38,528,310.90	4,656,916,938	70.51	8,523
第6会計年度末 (2012年9月末日)	37,522,256.50	4,535,315,143	76.50	9,247
第7会計年度末 (2013年9月末日)	46,079,927.65	5,569,680,855	114.97	13,896
第8会計年度末 (2014年9月末日)	39,381,726.02	4,760,069,224	137.21	16,585
第9会計年度末 (2015年9月末日)	27,642,073.20	3,341,097,388	112.98	13,656
2015年2月末日	31,001,173.67	3,747,111,861	123.16	14,886
3月末日	28,260,869.99	3,415,891,356	114.92	13,890
4月末日	28,211,388.81	3,409,910,565	116.66	14,101
5月末日	26,750,378.20	3,233,318,213	112.09	13,548
6月末日	27,053,012.88	3,269,897,667	117.84	14,243
7月末日	29,491,151.68	3,564,595,504	123.12	14,882
8月末日	28,053,360.96	3,390,809,739	114.58	13,849
9月末日	27,642,073.20	3,341,097,388	112.98	13,656
10月末日	30,566,044.16	3,694,517,758	124.22	15,014
11月末日	29,207,027.11	3,530,253,367	118.97	14,380
12月末日	29,047,590.18	3,510,982,225	119.71	14,469
2016年1月末日	27,794,533.24	3,359,525,233	115.18	13,922

(注) 会計年度末および中間期末の財務諸表において表示されている数値は、管理報酬、受託報酬およびその他費用がその発生時に費やされるものとして作成されることがあり、また、金融資産評価勘定について期末における公正価値を調整した数値が表示されることがあるため、募集目論見書に従って計算されている上記の純資産総額とは異なることがあります。

純資産総額および純資産価格の推移



【分配の推移】

該当事項はありません。

【収益率の推移】

会計年度	収益率（注）
第1会計年度	17.48%
第2会計年度	-34.27%
第3会計年度	25.02%
第4会計年度	-14.28%
第5会計年度	-14.79%
第6会計年度	8.50%
第7会計年度	50.29%
第8会計年度	19.34%
第9会計年度	-17.66%

(注) 収益率(%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 会計年度末の純資産価格（当該会計年度の分配金の合計額を加えた額）

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の純資産価格（分配落の額）（第1会計年度の場合、当初発行価格（100米ドル））

収益率の推移



(注) 収益率 (%) = $100 \times (a - b) / b$

a = 当該会計年度最終日の純資産価格(当該会計年度の分配金の合計額を加えた額)

b = 当該会計年度の直前の会計年度末の純資産価格(分配額の額)(第一会計年度の場合、当初発行価格(100米ドル))

(4) 【販売及び買戻しの実績】

下記会計年度における販売および買戻しの実績ならびに下記会計年度末日現在の発行済口数は次の通りです。

会計年度	販売口数	買戻口数	発行済口数
第1会計年度 (自 2006年8月28日 至 2007年9月30日)	983,893 (983,893)	177,946 (177,946)	805,947 (805,947)
第2会計年度 (自 2007年10月1日 至 2008年9月30日)	120,229 (120,229)	207,697 (207,697)	718,479 (718,479)
第3会計年度 (自 2008年10月1日 至 2009年9月30日)	36,953 (36,953)	94,934 (94,934)	660,498 (660,498)
第4会計年度 (自 2009年10月1日 至 2010年9月30日)	13,915 (13,915)	67,301 (67,301)	607,112 (607,112)
第5会計年度 (自 2010年10月1日 至 2011年9月30日)	18,145 (18,145)	78,847 (78,847)	546,410 (546,410)
第6会計年度 (自 2011年10月1日 至 2012年9月30日)	11,779 (11,779)	67,680 (67,680)	490,509 (490,509)
第7会計年度 (自 2012年10月1日 至 2013年9月30日)	12,862 (12,862)	102,563 (102,563)	400,808 (400,808)
第8会計年度 (自 2013年10月1日 至 2014年9月30日)	8,389 (8,389)	122,858 (122,858)	286,339 (286,339)
第9会計年度 (自 2014年10月1日 至 2015年9月30日)	30,469 (30,469)	72,142 (72,142)	244,666 (244,666)

(注1) () の内の数は本邦内における販売・買戻しおよび発行済口数です。

(注2) 第1会計年度の販売口数には、当初募集期間中の販売口数を含みます。

第2【管理及び運営】

1【申込（販売）手続等】

（イ）海外における販売手続等

受益証券は各取引日に関係取引日付で計算された純資産価格と等しい価格で適格投資家に対し発行されます。

受益証券の申込みは、申込書を使用して行われます。申込書は、署名済みの文書をスキャンし、電子メールまたはファクシミリで管理事務代行会社へ送付されます。ただし、現在受益者ではない申込者については、申込書の原本が直ちに管理事務代行会社に対して送付されなければなりません。署名済みの文書をスキャンし、電子メールまたはファクシミリにより送信された申込書は、関係取引日の東京時間午後4時30分までに管理事務代行会社によって受領されなければなりません。申込書が管理事務代行会社によってかかる日時までに受領されない場合、管理会社は、その裁量により、申込みの受領を拒絶し、受益証券の発行を拒絶することができます。管理会社、受託会社および管理事務代行会社のいずれも署名済みの文書をスキャンし、電子メールまたはファクシミリにより送信された申込書が管理事務代行会社によって受領されない結果生じた損失に対して責任を負いません。

管理会社と別途同意した場合を除いて、募集に対する募集金額は関係取引日から起算して6ファンド営業日目までにサブ・ファンドの口座に決済済み資金で送金されなければなりません。受領した募集金額が米ドル以外の通貨の場合、転換日において受託会社または管理事務代行会社と関連のある銀行によって提供される為替レートで米ドルに転換されます（なお、受益証券に対する投資に先立ち銀行手数料およびその他の為替手数料が募集金額より差し引かれます。）。かかる転換は受託会社により行われますが、その費用およびリスクについて受益者が負担することがあります。募集金額が関係取引日から起算して6ファンド営業日目までに管理事務代行会社によって受領されない場合には、管理会社はその裁量により、支払金額を受領し受益証券を発行するか、または支払金額の受領を拒絶し、受益証券の発行を拒絶することができます。受益証券は1口単位で販売されます。募集金額は関係する申込者名義の銀行口座からのみ支払われます。第三者名義の銀行口座から支払われた募集金額は受領されません。

販売手数料

受益証券の各申込みに対し、日本における販売会社を通じて、最大3.15%の販売手数料（日本の消費税を含みます。）が日本における販売会社により課されることがあります。

最低投資額

申込者一名当たりの最低投資額は、受益証券10口とします。

（ロ）日本における販売手続等

日本においては、有価証券届出書「第一部証券情報、（7）申込期間」に記載される申込期間中の各日に同書第一部証券情報に従って取扱いが行われます。

2【買戻し手続等】

（イ）海外における買戻し手続等

各受益者は、サブ・ファンドによる受益証券の買戻しを請求することができます。買戻しは、各ファンド営業日、または、管理会社が受託会社と協議の上、サブ・ファンドについて随時決定する日（以下「買戻日」といいます。）に実施されます。

受益証券は、関連する買戻日における受益証券の純資産価格で買戻されます。買戻手数料はかかりません。

買戻日に受益証券の買戻しを実施するためには、受益者が適法に作成し署名した買戻請求書がスキャンされ、電子メールまたはファクシミリにより、関連する買戻日の午後4時30分（東京時間）までに管理事務代行会社により受領されていることを要します。当該時刻を過ぎて受領された買戻請求書は、次の買戻日に取扱われます。買戻請求書がファクシミリまたは電子メールで送信された場

合において、それが管理事務代行会社に到達しなかったとしても、管理会社、受託会社および管理事務代行会社はいずれも、その不到達の結果生じたいかなる損害についても責任を負いません。買戻請求書には、買戻す受益証券の口数を記載することを要し、受益証券は、下記の規定に基づき、関連する買戻日の純資産価格で買戻されます。

買戻金額は、必要事項が記載された買戻請求書および適用あるマネーロンダリング防止に関するすべての書類を管理事務代行会社が受領した日から起算して通常6ファンド営業日以内に、当該受益者の口座宛てに米ドル貨で電信送金することにより支払うものとします。

買戻金額は、(a)受益者により適法に作成され署名された買戻請求書をスキャンし、電子メールまたはファクシミリにより送信された文書を管理事務代行会社が受領し、かつ(b)受益者の署名の真正が管理事務代行会社により確認されるまで、受益者に支払われません。買戻金額は受益者以外の第三者には支払われません。

純資産総額の決定が停止されている期間中は、受益証券の買戻しは実施されません。

受益証券について支払われる買戻代金が、買戻しが行われた買戻日から5年間請求されなかった場合、かかる買戻代金は没収され、サブ・ファンドに返還されます。

強制的買戻し

管理会社は、受託会社との協議の上、(a)当該受益者が継続してファンド証券を保有すれば、ファンドもしくは受益者が関係する法律または規制に違反することになる、あるいは関係する法律または規制を遵守しなければならなくなると管理会社が判断した場合、または当該受益者がファンド証券を保有することから、もしくはそれに関連して、ファンドまたは受益者に対して訴訟が提起される、またはそのおそれがある場合、予告なくいつでも、(b)少なくとも10日前の書面による通知をもって、他の理由のために管理会社の裁量でいつでも、受益者のファンド証券の全部もしくは一部を強制的に償還することができます。

(口) 日本における買戻し手続等

日本における投資者は、各取引日でありかつ日本における販売会社の営業日に販売会社または販売取扱会社を通じ、管理事務代行会社および保管銀行に対し受益証券の買戻しを請求することができ、買戻代金の支払は口座約款に定める方法によります。日本における買戻請求の受付時間は、原則として、午後2時までとし、販売会社または販売取扱会社によっては、状況により、異なる買戻請求受付時間を定めることがあります。

受益証券1口当りの買戻価格は、原則として、管理事務代行会社および保管銀行を通じて管理会社が買戻請求を受領した評価日における純資産価格とし、買戻代金は、「外国証券取引口座約款」およびその他所定の約款の定めるところに従って、販売取扱会社を通じて、円貨で、支払われるものとします。受益証券の買戻しは1口以上1口単位とします。

3【資産管理等の概要】

(1)【資産の評価】

各サブ・ファンドの純資産総額は、受託会社により、管理会社と協議の上、当該サブ・ファンドの各評価日の評価時点において決定されます。評価時点とは、各評価日における関係市場の営業終了時または管理会社が受託会社と協議の上、サブ・ファンドについて随時決定する時点にあります。受託会社は、管理会社と協議の上、各サブ・ファンドの純資産総額につき、当該サブ・ファンドの資産総額から当該サブ・ファンドの負債総額を控除して決定します。純資産総額に関連する当該決定は、管理会社の助言により、投資対象の価値に対する適正な発生、引当および減少を繰り入れた上で、受託会社によりなされます。サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドのファンド証券の特定のクラスに帰属する資産および負債を、当該サブ・ファンドのファンド証券のその他のクラスのファンド証券の保有者ではなく、当該ファンド証券の保有者のみが実質的に負担することを確保できるよう、受託会社が決定する合理的な分配方法に基づき、当該サブ・ファンドのファンド証券の異なるクラス間で分配されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券の各クラスに帰属する当該サブ・ファンドの純資産総額は、当該サブ・ファンドの各評価時点に、受託会社が決定する支配的な為替レートで当該外国通貨に換算されます。外国通貨建てサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する(当該外国通貨に換算された)当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済ファンド証券口数で除して計算されます。当該サブ・ファンドと同一通貨建てのサブ・ファンドのファンド証券のあるクラスの当該サブ・ファンドのファンド証券の純資産価格は、ファンド証券の当該クラスに帰属する当該純資産総額の該当部分を、ファンド証券の当該クラスの発行済受益証券口数で除して計算されます。

関係するサブ・ファンドに関する英文目論見書に別途明示的に記載される場合を除き、各サブ・ファンドの資産価値は、とりわけ、以下の規定に従い決定されます。

証券取引所に上場され、または取引されている有価証券は、関係する評価日における関係する市場の公式終了前の最終取引価格で評価され、当該日に取引がない場合は、最後に入手した取引価格で評価されます。特定の有価証券に関して複数の証券取引所で価格が入手可能な場合は、当該有価証券の主要市場を構成する証券取引所または管理会社が当該有価証券の評価額を算定する上で最も公平な基準を提供していると判断する証券取引所の最終取引価格とします。証券取引所が閉鎖されている場合、当該証券取引所に上場され、または取引されている有価証券は、証券取引所が閉鎖される前の取引日における最終取引価格で評価されます。

証券取引所に上場され、または取引されているものの、証券取引所の価格が代表的な価格でないか、または価格が入手できず、上場されていない有価証券は、管理会社または当該目的のため管理会社により任命された適格者がその原価、当該証券の最近の取引の実行価格、発行済の当該証券の総額を斟酌した保有額および評価に対するプラスまたはマイナスの調整を検討する際に管理会社とその絶対的な裁量において適切とみなすその他の要因を考慮して慎重に予想した実現見込額にて、誠実に評価されます。

証券取引所に上場されていないか、または取引されていない有価証券は、受託会社が当該目的のため承認した株式ブローカーまたはその他の適格者が慎重かつ誠実に予想した実現見込額にて評価されます。

証券取引所または市場で取引されている派生商品は、適用ある証券取引所または市場の決済価格で評価されます。当該価格が入手できない場合、当該目的のため管理会社が任命した適格者が慎重かつ誠実に予想した実現見込額とします。証券取引所または市場で取引されていない派生商品は、取引相手から入手した最新の評価額に基づき評価されます。

集合投資スキームへの投資は、集合投資スキームの株式または受益証券の最新の入手可能な純資産総額で評価されます。集合投資スキームについて管理事務代行会社が採用する価格の優先順位は、降順に以下の通りです。

- (1) 関係する集合投資スキームの管理事務代行会社からの最終価格
- (2) 集合投資スキームの投資先の関係する投資運用会社からの最終価格
- (3) 関係する集合投資スキームの投資先の管理事務代行会社が決定した予想価格
- (4) 関係する投資先の投資運用会社が決定した予想価格
- (5) 過去の最終価格

予想価格が使用される場合、関係するスキームの純資産総額にその後変動があったとしても、当該価格は最終的なものであるとします。

為替先渡予約は、関係する評価日の時点で新たに引き受け可能な同規模および同満期の為替先渡予約の価格を参考に評価されます。

預金は額面価格に経過利息を加算して評価されます。コマーシャル・ペーパーおよび短期国債は、額面価格に経過利息を加算して評価されます。

確定利付証券は、信頼できるベンダーから提供される実現可能価格を用いて最良の予想価格で評価されます。報告された取引価格、ブローカー/ディーラーの相場価格、ベンチマーク・イールド、発行体のスプレッド、買付、募集およびその他の参照データといった基本変数(を含むことがあります、それに限りません。)を使用した評価額を決定するため、当該価格にはマトリックス手法を適用します。利息は有価証券を取得した日から発生します。当該価格が入手できない場合、かかる有価証券は中間市場の終了価格で評価されます。

基準通貨以外の通貨で表示されている(投資対象または現金などの)評価額は、特に管理会社が関連すると判断するプレミアムまたはディスカウントおよび交換費用を考慮した上で、管理会社が関係する評価時点に適用されていると見なす(公定レート等の)レートで基準通貨に換算されます。

上記の 項から 項に定める評価方法に従って、特定の資産を評価することが不可能な場合、受託会社は当該資産を適切に評価するために、他の一般に認められた評価方法を採用することができます。

上記の規定にかかわらず、投資対象の価格を計算する際に、管理会社、受託会社または管理事務代行会社は、その絶対的な裁量において決定した自動価格通報サービスに依拠することができます。自動価格通報サービスから価格を入手できない投資対象については、管理会社、受託会社または管理事務代行会社はその絶対的な裁量において、他の適切な独立した情報源、独立ブローカー、マーケット・メーカー、その他の仲介機関もしくは第三者が提供した情報を使用することができます。管理会社、受託会社または管理事務代行会社は、上記の価格通報サービス、ブローカー、マーケット・メーカーまたはその他の仲介機関が提供した情報の不正確性に起因する投資対象の価格計算の誤りを理由とする損失に関して、一切責任を負わないものとします。

管理会社、受託会社または管理事務代行会社は、投資対象の価値をより正確に反映し、良好な会計慣行に合致していると判断する場合、その裁量により、他の評価方法の使用を許可することができます。受託会社は、純資産総額の算定および関係する裁量権の行使を管理事務代行会社に委託しました。

サブ・ファンドが上記の価格通報サービスを使用して評価することができない店頭取引デリバティブ商品(「OTCデリバティブ商品」)に投資する場合、管理会社は、純資産総額に組み込むため、OTCデリバティブ商品に関する取引の全ての取引相手が受託会社にOTCデリバティブ商品の評価額を提供することを確保する責任を負います。純資産総額を算定する目的のため、受託会社および管理事務代行会社は、OTCデリバティブ商品の取引相手から受領した評価額に全面的に依拠し、当該評価額の正確性または当該評価額がOTCデリバティブ商品の正味実現可能価額であることを検証する責任を負わないものとします。

サブ・ファンドの当該時点における現金およびその他の資産の価格ならびにサブ・ファンドの純資産総額の全ての決定は悪意ない限りサブ・ファンドの全ての受益者にとって最終的なものであり、評価の誤りが受託会社の提供した情報によるものでない限り、受託会社は悪意ない限り第三者により提供された評価に依拠することについて完全に免責されます。

上述の評価規定がシンガポールで一般的に認められている会計基準から乖離している限り、かかる規定の適用により算出される評価を調整するために評価値の調整についての注記を各サブ・ファンドの年次報告書に記載する必要はありません。サブ・ファンドの純資産総額が年次報告書の作成において調整されない場合、シンガポールで一般的に認められている会計基準との不一致を原因として、会計監査人が不一致の重要性の性質および程度に基づきかかる年次報告書に限定意見を付記することがあります。

なお、上述の記載にかかわらず、投資者は、特定の評価日（以下「関連評価日」といいます。）に取引された外貨取引を除く取引（以下「関連取引」といいます。）は、当該関連評価日における純資産総額の計算に組み入れられないことがあり、当該関連取引は、関連評価日の翌評価日の純資産総額に初めて組み入れられることがあることに留意すべきです。したがって、評価日時点のファンド証券を購入する投資者は、当該評価日における関連取引が当該評価日時点の純資産総額および純資産価格の計算に組入れられる場合に比べて、より多くまたは少なく支払うことがあります。同様に、評価日時点にファンド証券を買戻す投資者は、当該評価日における関連取引が当該評価日時点の純資産総額および純資産価格の計算に組入れられる場合に比べて、当該ファンド証券の買戻しから買戻代金をより多くまたは少なく受取ることがあります。

純資産総額の決定の停止

管理会社は、受益者の利益保護のためにそうすることが適切かつ効果的と判断した場合には、受託会社の事前の同意を得て、1か月を超えない期間、サブ・ファンドの純資産総額（および純資産価格）の決定を停止することができ、かつ受託会社の要請がある場合には停止します。管理会社または受託会社がファンドの純資産総額の決定を停止するであろう状況は以下のとおりです。

- (a) サブ・ファンドの投資対象の重要な部分が建値されている取引所が（通常の休日以外で）営業しなかった場合、または当該取引所での取引が制限もしくは停止されている場合
- (b) サブ・ファンドの投資対象の処分を実行不可能とし、もしくは受益者に対し重大な悪影響を与えるとの結果を招くような異常事態を構成する事由が存すると管理会社または受託会社が判断した場合
- (c) サブ・ファンドの保有資産の価格または価値を決定する際に通常用いられている通信手段が使用不能になった場合、また理由を問わずその保有資産の価格または価値を速やかにかつ正確に確認することができなくなった場合
- (d) 当該保有資産の実現と取得に伴う資金の移転が通常の為替レートにより執行することができないと管理会社または受託会社が判断した場合

管理会社はまた、受託会社と協議の上、当該サブ・ファンドの純資産総額または当該サブ・ファンドの受益証券の純資産価格または当該サブ・ファンドの受益証券の償還価格、買戻価格もしくは申込価格を決定するのに通常用いられる手段のいずれかが使用不能となっている期間またはその他の理由で上記のいずれかの価額もしくは価格または当該サブ・ファンドの信託財産の資産価格が速やかにかつ正確に決定することができない期間の全体または一部にわたり、サブ・ファンドの純資産総額の決定を中止することができます。

当該停止期間が2週間を超えるであろうと管理会社が判断した場合、管理会社は、できるかぎり早くその旨を各受益者に通知しなければなりません。純資産総額の決定が停止している期間は、受益証券の発行、買戻および名義書換は一切行われません。

さらに受託会社または管理会社は、マネーロンダリング規制およびサブ・ファンド、管理会社またはサブ・ファンドの管理事務代行会社に適用される規則を遵守するために、当該受益者に支払われるべき買戻し代金の支払いを中止することが必要であると判断した場合には、受益者に対する書面の通知により、買戻し代金の支払いを中止することができます。

(2) 【保管】

受益証券が販売される海外においては、受益証券の確認書は受益者の責任において保管されません。

日本の投資者に販売される受益証券の確認書は、日本における販売会社の保管者名義で保管され、日本の受益者に対しては、販売会社または販売取扱会社から受益証券の取引残高証明書が定期的に交付されます。

ただし、日本の受益者が別途、自己の責任で保管する場合は、この限りではありません。

(3) 【信託期間】

ファンドは、下記「(5) その他 (イ) ファンドの解散」に定めるいずれかの方法により終了しない限り、基本信託証書の日付から150年間継続します。

(4) 【計算期間】

ファンドの決算期は毎年9月30日です。

(5) 【その他】

(イ) ファンドの解散

サブ・ファンドは、下記の場合に解散されます。

- (a) 受託会社と管理会社が合意した場合
- (b) 受益者集会において決議された場合
- (c) 信託証書締結日から開始する150年の期間の満了が経過した場合
- (d) 受託会社が退任する意図を書面により通知した場合、または受託会社に関し強制清算もしくは任意清算を開始した場合で、管理会社が、かかる通知が出された後または清算を開始した後60日以内に、受託会社に代わり受託会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- (e) 管理会社が退任する意図を書面により通知した場合、または管理会社が、受託会社より解任される場合で、受託会社が、かかる通知が出された後または受託会社による解任後60日以内に、管理会社に代わり管理会社の職務を引き受ける用意があるその他の会社を任命すること、あるいはその任命を獲得することができない場合
- (f) サブ・ファンドを違法とする、または受託会社の合理的な意見としてサブ・ファンドを継続することが不可能もしくは推奨されない(もしくは受託会社が必要であると考えれば、法律顧問の助言に基づいてそのように考えさせる)法規制が成立するか、または関連する規制当局による決定もしくは指導が行われた場合

また、上述の方法により事前に解散されない限り、サブ・ファンドは以下の事由の発生により解散します。

- (g) 2106年9月30日の到来
 - (h) 純資産総額が500万米ドル未満または50億米ドル超となり、かつ管理会社が受託会社と協議した上でサブ・ファンドを解散することを決定した場合
 - (c) 管理会社が受託会社の事前の同意を得てサブ・ファンドを解散することを決定した場合
- サブ・ファンドが解散される場合には、管理会社は、すべての受益者に対し、サブ・ファンドが解散されたことおよび適用のある法令により要求されるその他の事項につき、速やかに公告・通知しなければなりません(または、管理会社は、日本における販売会社にこれらの公告・通知をさせなければなりません)。

上述の方法でサブ・ファンドが解散される場合、管理会社は、サブ・ファンドの投資対象、不動産およびその他の資産を換金するものとします。サブ・ファンドの最終監査後、すべての負債を完済するか完済するために十分な引当金を確保し、また解散により生じた費用のために十分な引当金を確保した後で、受託会社は受益者に対して換金によって得られた資金を、サブ・ファンドの終了日時点におけるそれぞれの持分に比例して(受託会社が正当に要求することのできる、受領権限についての証拠(もしあれば)の提示により)配分するものとします。

(ロ) 信託証書の変更

ファンドは、ケイマン諸島の法律に基づき、管理会社と受託会社の間で締結される信託証書により、設定されました。

信託証書は、一定の場合における当事者の補償および責任からの免除の規定を有します。受益者および投資者となろうとする者は、信託証書の条項について助言を受けることが望ましいです。本書と信託証書の間で相反がある場合には、信託証書の規定が優先されます。

当該時において有効な信託証書の写しは、管理会社および受託会社の営業所において、通常の営業時間中無料で閲覧することができます。

受益者に対する30日前の書面による通知（受益者決議により放棄されることができません。）により、受益者または影響を受けるすべてのファンドの受益者の最善の利益となると考えられる態様および限度において、受託会社および管理会社は、信託証書の追補に基づき、信託証書の規定に修正、改訂、変更または追加する権限を有します。

（八）関係法人との契約の更改等に関する手続

投資運用契約

投資運用契約は、一当事者が他の当事者に対し、60日前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、ケイマン諸島の法律に準拠し、同法により解釈されます。

管理事務代行契約

管理事務代行契約は、いずれかの当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、アイルランドの法律に準拠し、同法により解釈されます。

保管契約

保管契約は、一当事者が他の当事者に対し、90日前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、イギリスの法律に準拠し、同法により解釈されます。

代行協会員契約書

代行協会員契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

受益証券販売・買戻契約書

受益証券販売・買戻契約は、一当事者が他の当事者に対し、3か月前に書面による通知をすることにより終了されます。

同契約は、日本国の法律に準拠し、同法により解釈されるものとし、同法に基づき変更することができます。

投資運用会社は、以下の場合に管理会社に対して書面により通知することによりその任命を終了することができます。

(a) 90日前までに通知を行った場合

(b) 管理会社が契約上の義務の重大な違反を犯し、（当該違反が修復可能な場合において）投資運用会社により送達された当該違反の改善を要求する通知を受領してから30日以内に当該違反を改善しない場合

(c) 投資運用会社において当該業務を行うことについての法律の認可が失われた場合
管理会社は、以下の場合に投資運用会社の任命を終了させることができます。

(a) 60日前までに通知を行った場合

(b) 投資運用会社が契約上の義務の重大な違反を犯し、（当該違反が修復可能な場合において）投資運用会社により送達された当該違反の改善を要求する通知を受領してから30日以内に当該違反を改善しない場合

(c) 投資運用会社において当該業務を行うことについての法律の認可が失われた場合

4【受益者の権利等】

（１）【受益者の権利等】

受益者が管理会社および受託会社に対し受益権を直接行使するためには、ファンド証券名義人として、登録されていなければなりません。従って販売会社または販売取扱会社にファンド証券の保管を委託している日本の受益者はファンド証券の登録名義人でないため、自ら管理会社および受託会社に対し直接受益権を行使することはできません。

これら日本の受益者は販売会社または販売取扱会社との間の口座約款に基づき販売会社または販売取扱会社をして受益権を自己のために行使させることができます。

ファンド証券の保管を販売取扱会社に委託しない日本の受益者は、本人の責任において権利行使を行います。

受益者の有する主な権利は次のとおりです。

（ ） 分配金請求権

受益者は、受託会社の決定した分配金を、持分に応じて受託会社に請求する権利を有しません。

（ ） 買戻請求権

受益者は、上記「第2 管理及び運営 2 買戻し手続等（口）日本における買戻し手続等」の規定に従ってファンド証券の買戻しを、管理会社に請求する権利を有します。

（ ） 残余財産分配請求権

ファンドが解散された場合、受益者は受託会社に対し、その持分に応じて残余財産の分配を請求する権利を有します。

（ ） 損害賠償請求権

受益者は、管理会社および受託会社に対し、信託証書に定められた義務の不履行に基づく損害賠償を請求する権利を有します。

（ ） 議決権

受託会社または管理会社は、集会を招集する通知に記載されている日時と場所においてすべての受益者またはサブ・ファンドの受益者のいずれか該当する方の集会を招集することができるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは保有受益証券の純資産価格の総額がすべてのサブ・ファンドの純資産総額の少なくとも10分の1の受益証券を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請、もしくは提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の少なくとも10分の1を保有しているとして登録されている受益者の書面による要請のある場合、受託会社はこれらいずれかを招集しなければならないものとし、

受託会社は、集会の場所、日時および集会で提案される一切の決議の条件を定めた各集会の14日前の書面による通知を、全受益者の集会の場合は、各受益者に対し、またサブ・ファンドの受益者の集会の場合は、該当するサブ・ファンドの受益者に対し郵送するものとします。

定足数の要件は、2名の受益者ですが、受益者がただ一人の場合には、定足数は、その受益者1名となります。

いずれの集会においても、受益者総会の投票に付された決議は書面による投票で決定されるものとし、提案されているものが受益者の決議であるときは、保有受益証券の純資産価格の総額が、すべてのサブ・ファンドの純資産総額の75%以上の受益証券を保有している受益者により承認された場合、または提案されているものがサブ・ファンドの決議であるときは、該当するサブ・ファンドの受益証券の口数の4分の3以上を保有している受益者により承認された場合、投票の結果は集会の決議とみなされるものとし、

(2) 【為替管理上の取扱い】

日本の受益者に対するファンドの受益証券の分配金、買戻代金等の送金に関して、ケイマン諸島における外国為替管理上の制限はありません。

(3) 【本邦における代理人】

森・濱田松本法律事務所 東京都千代田区丸の内二丁目6番1号
丸の内パークビルディング

上記代理人は、管理会社から日本国内において、

- () 管理会社またはファンドに対する、法律上の問題および日本証券業協会の規則上の問題について一切の通信、請求、訴状、その他の訴訟関係書類を受領する権限、
- () 日本におけるファンド証券の募集販売および買戻しの取引に関する一切の紛争、見解の相違に関する一切の裁判上、裁判外の行為を行う権限を委任されています。なお、関東財務局長に対するファンド証券の募集、継続開示等に関する届出代理人および金融庁長官に対する届出代理人は、

弁護士 竹野 康 造

東京都千代田区丸の内二丁目6番1号 丸の内パークビルディング

森・濱田松本法律事務所

です。

(4) 【裁判管轄等】

日本の投資者が取得したファンド証券の取引に関連する訴訟の裁判管轄権は下記の裁判所が有することを管理会社は承認している。

東京地方裁判所 東京都千代田区霞が関一丁目1番4号

確定した判決の執行手続は、関連する法域の適用法律に従って行われる。

第3【ファンドの経理状況】

1【財務諸表】

- a . 本書記載のF Cグローバル ベトナムファンド（以下「ファンド」といいます。）の2015年9月30日終了年度および2014年9月30日終了年度の邦文の財務書類（以下「邦文の財務書類」といいます。）は、シンガポール財務報告基準に準拠して作成された原文の財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号）第131条第5項ただし書の適用によるものです。
- b . 本書記載の2015年9月30日終了年度および2014年9月30日終了年度の財務書類は、外国監査法人等（公認会計士法（昭和23年法律第103号）第1条の3第7項に規定する外国監査法人等をいいます。）であるプライスウォーターハウスクーパースから監査証明に相当すると認められる証明を受けており、当該監査証明に相当すると認められる証明に係る監査報告書に相当するもの（訳文を含みます。）が当該財務書類に添付されています。
- c . 邦文の財務書類には、原文の財務書類中の米ドル表示の金額のうち主要なものについて円換算額が併記されています。日本円への換算には、2016年1月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信直物売買相場の仲値、1米ドル=120.87円の為替レートが使用されています。なお、千円未満の金額は四捨五入されています。

(1) 【貸借対照表】

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

財政状態計算書

2015年9月30日現在

	注記	2015年		2014年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
資産					
現金及び現金同等物	7	1,014,138	122,579	1,057,874	127,865
損益を通じて公正価値で測定される					
金融資産	8	25,785,573	3,116,702	38,061,537	4,600,498
売却可能金融資産	9	1,046,622	126,505	178,396	21,563
ブローカーに対する債権	11	132,934	16,068	413,933	50,032
未収金	10	39,486	4,773	64,144	7,753
資産合計		28,018,753	3,386,627	39,775,884	4,807,711
持分					
受益者に帰属する純資産	15	27,642,073	3,341,097	39,282,780	4,748,110
持分合計		27,642,073	3,341,097	39,282,780	4,748,110
負債					
ブローカーに対する債務	11	183,898	22,228	-	-
未払金	13	192,782	23,302	493,104	59,601
負債合計		376,680	45,529	493,104	59,601
持分及び負債合計		28,018,753	3,386,627	39,775,884	4,807,711

添付の注記は当財務書類と不可分である。

（２）【損益計算書】

ベトナムファンド（F C グローバルのサブ・トラスト）

包括利益計算書

2015年9月30日終了年度

	注記	2015年		2014年	
		米ドル	千円	米ドル	千円
収益					
受取配当		1,515,948	183,233	1,661,863	200,869
受取利息		203	25	2,904	351
純外国為替差損		(1,026,601)	(124,085)	(979,053)	(118,338)
損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る公正価値の純変動	5	(6,203,289)	(749,792)	8,823,890	1,066,544
売却可能金融資産の売却による利益		-	-	195,033	23,574
純（損失）／利益合計		(5,713,739)	(690,620)	9,704,637	1,172,999
費用					
売却可能金融資産の減損損失	12	-	-	1,653,252	199,829
管理報酬	14	27,427	3,315	39,633	4,790
投資運用報酬	14	243,740	29,461	352,295	42,582
実績報酬	14	-	-	1,230,638	148,747
受託報酬	14	18,285	2,210	26,422	3,194
保管及び管理事務代行報酬	14	215,803	26,084	303,764	36,716
監査報酬		38,565	4,661	40,442	4,888
販売報酬	14	152,371	18,417	220,191	26,614
代行協会員報酬	14	60,949	7,367	88,074	10,646
登録報酬	14	3,000	363	3,000	363
専門家報酬		55,197	6,672	27,381	3,310
その他費用		34,699	4,194	74,175	8,966
営業費用合計		850,036	102,744	4,059,267	490,644
外国源泉税控除前（損失）／利益		(6,563,775)	(793,363)	5,645,370	682,356
配当にかかる外国源泉税		-	-	(996)	(120)
当期（損失）／利益		(6,563,775)	(793,363)	5,644,374	682,235
その他包括利益					
将来において利益または損失に再分類される可能性のある項目					
売却可能金融資産					
- 公正価値の純変動額	12	88,805	10,734	664,520	80,321
その他の包括利益		88,805	10,734	664,520	80,321
包括（損失）／利益合計		(6,474,970)	(782,630)	6,308,894	762,556

添付の注記は当財務書類と不可分である。

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

持分変動計算書

2015年9月30日終了年度

	注記	受益証券口数	米ドル	千円
2015年				
期首における受益者に帰属する純資産総額		286,339	39,282,780	4,748,110
受益証券の発行による受取代金		30,469	3,683,913	445,275
受益証券の買戻額		(72,142)	(8,849,650)	(1,069,657)
受益証券取引による純減額		(41,673)	(5,165,737)	(624,383)
当期包括損失合計		-	(6,474,970)	(782,630)
期末における受益者に帰属する純資産総額	15	244,666	27,642,073	3,341,097
2014年				
期首における受益者に帰属する純資産総額		400,808	46,079,928	5,569,681
受益証券の発行による受取代金		8,389	1,076,533	130,121
受益証券の買戻額		(122,858)	(15,835,827)	(1,914,076)
受益証券取引による純減額		(114,469)	(14,759,294)	(1,783,956)
公正価値引当金から損益に振替えられた売却可能 金融資産の減損損失	12	-	1,653,252	199,829
当期包括利益合計		-	6,308,894	762,556
期末における受益者に帰属する純資産総額	15	286,339	39,282,780	4,748,110

添付の注記は当財務書類と不可分である。

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

キャッシュフロー計算書

2015年9月30日終了年度

注記	2015年		2014年	
	米ドル	千円	米ドル	千円
営業活動によるキャッシュフロー				
営業による買戻可能受益証券の包括(損失)/利益	(6,474,970)	(782,630)	6,308,894	762,556
調整:				
売却可能金融資産の減損損失	-	-	1,653,252	199,829
売却可能金融資産における公正価値引当金の純変動額	(88,805)	(10,734)	(664,520)	(80,321)
外国源泉税費用	-	-	996	120
受取配当	(1,515,948)	(183,233)	(1,661,863)	(200,869)
受取利息	(203)	(25)	(2,904)	(351)
運転持分変動前営業キャッシュフロー	(8,079,926)	(976,621)	5,633,855	680,964
営業資産及び負債の変動				
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	12,275,964	1,483,796	4,001,295	483,637
売却可能金融資産	(779,421)	(94,209)	3,005,068	363,223
ブローカーに対する債権	280,999	33,964	(413,933)	(50,032)
ブローカーに対する債務	183,898	22,228	-	-
未払金	(126,244)	(15,259)	79,345	9,590
営業により生み出されたキャッシュ	3,755,270	453,899	12,305,630	1,487,381
支払外国源泉税	-	-	(996)	(120)
受取利息	211	26	2,915	352
受取配当	1,576,615	190,565	1,671,969	202,091
営業活動によるキャッシュの純流入額	5,332,096	644,490	13,979,518	1,689,704
財務活動によるキャッシュフロー				
受益証券の発行による受取代金	3,647,896	440,921	1,075,358	129,979
受益証券の買戻による支払代金	(9,023,728)	(1,090,698)	(15,848,953)	(1,915,663)
財務活動によるキャッシュの純流出額	(5,375,832)	(649,777)	(14,773,595)	(1,785,684)
現金及び現金同等物の純減額	(43,736)	(5,286)	(794,077)	(95,980)
現金及び現金同等物の期首残高	1,057,874	127,865	1,851,951	223,845
現金及び現金同等物の期末残高	7 1,014,138	122,579	1,057,874	127,865

添付の注記は当財務書類と不可分である。

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

これらの注記は財務書類の不可分の一部を構成し、財務書類と併せて読むべきものである。

1. 概説

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)(「本ファンド」)は、ケイマン諸島のトラストであり、2006年8月28日にケイマン諸島で設立され、2006年10月5日に運用を開始した。本ファンドの登録事務所の住所は、私書箱1043, カレドニアン・ハウス、69 Dr. ロイズ・ドライブ、グランド・ケイマンKY1-1102、ケイマン諸島である。本ファンドは2006年11月23日、ケイマン諸島金融庁に登録するとともに、2006年9月15日、日本の金融庁にも登録した。

本ファンドの投資目的は、合理的な程度リスクにおいて収益および長期的な資産の増加を求めることであり、ベトナムで設立された会社(以下「ベトナム企業」)または、ホーチミン証券取引所(「H O S E」)またはハノイ証券取引所(「H N X」)に上場されている会社、またはベトナムで営業を行うかベトナム経済に影響されるビジネスを行っている企業でいずれかの証券取引所に上場している会社(以下「ベトナム関連企業」)により発行される株式、転換社債・ワラント・新株予約権付社債を含む株式関連証券および債券、またはこれらの証券に投資するファンドおよびこれらの証券に関連する証券およびオプション、または現金および米国債のような金融市場証券を含む現金同等物に投資することである。

FCインベストメント・リミテッド(「管理会社」)は、ケイマン諸島の法人であり、ファンド管理会社である。管理会社は、投資アドバイザー業務および投資運用業務を本ファンドに提供するために、日本の会社であるキャピタル アセットマネジメント株式会社(「投資運用会社」)を指名した。

G . A . S . (ケイマン)リミテッド(「受託会社」)は、ケイマン諸島の法人であり、基本信託証書に従って、本ファンドに対して受託業務および登録業務を提供しており、保管業務をスミトモ・ミツイ・トラスト(UK)リミテッドに、登録・名義書換業務をSMTファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッドに委託している。SMTファンド・サービシーズ(アイルランド)リミテッド(「管理事務代行会社」)は受託会社の関連会社であり、ファンドの管理事務代行業務および登録代行業務を本ファンドに対して提供している。スミトモ・ミツイ・トラスト(UK)リミテッド(「保管会社」)は受託会社の関連会社であり、ファンド資産の保管代行業務を本ファンドに対して提供している。

管理会社は、管理会社のための代行協会員、および日本における受益証券の販売会社として藍澤證券株式会社(「販売会社」)を指名した。代行協会員および販売会社は、日本の商法の下で株式会社として設立されている。

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

1. 概説(続き)

本ファンドの期間は有限であり、補遺信託証書日付2013年9月1日から100年とする。本ファンドの純資産総額が5,000,000米ドルを下回った場合にはいつでも本ファンドは管理会社により終了される場合がある。本ファンドが解散された場合、管理会社はかかる解散およびその他の情報について準拠法の定めに従い、すべての受益者および利害関係者に対し公表(あるいは販売会社を通じて公表)または通知(あるいは販売会社を通じて通知)するものとする。

2. 重要な会計方針

2.1 作成基準

財務書類はシンガポール財務報告基準(以下「FRS」という)に準拠して作成される。財務書類は以下の会計方針で開示される場合を除き、金融資産および金融負債の再評価によって修正された取得原価主義で作成される。

FRSに準拠して当財務書類を作成するにあたり、管理会社は本ファンドの会計方針を適用する過程において判断を行う必要がある。また、特定の重要な会計上の見積りおよび会計上の仮定を用いる必要もある。高度の判断または複雑性が関与する分野、あるいは財務書類に対する重要な仮定および見積りが行われた分野については、注記4に開示されている。

(a) 2014年10月1日以降に効力を発する基準、既存の基準に対する修正および解釈指針。

FRS第32号の修正、資産および負債の相殺に関する「金融商品：表示」

FRS第32号(2014年1月1日以降に開始する会計年度および当該会計年度中の中間期間において発効)の修正は、FRS第32号における相殺基準を明確にするとともに、それらの適用における矛盾に対処するものである。また、当該修正には「相殺する法的に強制力のある権利を現時点で有している」の意味を明確化することや、グロス決済システムがネット決済に等しいとみなされる場合があることを明確化することなどが含まれる。当該修正が本ファンドの財政状態または財務成績へ影響を及ぼすことはない。

2014年10月1日に開始する会計年度において初めて発効する会計基準、既存の会計基準に対する修正または解釈指針で、本ファンドに重要な影響を与えると予想されるものはない。

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

2. 重要な会計方針(続き)

2.1 作成基準(続き)

(b) 公布されたが、2014年10月1日以降に開始する会計年度に対してまだ効力を発しておらず、本ファンドが早期適用を行っていない新たな会計基準、修正および解釈指針。

F R S 第109号、「金融商品」

F R S 第109号の最終バージョンはF R S 第39号のガイダンスの大部分に取って代わる。F R S 第109号は様々な測定モデルを維持するが、単純化し、金融資産に対して3つの主要な測定カテゴリーを設定する。すなわち、償却原価での測定、その他の包括利益を通じた公正価値での測定、および純損益を通じた公正価値での測定である。金融負債に関しては、損益を通じて公正価値で測定されると定義された金融負債について、その他の包括利益に表示される自己の信用リスクの変動に起因する認識を除き、分類および測定に関する変更はない。当該基準は2018年1月1日に開始する会計期間から発効するが、早期適用も可能である。本ファンドは現在、当該基準が及ぼす影響の可能性について評価しているところである。

2.2 外貨換算

(a) 機能通貨と表示通貨

当財務書類に記載されている項目は、本ファンドが機能する主要な経済環境の通貨(「機能通貨」)を用いて評価する。当財務書類は、本ファンドの機能通貨である米ドル(「USD」)で表示されている。

(b) 取引および残高

米ドル以外の通貨での取引は取引日の実勢為替相場を用いて米ドルに換算される。このような取引の決済および決算日の終値での換算の結果生じる為替差損益については包括利益計算書で認識される。外国通貨資産および負債は報告日における実勢為替相場を用いて機能通貨に換算される。

損益を通じて公正価値で測定される金融資産および負債に係る為替差損益は、損益を通じて公正価値で測定される金融資産および負債の公正価値の純変動として包括利益計算書に表示されている。

売却可能金融資産についての為替差損益は、持分の中の公正価値引当金に含まれている。

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

2. 重要な会計方針(続き)

2.3 収益の認識

受取利息は実効金利法を用いて時間按分で認識される。

受取配当は発生主義で認識される。

2.4 金融資産

(a) 分類

本ファンドは、その金融資産を次のとおり分類する：損益を通じて公正価値で測定されるもの、貸付金、未収金、売却可能金融資産。これらの分類は金融資産の取得目的に基づいて行われる。管理会社は当初の認識時に金融資産の分類を決定する。損益を通じて公正価値で測定される金融資産の分類の指定は取消すことが出来ない。

() 損益を通じて公正価値で測定される金融資産

本ファンドは損益を通じて公正価値で測定される金融資産を「売買目的金融資産」として分類する。主に短期で売却する目的で取得された金融資産は売買目的として分類される。デリバティブもヘッジ目的でない限り、「売買目的」として分類される。この分類の資産は売買目的の場合または報告日から12ヶ月以内に換金されると予想される場合は流動資産として分類される。

() 貸付金および未収金

貸付金および未収金は、活発な市場の相場価格がなく、支払額が固定または確定している非デリバティブ金融資産である。それらは流動資産として表示されるが、満期が報告日から12ヶ月以降のものは非流動資産として分類される。貸付金および未収金は報告日に「未収金」および「現金及び現金同等物」として表示される。

() 売却可能金融資産

売却可能金融資産は、この分類に指定されたかまたは他のカテゴリーに分類されなかったかのいずれかであってデリバティブではないものである。売却可能投資とは、保有期間が決まっていないものであって、流動性が必要なとき、または金利、為替あるいは株価の変動に応じて売却が可能なものである。

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

2. 重要な会計方針(続き)

2.4 金融資産(続き)

(b) 認識および認識の中止

通常の投資有価証券の売買は、約定日基準、すなわち本ファンドが投資の購入または売却を約定する日に認識される。

投資有価証券からキャッシュフローを受領する権利が失効となるか、または本ファンドが実質的に所有から生じるリスクおよび報酬を全て譲渡した時、投資有価証券の認識を中止する。投資有価証券の売却時に、純売却代金とその帳簿価格との差額が包括利益計算書に計上される。当該資産に関連してその他の包括利益において以前に認識されていた金額は損益に再分類される。投資取引から生じた実現損益は、先入れ先出し法(「FIFO」)によって計上される。

(c) 当初の測定

損益を通じて公正価値で測定されるものとして分類された金融商品は当初、それらの金融商品の取引費用を加算した公正価値で測定され、包括利益計算書において認識される。

(d) その後の測定

売却可能金融資産および損益を通じて公正価値で測定される金融資産はともにその後公正価値で計上される。貸付金および未収金は継続して実効金利法を用いて償却原価法によって計上される。

外貨換算、利息および配当の影響を含め、損益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値の変動は、変動が生じたときに包括利益計算書で認識される。

売却可能金融資産の受取利息および受取配当は別々の収益として認識される。売却可能持分証券(すなわち非貨幣項目)の公正価値の変動は、公正価値引当金に財政状態計算書上の関連する外貨換算差額とともに認識される。

ベトナムファンド（F Cグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

2. 重要な会計方針（続き）

2.4 金融資産（続き）

(e) 減損

() 貸付金および未収金

債務者の財政状態が著しく悪化している場合、債務者が破産および債務不履行もしくは大幅な滞納となる可能性がある場合は、金融資産に減損が生じている客観的証拠となる。当該引当金の額は、資産の帳簿価格と、将来のキャッシュフロー見積り額を当初の実効利率で割り引いた現在価値との差額である。減損引当金の額は包括利益計算書で認識される。

() 売却可能金融資産

注記2.4(e)()に記載した減損の客観的証拠に加え、著しくまたは長期に渡り持分証券の公正価値がその取得原価を下回って下落していること、およびかかる証券の活発な市場の消滅は当該証券が減損しているという兆候である。

減損の証拠が存在する場合、公正価値引当金において認識される累積損失は包括利益計算書に転記される。累積損失は、取得コスト（元本返済額および償却額差引後）と過去に費用として認識した減損による損失額控除後の現在の公正価値との差異として測定される。持分証券にかかる費用として認識した減損による損失額については包括利益計算書を通して戻入れられることはない。ただし、翌期において、売却可能なものとして分類された持分証券の公正価値が増加し、その増加が包括利益計算書において減損損失が計上された後に発生した事由に関連すると客観的に認められる場合は、包括利益計算書を通して戻入れられる。

2.5 その他負債および費用の引当金

その他負債および費用の引当金は、本ファンドが過去の事象の結果として現在の法的または推定的債務を負い、その債務の決済に資金の支出が必要となる可能性が高く、その金額が信頼性をもって見積られているときに認識される。

ベトナムファンド（F C グローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

2. 重要な会計方針（続き）

2.6 金融資産および金融負債の公正価値の見積り

活発な市場で取引される金融商品（売買目的有価証券のような）の公正価値は決算日における取引相場価格に基づく。本ファンドが保有する金融資産および金融負債の評価に用いる取引相場価格は最終取引価格である。公表した受益証券一口当たり純資産価格を計算する目的上、金融商品の公正価値は、ファンドの発行目論見書記載の最終取引市場価格に基づいている。より詳細な情報については注記15を参照。

活発な市場で取引されていない未上場証券のような金融商品の公正価値は、評価手法を用いることによって決定される。本ファンドは様々な方法を用いて報告日における市況に基づいた推定を行っている。用いられた評価方法には、直近の独立当事者間取引、割引キャッシュフロー分析、その他マーケットデータを最大限に使用し、企業固有のデータの使用を極力最小限に抑えた市場参加者が一般的に用いる評価方法がある。

ベトナムの証券取引所に上場されている有価証券の取引量は、世界の有力証券取引所の取引量に比べると実質的に少ない場合がある。さらに、これらの財務書類における有価証券の評価および回収可能性は、2015年9月30日の時点における状況と入手可能な情報に当財務書類作成日までに発生した重要な変更を加味したものにに基づいている。当該地域諸国における現在進行中の経済の不確実性は、かかる評価法に対する評価に引き続き影響を及ぼすことになる。

償却コストを加味して評価されている現在の金融資産および負債の公正価値は帳簿価格に近似している。

2.7 租税

本ファンドはケイマン諸島を本籍として設立されている。

ケイマン諸島の現行法下では、本ファンドが支払うべき所得税、不動産税、譲渡税、売上税その他のケイマン諸島の税金は存在しない。本ファンドは、通常いかなる管轄の税務当局からも所得税を課税されることはないものとして会計処理を行う。本ファンドは、特定の国が投資所得に対して課す源泉徴収税を負担しなければならない可能性がある。そのような所得は、包括的利益計算書に、源泉徴収税を含めた総額で計上される。

F R S 第12号 - 所得税に準拠し、本ファンドは、外国の税法によりその国を源泉地とする本ファンドのキャピタル・ゲインに対する課税を査定される可能性がある場合、管轄の税務当局がすべての事実と状況をすべて把握していることを前提に、納税債務の認識を義務付けられている。

ベトナムファンド（F Cグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

2. 重要な会計方針（続き）

2.7 租税（続き）

次に、会計報告期間末までに施行されているか、または実質的に施行されている税法および税率を利用して管轄の税務当局に支払われる予定の金額で納税債務を測定している。時には、施行された税法がオフショア投資ファンドに適用される方法として不確実なこともある。この結果、本ファンドが最終的に納税債務を負うことになるか否かという点が不確実になっている。そのため、管理会社は不確実な納税債務を測定する際にその時点で入手可能で、管轄税務当局の公式または非公式の慣行をはじめ、納税の可能性に影響を与える可能性がある関連するすべての事実と状況を考慮に入れている。

2015年および2014年の9月30日現在において、本ファンドは全ての主要な管轄区域における累積納税債務を再調査・評価し、不確実な納税債務は一切無いことを測定している。またこの金額は管理会社の最善の見積りであるが、見積り価値と最終的に支払われた金額は異なる場合がある。

2.8 未払金

未払金は発生時に公正価値で認識され、その後は実効金利法による償却原価法を用いて評価される。全ての費用は発生主義で認識される。

2.9 ブローカーに対する債権

ブローカーに対する債権とは、有価証券の売却にかかる未収金および有価証券の購入にかかる未払金を意味する。すなわち、決算日時点で、約定したが受渡、引き渡しが進んでいないものである。

これらの勘定は当初、公正価値で認識され、事後的に実効金利法を用いた償却原価で測定され、そこからブローカーに対する債権の減損引当金が差し引かれる。ブローカーに対する債権の減損引当金は、本ファンドが当該ブローカーから未収金額を回収できないという客観的な証拠がある場合に計上される。ブローカーが重大な財政危機に陥っている場合、ブローカーが倒産または更生手続きに入る可能性がある場合、さらには債務不履行が生じている場合などはブローカーに対する債権に減損が生じている可能性がある。

ブローカーに対する債権は本来、短期の債権であり、簿価は公正価値の近似値である。

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

2. 重要な会計方針(続き)

2.10 金融商品の相殺

法的な強制力によって金融資産および金融負債の認識額を相殺する場合のほか、純額で決済する意図がある場合、または資産を換金すると同時に負債を決済する場合には、金融資産および金融負債は相殺され、財政状態計算書には純額で計上される。

2.11 現金及び現金同等物

キャッシュフロー計算書に提示のため、現金及び現金同等物は、価格の変動による影響を受けるリスクの少ない銀行預金と金融機関の定期預金を含む。

2.12 受益証券

本ファンドは一つのクラスの買戻可能受益証券を米ドル建てで発行している。この証券は受益者の選択によって買戻しが可能であり、持分に分類される。

買戻可能受益証券は、受益者が本ファンドに対し受益証券を買い戻す権利を行使した場合、報告日時点において未払いの買戻金額で計上される。

買戻可能受益証券の条項または条件が変動し、FRS第32号(修正)「金融商品:表示」に定める厳格な基準に適合しないものとなった場合、当該買戻可能受益証券は、基準を満たさなくなった日より金融負債に再分類される。金融負債は、買戻可能受益証券を再分類した時点の公正価値で評価される。再分類日現在における、持分性金融商品の簿価と負債の公正価値との差額は、すべて持分として認識される。

受益証券は受益者の選択で発行時または買戻時における本ファンドの受益証券一口あたりの純資産価格に基づく価格で発行または買戻される。本ファンドの受益証券一口あたりの純資産価格は、受益者に帰属する純資産を、発行済受益証券の合計口数で除して算定する。本ファンドの発行目論見書に従い、直近の取引価格に基づいて投資ポジションを評価し、発行および買戻のための受益証券一口あたりの純資産価格を決定する。

ベトナムファンド（F Cグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理

3.1 金融商品の利用戦略

本ファンドは投資取引に関与しており、その活動は、市場リスク（価格変動リスク、金利変動リスクおよび為替変動リスクなど）、信用リスクおよび流動性リスクなど、様々なリスクに晒されているが、リスクはそれらに限定されるものではない。本ファンドの金融リスク管理方針実施にあたり、その全体的な責任は投資運用会社にあり、投資運用会社は特に金融市場の予測が不可能であることに焦点を当て、本ファンドの財務業績に対する潜在的悪影響を最小にすることを追求する。

本ファンドは、付随費用および投資のタイミングを考慮してそれが有益である場合に限りヘッジを行う場合がある。金融市場の予測が不可能であることを認識し、投資運用会社は、本ファンドの活動および資産の投資に関する制限および方針を適用しながら、本ファンドの財務業績に対する潜在的悪影響を最小にすることを追求する。本ファンドは、ファンドの発行目論見書に記載の通り、適切なポートフォリオ・ミックスおよび投資制限を厳格に守ることでポートフォリオのリスクを十分に分散できるようにリスク管理の方針および手続きを設定している。これらの方針は管理会社により承認されている。

デリバティブ金融商品は、容認された制約内で原商品へのエクスポージャーを生み出すか、またはポートフォリオにレバレッジをかけるために使用される。本ファンド全体の市場ポジションは日々、投資運用会社により監視されている。本ファンドの2015年9月30日現在におけるデリバティブ金融商品の保有額は24,477米ドル（2014年：0米ドル）であった。

3.2 市場リスク

市場リスクとは、金利および為替レートの変動、また株価の変動などの市場条件の変化により、金融商品の価値が不利に変動しうるリスクのことである。

報告日において、本ファンドの市場リスクは3つの主要な要素、つまり、投資商品の実際の市場価格の変動（「価格リスク」）、金利および為替レートの変動、から構成される。

ベトナムファンド（F Cグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.2 市場リスク（続き）

3.2.1 価格リスク

本ファンドは、上場株式への投資により価格リスクに晒されている。

本ファンドの投資は、これらの金融商品の将来の価格に関する不確実性に起因する価格リスクの影響を受ける可能性がある。ベトナムにおける投資には、より発展した市場における投資に通常みられないいくつかの考慮すべき事項およびリスクを伴う。規模が小さいこと、流動性が限られることおよびボラティリティが高いことに加えて、ベトナムの証券市場は成熟しておらず、発展した市場に比べてベトナムの発行体に関する公然と入手可能な情報が実質的に少ないことが多い。

それは、本ファンドが価格変動に直面した場合に保有する市場のポジションを通して損失を被る可能性を示している。ファンドの活動の本質は、リターンを最大化するためにとられる市場リスク・エクスポージャーに直結している。

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理(続き)

3.2 市場リスク(続き)

3.2.1 価格リスク(続き)

以下の表は、2015年および2014年9月30日現在の本ファンド全体の投資における市場リスク・エクスポージャーの概要である。

	2015年		2014年	
	公正価値 米ドル	受益者に帰属 する純資産総 額に対する比 率 %	公正価値 米ドル	受益者に帰属 する純資産総 額に対する比 率 %
売買目的有価証券				
上場証券	25,761,096	93.19	38,061,537	96.89
未上場証券	24,477	0.09	-	-
	25,785,573	93.28	38,061,537	96.89
売却可能金融資産				
上場証券	1,026,217	3.72	156,795	0.40
未上場証券	20,405	0.07	21,601	0.06
	1,046,622	3.79	178,396	0.46
投資合計	26,832,195	97.07	38,239,933	97.35

ベトナム株価指数(「VN指数」)は、ホーチミン証券取引所に上場されたすべての会社の時価総額加重平均指数であり、本ファンドとは地理的な面で類似している。しかしながら、管理会社は当指数に追随するような投資戦略を採用しているわけではない。

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理(続き)

3.2 市場リスク(続き)

3.2.1 価格リスク(続き)

以下と次ページの表は、2015年9月30日現在のファンド全体の集中リスクのエクスポージャーの概要である。

	保有額面	公正価値 米ドル	純資産総額に 対する比率 %
売買目的有価証券			
上場有価証券			
ベトナム			
銀行			
- Military Commercial Joint Stock Bank	3,173,753	2,118,660	7.66
- その他	-	1,675,688	6.05
事業サービス	-	80,774	0.29
建設	-	49	-
漁業	-	32,423	0.12
食品および飲料			
- Vietnam Dairy Products Joint Stock Co	1,425,600	6,344,459	22.95
- その他	-	148,198	0.54
住宅リフォーム			
- Refrigeration Electrical Engineering Corporation	2,129,904	2,379,199	8.61
情報および通信			
- FPT Corporation	1,928,821	3,819,872	13.82
- その他	-	565,307	2.05
インフラストラクチャー	-	305,741	1.11
保険	-	62,083	0.22
製造業			
- Bing Minh Plastics Joint Stock Co	364,000	1,798,131	6.51
- その他	-	843,644	3.05
石油およびガス			
- PetroVietnam GAS JSC	968,440	1,973,945	7.14
- その他	-	927,763	3.36
医薬品			
- DHG Pharmaceutical	525,044	1,553,869	5.62
不動産	-	943,040	3.41
証券業	-	188,251	0.68
上場有価証券合計		25,761,096	93.19

ベトナムファンド（F C グローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.2 市場リスク（続き）

3.2.1 価格リスク（続き）

	保有額面	公正価値 米ドル	純資産総額に 対する比率 %
売買目的有価証券（続き）			
非上場有価証券			
ベトナム			
事業サービス	-	24,477	0.09
非上場有価証券合計		24,477	0.09
売買目的有価証券合計		25,785,573	93.28
売却可能金融資産			
上場有価証券			
ベトナム			
銀行	-	1,026,202	3.72
建設	-	15	-
上場有価証券合計		1,026,217	3.72
非上場有価証券			
ベトナム			
運輸	-	20,405	0.07
非上場有価証券合計		20,405	0.07
売却可能金融資産合計		1,046,622	3.79
投資有価証券合計		26,832,195	97.07

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理(続き)

3.2 市場リスク(続き)

3.2.1 価格リスク(続き)

以下と次ページの表は、2014年9月30日現在のファンド全体の集中リスクのエクスポージャーの概要である。

	保有額面	公正価値 米ドル	純資産総額に 対する比率 %
売買目的有価証券			
上場有価証券			
ベトナム			
銀行			
- Military Commercial Joint Stock Bank	3,081,314	1,974,364	5.03
- その他	-	17	-
建設	-	65	-
食品および飲料			
- Kinhdo Corporation	1,326,851	3,719,559	9.47
- Vietnam Dairy Products Joint Stock Co	1,448,000	7,163,251	18.23
住宅リフォーム			
- Refrigeration Electrical Engineering Corporation	2,641,904	3,759,034	9.57
情報および通信			
- FPT Corporation	2,054,193	5,032,652	12.81
製造業			
- Hoa Phat Group JSC	1,062,384	2,878,072	7.33
- その他	-	1,174,747	2.99
石油およびガス			
- PetroVietnam Drilling and Well	1,056,366	4,827,680	12.29
- PetroVietnam GAS JSC	808,440	4,037,439	10.28
医薬品			
- DHG Pharmaceutical	795,044	3,427,398	8.72
不動産	-	67,259	0.17
売買目的有価証券合計		38,061,537	96.89

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理(続き)

3.2 市場リスク(続き)

3.2.1 価格リスク(続き)

	保有額面	公正価値 米ドル	純資産総額に 対する比率 %
売却可能金融資産			
上場有価証券			
ベトナム			
銀行	-	156,784	0.40
建設	-	11	-
上場有価証券合計		156,795	0.40
非上場有価証券			
ベトナム			
運輸	-	21,601	0.06
非上場有価証券合計		21,601	0.06
売却可能金融資産合計		178,396	0.46
投資有価証券合計		38,239,933	97.35

次ページの表は、株価に為替レートの変動の影響を織り込んだ、2015年および2014年9月30日現在のファンドの受益者に帰属する純資産総額の株価の変動に対する感応度の概要である。

F R S 第107号は、本ファンドが投資している市場のリスクを最も反映する適切なリスク変数を特定することを管理会社に要求している。したがって、分析は他のすべての変数を一定に維持したうえで、VN指数が2015年9月30日現在で38.9%まで上昇(2014年:42.2%)、あるいは32.7%まで下落(2014年:32.7%)し、かつ本ファンドの原投資商品の公正価値がVN指数と過去の相関関係に連動するという仮定に基づいている。これは、VN指数の過去のボラティリティを考慮して、VN指数の合理的に可能な変動に対する管理会社の最善の見積りを表している。

ベトナムファンド（F C グローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.2 市場リスク（続き）

3.2.1 価格リスク（続き）

V N指数の変動に対する本ファンドの原投資商品の過去の相関は、2015年9月30日現在46.2%（2014年：45%）である。以下の影響は、本ファンドの原投資商品の公正価値に関する合理的に可能な変動に起因する。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
指数の上昇による受益者に帰属する純資産への影響	4,967,778	7,459,800
指数の下落による受益者に帰属する純資産への影響	(4,175,999)	(5,780,461)

感応度分析は、本ファンド開始以来の月次データを使用して作成されている。感応度分析の表示は2015年および2014年9月30日現在のポートフォリオの構成およびV N指数のポートフォリオを構成する有価証券との過去の相関に基づいている。本ファンドの投資ポートフォリオの構成およびV N指数に対するその相関は、時とともに変動することが予想される。したがって、2015年および2014年9月30日現在で作成されたこの感応度分析は、受益者に帰属する本ファンドの純資産総額のV N指数の水準の将来の変動に対する影響を必ずしも示唆するものではない。

3.2.2 金利リスク

金利リスクは、金融資産および負債の公正価値ならびに将来のキャッシュフローに対する市場金利水準の変動の影響により生じる。

2015年9月30日現在、本ファンドの金利リスクに対するエクスポージャーは現金及び現金同等物に限定されており、それは資産合計の4%（2014年：3%）である。本ファンドは特に重要な利付資産および負債を保有していない。報告日現在、本ファンドの余剰現金及び現金同等物は、翌日物およびすべて満期が1ヶ月未満の短期商品の形式で、評価の高い金融機関に預けられている。

2015年9月30日現在、すべての他の変数を一定にして、現金及び現金同等物に対する金利が翌1年間に50bp（2014年：50bp）上下したとすると、金利収益の純増減の結果、税引後損益は約5,071米ドル（2014年：5,289米ドル）増減することになる。この感応度分析は、報告日における金利変動による影響の見積り概要を表しており、現金及び現金同等物の各種類についてのエクスポージャーを表すものではない。

ベトナムファンド（F C グローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.2 市場リスク（続き）

3.2.3 為替リスク

本ファンドは機能通貨である米ドル以外の通貨建ての資産を保有している。したがって本ファンドは、その他の通貨建ての有価証券の価額が為替レートの変動によって変動するため為替リスクに晒される。発行目論見書に記載の通り、本ファンドの方針としては、為替ヘッジ取引は行わない。現金預金については、投資に必要な額を超える外貨預金を機能通貨に交換する。

以下の表は、2015年および2014年9月30日現在の米ドルで表示された貨幣性および非貨幣性資産および負債による主要な外貨に対する本ファンドのエスクポージャーの概要である。

	米ドル 米ドル	ベトナム・ドン 米ドル	合計 米ドル
2015年			
資産			
現金及び現金同等物	652,342	361,796	1,014,138
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	-	25,785,573	25,785,573
売却可能金融資産	-	1,046,622	1,046,622
ブローカーに対する債権	-	132,934	132,934
未収金	39,486	-	39,486
資産合計	691,828	27,326,925	28,018,753
負債			
ブローカーに対する債務	-	183,898	183,898
未払金	192,782	-	192,782
負債合計	192,782	183,898	376,680
純為替エクスポージャー	499,046	27,143,027	27,642,073

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理(続き)

3.2 市場リスク(続き)

3.2.3 為替リスク(続き)

	米ドル 米ドル	ベトナム・ドン 米ドル	合計 米ドル
2014年			
資産			
現金及び現金同等物	611,575	446,299	1,057,874
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	-	38,061,537	38,061,537
売却可能金融資産	-	178,396	178,396
ブローカーに対する債権	-	413,933	413,933
未収金	3,477	60,667	64,144
資産合計	615,052	39,160,832	39,775,884
負債			
未払金	493,104	-	493,104
負債合計	493,104	-	493,104
純為替エクスポージャー	121,948	39,160,832	39,282,780

当財政状態計算書に記載されている重要な項目である投資有価証券は、為替リスクと価格リスクに晒されている。感応度分析の価格リスクは、非貨幣性資産投資有価証券の為替リスクの影響を含んでいる。よって、為替リスク感応度は貨幣性ならびに非貨幣性金融資産および負債に対して作成され開示される。以下の表は、すべてのその他の変数を一定としたうえで、通貨が本ファンドの機能通貨に対し増減した場合の、為替エクスポージャーに対する本ファンドの貨幣性ならびに非貨幣性資産および負債の感応度を表している。

通貨	2015年		2014年	
	合理的に起こりうる変動	受益者に帰属する純資産総額への影響 米ドル	合理的に起こりうる変動	受益者に帰属する純資産総額への影響 米ドル
ベトナム・ドン	(2.45)%	(665,004)	(0.64)%	(250,629)

ベトナムファンド（F C グローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.3 流動性リスク

本ファンドの流動性リスクは、主として買戻可能受益証券の買戻しにより生じる。本ファンドはその資産の大半を活発な市場で取引されている投資商品に投資している。未上場または価格が容易に入手可能でない投資商品への投資は純資産総額の20%以内としている。

本ファンドは、買戻しおよび短期のつなぎ資金需要のために短期での借入れを行うことができる。

資金調達の継続性を確保するために、専任者が本ファンドの流動性ポジションを日々監視し、十分な現金の源泉の確保および流動性資産を期限の来た債務に充当できるよう備えている。

本ファンドは適宜、店頭取引のデリバティブへ投資することがあるが、それは正規の市場で取引されず流動性が乏しいこともある。

その結果、本ファンドは、その決済要件を満たす公正価値に近い金額でこれらの商品への投資を適宜流動化できない、あるいは特定の発行体の信用度の悪化のような特定の事象への対応ができない可能性がある。

2015年9月30日現在、本ファンドの受益証券の20%以上を保有する単独の投資家はいない。

以下の表は、報告日現在における契約上の満期日までの残存期間に基づき該当する満期グループに分類した本ファンドの金融負債の分析である。表の金額は契約上の割引をしていないキャッシュフローである。12ヶ月以内に満期となる負債の残高は、割引の影響が重要ではないため、その帳簿価額に近似している。

2015年	3ヶ月未満 米ドル	合計 米ドル
トレーディングおよびその他の債務	376,680	376,680
受益者に帰属する純資産総額	27,642,073	27,642,073
	28,018,753	28,018,753

ベトナムファンド（F C グローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.3 流動性リスク（続き）

2014年	3ヶ月未満 米ドル	合計 米ドル
トレーディングおよびその他の債務	493,104	493,104
受益者に帰属する純資産総額	39,282,780	39,282,780
	39,775,884	39,775,884

3.4 信用リスク

本ファンドの管理を委託されている管理会社には、投資取引は承認を受けた取引相手に限り、かつ、承認された株式の売買単位内で実行するとする方針がある。本ファンドは単一の取引相手に特に依存することのないよう数多くの契約相手に取引を分散している。現金は管理会社が承認した銀行にのみ保管される。

本ファンドは信用リスクに対するエクスポージャーを取っており、それは発行体、ブローカー、保管会社および銀行等との取引も含め、取引相手が期限到来時に負債を全額返済できないリスクである。

報告日までに被った損失に対して（もしある場合は）、減損引当金が設定される。管理会社は適切な信用スクリーニングおよび信用リスク監視のための手続き体制を整えている。

相場のある有価証券のすべての取引は、公認ブローカーを通して、決済/支払いが行われる。有価証券の受渡しはブローカーが支払を受けた場合にのみ行われるため、債務不履行リスクは低いと考えられる。購入した場合の支払いは、有価証券をブローカーが受け取られた場合に行われる。したがって、当事者の一方がその債務を履行できない場合、取引は不成立となる。

本ファンドの信用リスクに対するエクスポージャーは、主として保管会社および取引相手に預けてある預金残高および資産に起因する。以下の表は、2015年および2014年の9月30日現在において本ファンドの預金残高および資産を保有している銀行、保管会社および取引相手の信用格付の概要である。

ベトナムファンド（F C グローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.4 信用リスク（続き）

	純資産総額に 対する比率 %	2015年 信用格付	純資産総額に 対する比率 %	2014年 信用格付
ブラウン・ブラザーズ・ハリマン社	100.74	A + (フィッチ)	100.04	A + (フィッチ)

2013年9月1日付けにて、G . A . S .（ケイマン）リミテッドは本ファンドの受託会社に指名された。受託会社として、同社はスミトモ・ミツイ・トラスト（UK）リミテッドを保管会社に指名した。次に、スミトモ・ミツイ・トラスト（UK）リミテッドは同社のグローバル副保管会社としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン社を指名した。現金は最終的に、銀行としてブラウン・ブラザーズ・ハリマン社が保管する現金と共にブラウン・ブラザーズ・ハリマン社で保管される。

本ファンドは、余剰の要求払い預金残高を、様々な金融機関の無制限の翌日物預金商品に投資するブラウン・ブラザーズ・ハリマン・アンド・カンパニー・キャッシュ・マネジメント・サービス（CMS）と、一定の状況の下で契約することに同意した。さらに、買戻代金、または報酬や費用が本ファンドから支払われる場合、そうした資金もブラウン・ブラザーズ・ハリマン社のグランド・ケイマン支店で短期間一時的に保管される。そのような預金は、預金機関を管轄する国の統治行為および通貨を管轄する国の統治行為に従うことになる可能性がある。それらの中には凍結、差し押え、または減額が含まれるがそれに限定されるものではない。いかなる場合でも、預金が最終的に置かれる金融機関ごとのそのような商品に係わる元本の返済や利息の支払いに関連したリスクは、本ファンドの会計にだけのものであると考えられる。

報告日現在、信用リスクの最大のエクスポージャーは、金融資産の帳簿価額である。

3.5 資本リスク

本ファンドの持分は、受益者に帰属する純資産総額である。受益者に帰属する純資産総額は、本ファンドが受益者の裁量による日々の発行および買戻の対象であるため、日次ベースで著しく変動する。持分管理の際の本ファンドの目的は、受益者に利益およびその他の利害関係者に便益を提供するために継続企業として持続するために本ファンドの能力を保護すること、ならびに本ファンドの投資活動の発展をサポートするために強固な持分基盤を維持することである。

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理(続き)

3.6 公正価値の見積り

本ファンドは、公正価値の測定に用いたインプットの水準を表す公正価値ヒエラルキーを使用し、公正価値測定のカテゴリを行っている。公正価値ヒエラルキーには以下のレベルがある。

活発な市場における、同様の資産または負債の(未調整)取引価格(レベル1)

資産または負債について、直接的(価格)あるいは間接的(価格から予測)に観察可能なインプットで、レベル1に含まれる取引価格以外のもの(レベル2)

観察可能な市場データに基づかない、資産または負債のインプット(観察不能なインプット)(レベル3)

以下の表は、2015年および2014年9月30日時点の公正価値で測定した、本ファンドの金融資産(クラス別)に関する公正価値ヒエラルキーの分析である。

	レベル1 米ドル	レベル2 米ドル	レベル3 米ドル	合計残高 米ドル
2015年				
資産				
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	25,761,096	24,477	-	25,785,573
売却可能金融資産	1,026,217	-	20,405	1,046,622
資産合計	26,787,313	24,477	20,405	26,832,195
2014年				
資産				
損益を通じて公正価値で測定される金融資産	38,061,537	-	-	38,061,537
売却可能金融資産	156,795	-	21,601	178,396
資産合計	38,218,332	-	21,601	38,239,933

ベトナムファンド（F Cグローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理（続き）

3.6 公正価値の見積り（続き）

公正価値測定を分類する公正価値ヒエラルキーのレベルは、測定全体にとって重要なインプットのうち、最も低いレベルに基づいて決定される。このため、インプットの水準は、公正価値全体に対して評価される。観察不能なインプットに基づいた大幅な調整の必要がある観察可能なインプットを、公正価値測定に使用した場合、この測定はレベル3に分類される。公正価値測定に用いる特定のインプットの水準を全体的に評価するには、資産または負債について個別の要素を考慮する必要がある。

何が「観察可能」かについての判断には、本ファンドの重要な判断を必要とする。本ファンドは、観察可能なデータとは、容易に入手可能で、定期的に配信または更新され、信頼ができて検証可能であり、私有のものでなく、関連市場に活発に関与する独立した情報源によって提供される市場データであるとみなしている。

2015年および2014年9月30日終了会計年度において、レベル1とレベル2の間における移動はなかった。

2015年および2014年9月30日現在、インプットにおける合理的な変動の影響で重要なものはないとみなされたため、レベル3に該当するポジションの感応度分析は表示されなかった。

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

3. 金融リスク管理(続き)

3.6 公正価値の見積り(続き)

以下の表はレベル3商品の変動を表している。

	損益を通じて公正 価値で測定される 金融資産 米ドル	売却可能金融資産 米ドル	合計 米ドル
2015年			
期首	-	21,601	21,601
債券の償還による償還金	-	-	-
その他包括損益で認識された損失	-	(1,196)	(1,196)
期末	-	20,405	20,405
決算期末に保有していたレベル3資産に対する実現/未実現利益または損失に関する変動額	-	-	-

	損益を通じて公正 価値で測定される 金融資産 米ドル	売却可能金融資産 米ドル	合計 米ドル
2014年			
期首	171,920	21,712	193,632
債券の償還による償還金	(284,428)	-	(284,428)
その他包括損益で認識された損失	-	(111)	(111)
包括利益計算書で認識された利益	112,508	-	112,508
期末	-	21,601	21,601
決算期末に保有していたレベル3資産に対する実現/未実現利益または損失に関する変動額	-	-	-

3.7 金融商品の相殺

2015年および2014年9月30日現在、本ファンドはマスター・ネットティング契約を一切締結していない。

ベトナムファンド（F C グローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

4. 重要な会計見積りおよび判断

活発な市場で取引されていない証券の公正価値は主に収益率や割引キャッシュフローのような評価手法を用いて決められる。公正価値を決めるのに用いられるモデルは有効性が確認されており、その分野において経験豊富な独立性のある人材により定期的にレビューされている。そのモデルはファンドから生じるキャッシュフローと金利および株式リターンにかかる観察可能なマーケットデータに基づいている。持分証券の評価に使用される割引率はマーケットリターンが観察可能な同一業界で営業する他の会社の過去の株式リターンに基づいて決められる。使用される見積りおよび判断は継続して評価され、各状況下で合理的と考えられる将来の事象への予想を含めた過去の経験およびその他の要因に基づく。これらの要因に関する予測の変更は、報告されている証券の公正価値に影響を及ぼす可能性がある。

5. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産の公正価値純変動額

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
損益を通じて公正価値で測定される金融資産に係る公正価値の純変動：		
- 実現	4,437,710	6,250,873
- 未実現	(10,640,999)	2,573,017
（損失）/ 利益合計	(6,203,289)	8,823,890

6. 分配金

管理会社は2015年に関して受益者への分配金を提示していない（2014年：なし）。

7. 現金及び現金同等物

n上、本ファンドの現金及び現金同等物は以下の残高で構成される：

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
銀行預金	1,014,138	1,057,874

銀行預金1,014,138米ドル（2014年：1,057,874米ドル）はブラウン・ブラザーズ・ハリマン社に預けられていた。当期の預金残高に係わる受取利息は203米ドル（2014年：2,904米ドル）であった。

ベトナムファンド（F C グローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

8. 損益を通じて公正価値で測定される金融資産

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
損益を通じて公正価値で測定される金融資産：		
- 上場証券	25,761,096	38,061,537
- 非上場デリバティブ	24,477	-
	<u>25,785,573</u>	<u>38,061,537</u>
損益を通じて公正価値で測定される金融資産：		
- ベトナム	<u>25,785,573</u>	<u>38,061,537</u>

9. 売却可能金融資産

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
上場証券		
- ベトナム	1,026,217	156,795
未上場証券		
- ベトナム	20,405	21,601
	<u>1,046,622</u>	<u>178,396</u>

10. 未収金

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
受益者からの未収金	39,473	3,456
未収配当金	-	60,667
未収利息	13	21
	<u>39,486</u>	<u>64,144</u>

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

11. ブローカーに対する債権/債務

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
ブローカーに対する債権	132,934	413,933
	132,934	413,933
	2015年 米ドル	2014年 米ドル
ブローカーに対する債務	183,898	-
	183,898	-

ブローカーに対する債権/債務には、決算日時点において決済されていない有価証券取引の未収金額/未払金額が含まれている。本ファンドは、取引を行う各ブローカーの信用状況を継続的に監視している。

本ファンドは現在、保管銀行と残高を相殺しておらず、全てのブローカーに対する債権/債務の残高は、財政状態計算書において総額(グロス)で表示されている。

12. 公正価値引当金

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
期首	(23,355)	(2,341,127)
売却可能金融資産		
- 公正価値引当金から損益に振替えられた売却可能金融資産の減損損失*	-	1,653,252
- 再評価	88,805	664,520
	88,805	2,317,772
期末	65,450	(23,355)

2015年9月30日現在、公正価値引当金として65,450米ドル(2014年:23,355米ドルの損失)が、会計年度末に受益者に帰属する純資産の一部として計上された。

*2014年度において本ファンドは、長期間にわたり取引価格が簿価を下回る非上場有価証券に対して1,653,252米ドルの減損損失を計上した。

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

13. 未払金

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
受益者への未払買戻代金	47,891	221,969
未払管理報酬	2,031	3,071
未払投資運用報酬	18,000	27,300
未払実績報酬(注記14)	-	98,946
未払受託報酬	1,354	2,047
未払管理事務代行報酬	3,013	4,198
未払保管報酬	27,785	39,675
未払監査報酬	36,955	35,344
未払販売報酬	11,283	17,062
未払代行協会員報酬	4,513	6,825
その他未払費用	39,957	36,667
	<u>192,782</u>	<u>493,104</u>

14. 関連当事者取引

一方の当事者が他方当事者を支配することができる場合、または財務上および経営上の意思決定において他方当事者に重大な影響を及ぼす場合、それらの当事者は関連当事者とみなされる。

財務書類に表示される関連当事者情報に加えて、当会計期間中、通常の営業過程で関連当事者と以下の取引が行われた。

(a) 管理報酬

管理会社は純資産総額に対して年率0.09%の率で計算される管理報酬を受取る権利を有する。管理報酬は実績報酬の発生前に計算され、各評価日時点において未払計上され、毎月後払いで支払われる。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
管理報酬	<u>27,427</u>	<u>39,633</u>

ベトナムファンド(FCグローバルのサブ・トラスト)

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

14. 関連当事者取引(続き)

(b) 投資運用報酬

投資運用会社は投資運用報酬として純資産総額の年率0.8%の率で計算される投資運用報酬を受取る権利を有する。投資運用報酬は実績報酬の発生前に計算され、各評価日時点において未払計上され、毎月後払いで支払われる。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
投資運用報酬	243,740	352,295

(c) 実績報酬

また、投資運用会社は各四半期末に計算され、後払いで支払われる実績報酬を受取る権利を有する。いずれの暦四半期の実績報酬も、関連四半期末の受益証券1口当たり純資産価格が、過去の暦四半期末の1口当たり純資産価格の最高額と当初発行価格100米ドルのいずれか高い額を超過する金額の15%に、関連四半期中の発行済受益証券平均口数を乗じた額とするものとする。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
支払済実績報酬	-	1,131,692
未払実績報酬	-	98,946
	-	1,230,638

2015年9月30日終了年度は、ハイウォーターマークを上回る実績が無かったため、実績報酬は発生しなかった。2014年3月31日と2014年9月30日終了の各四半期において、本ファンドはハイウォーターマーク「HWM」を上回る実績となったため、実績報酬が発生した。

(d) 受託報酬

受託会社は純資産総額の年率0.06%で計算される受託報酬(最低報酬は年間10,000米ドル)を受取る権利を有する。受託報酬は実績報酬の発生前に計算され、各評価日時点において未払計上され、毎月後払いで支払われる。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
受託報酬	18,285	26,422

ベトナムファンド（F C グローバルのサブ・トラスト）

財務書類の注記

2015年9月30日終了年度

14. 関連当事者取引（続き）

(e) 保管および管理事務代行報酬

保管銀行は受託会社との合意に基づき本ファンドの資産から報酬を受ける。

管理事務代行報酬は、純資産総額の2,000万米ドル以下の部分については年率0.11%、また2,000万米ドルを超える部分については年率0.10%の率で計算される。また、最低報酬は年間15,000米ドルである。管理事務代行報酬は実績報酬の発生前に計算され、各評価日時点において未払計上され、毎月後払いで支払われる。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
保管及び管理事務代行報酬	215,803	303,764

(f) 登録報酬

管理事務代行会社は本ファンドの登録代行会社としての業務に対して年3,000米ドルを請求する。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
登録報酬	3,000	3,000

(g) 販売報酬および代行協会員報酬

販売会社は本ファンドの純資産総額の年率0.5%の報酬を本ファンドから受取る。代行協会員は本ファンドの代行協会員の資格において、本ファンドの純資産総額の年率0.2%の報酬を本ファンドから受取る。販売報酬および代行協会員報酬は実績報酬の発生前に計算され、各評価日時点において未払計上され、毎月後払いで支払われる。

	2015年 米ドル	2014年 米ドル
販売報酬	152,371	220,191
代行協会員報酬	60,949	88,074

ベトナムファンド（F Cグローバルのサブ・トラスト）**財務書類の注記**2015年9月30日終了年度

15. 受益証券一口当たり純資産価格

2015年および2014年9月30日現在、財務書類に表示されている金融商品の評価と、本ファンドの発行目論見書に示された評価方法は、ともに最終取引価格を使用するため、両者の間に差異はなかった。

16. 財務書類の承認

管理会社は、2016年1月20日に当財務書類の発行を承認した。

(3) 【投資有価証券明細表等】

以下は未監査の参考情報である。

株式

(2015年9月末現在)

順位	銘柄	国名	業種	株式数	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
					単価	合計	単価	合計	
1	VIETNAM DAIRY PRODUCTS VND	ベトナム	食品	1,425,600	1.13	1,611,249.88	4.45	6,344,459.28	22.95
2	FPT CORP VND	ベトナム	電子装置	1,928,821	2.25	4,330,324.95	1.98	3,819,872.47	13.82
3	REFRIGERATION ELEC ENGINEERING VND	ベトナム	コングロマリット	2,129,904	1.04	2,215,644.00	1.12	2,379,198.50	8.61
4	MILITARY COMMERCIAL BK VND	ベトナム	銀行	3,173,753	0.62	1,975,039.20	0.67	2,118,660.22	7.66
5	PETROVIETNAM GAS JS VND	ベトナム	ガス	968,440	1.96	1,896,436.29	2.04	1,973,945.36	7.14
6	BINH MINH PLASTICS JS VND	ベトナム	建設関連製品	364,000	2.09	759,816.52	4.94	1,798,130.84	6.51
7	DHG PHARMACEUTICAL VND	ベトナム	医薬品	525,044	2.00	1,050,705.71	2.96	1,553,868.54	5.62
8	BK FOR INVESTMENT AND DEV VIET VND	ベトナム	銀行	1,057,903	1.11	1,179,438.73	1.05	1,115,812.27	4.04
9	JS COMM BANK FOREIGN TRADE VIETNAM VND	ベトナム	銀行	537,500	1.79	959,561.65	1.91	1,026,201.60	3.71
10	HOA PHAT GROUP JSC VND	ベトナム	鉄鋼	623,575	0.98	610,182.68	1.35	843,643.97	3.05
11	VINGROUP JSC VND	ベトナム	不動産	337,412	1.90	640,326.00	1.86	626,171.81	2.27
12	MOBILE WORLD INV VND	ベトナム	小売	208,237	4.40	916,804.24	2.71	565,307.39	2.05
13	PETROVIETNAM DRILLING WELL VND	ベトナム	エネルギー	323,570	2.41	778,408.46	1.52	492,483.04	1.78
14	VIETNAM JS COMMERCIAL BK VND	ベトナム	銀行	550,007	1.02	559,957.85	0.87	479,756.89	1.74
15	DAT XANH REAL ESTATE SERVICE VND	ベトナム	不動産	400,000	0.78	312,463.79	0.79	316,866.93	1.15
16	HO CHI MINH CTY IN VND	ベトナム	運輸	300,000	0.93	278,899.44	1.02	305,740.99	1.11
17	PETROVIETNAM NHON TRACH 2 PO VND	ベトナム	電力	267,500	1.15	306,366.41	1.11	296,428.57	1.07
18	SAIGON SECURITIES INC VND	ベトナム	証券	180,000	1.10	198,445.70	1.05	188,251.00	0.68
19	MA SAN GROUP CORP VND	ベトナム	食品	45,000	4.12	185,557.87	3.29	148,197.60	0.54
20	PETROVIETNAM FERT CHEMICAL VND	ベトナム	化学	100,000	1.45	145,378.97	1.39	138,851.80	0.50
21	HOANG HUY INVESTMENT VND	ベトナム	機械	110,000	0.79	87,277.98	0.73	80,774.36	0.29
22	VIETNAM EXP-IMP COMM JS BK VND	ベトナム	銀行	150,007	0.66	98,579.61	0.53	80,110.55	0.29
23	BAOVIET HLDGS VND	ベトナム	保険	30,000	2.47	74,214.08	2.07	62,082.78	0.22
24	VINH HOAN CORP VND	ベトナム	食品	19,960	1.77	35,299.18	1.62	32,422.79	0.12
25	MAI LINH GROUP VND	ベトナム	サービス	509,434	3.29	1,674,853.37	0.04	20,404.57	0.07
26	VIETNAM CONSTRUCTION IMP-EXP JSC VND	ベトナム	建設	98	1.14	111.60	0.50	49.28	0.00
27	PETROLIMEX PETROCHEMICAL VND	ベトナム	化学	10	0.87	8.66	1.54	15.35	0.00
28	SAIGON THUONG TIN COMMERCIAL VND	ベトナム	銀行	10	0.93	9.32	0.73	7.30	0.00
29	HOANG ANH GIA LAI VND	ベトナム	マルチセクター 持株会社	2	0.94	1.87	0.66	1.32	0.00

新株引受権

(2015年9月末現在)

順位	銘柄	国名	業種	株式数	取得金額(米ドル)		時価(米ドル)		投資比率(%)
					単価	合計	単価	合計	
1	HHS RTS VND	ベトナム	機械	100,000	0.15	14,694.19	0.24	24,477.08	0.09

[次へ](#)

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Statement of Comprehensive Income
For the financial year ended 30 September 2015

	Notes	2015 US\$	2014 US\$
Income			
Dividend income		1,515,948	1,661,863
Interest income		203	2,904
Net foreign exchange loss		(1,026,601)	(979,053)
Net change in fair value on financial assets at fair value through profit or loss	5	(6,203,289)	8,823,890
Gain on disposal of financial assets, available-for-sale		<u>-</u>	<u>195,033</u>
Total net (loss) / profit		<u>(5,713,739)</u>	<u>9,704,637</u>
Expenses			
Impairment loss of financial assets, available-for-sale	12	-	1,653,252
Management fee	14	27,427	39,633
Investment management fee	14	243,740	352,295
Performance fee	14	-	1,230,638
Trustee fee	14	18,285	26,422
Custodian and administrator fee	14	215,803	303,764
Audit fee		38,565	40,442
Distributor fee	14	152,371	220,191
Agent company fee	14	60,949	88,074
Registrar fee	14	3,000	3,000
Professional fee		55,197	27,381
Other expenses		<u>34,699</u>	<u>74,175</u>
Total operating expenses		<u>850,036</u>	<u>4,059,267</u>
(Loss) / profit before income tax		<u>(6,563,775)</u>	<u>5,645,370</u>
Withholding taxes on dividends		<u>-</u>	<u>(996)</u>
(Loss) / profit for the year		<u>(6,563,775)</u>	<u>5,644,374</u>
Other comprehensive profit			
Items that may be reclassified subsequently to profit or loss:			
Available-for-sale financial assets			
- Net change in fair value	12	<u>88,805</u>	<u>664,520</u>
Other comprehensive profit		<u>88,805</u>	<u>664,520</u>
Total comprehensive (loss) / profit		<u>(6,474,970)</u>	<u>6,308,894</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Statement of Financial Position
As at 30 September 2015

	Notes	2015 US\$	2014 US\$
Assets			
Cash and cash equivalents	7	1,014,138	1,057,874
Financial assets at fair value through profit or loss	8	25,785,573	38,061,537
Financial assets, available-for-sale	9	1,046,622	178,396
Due from broker	11	132,934	413,933
Receivables	10	<u>39,486</u>	<u>64,144</u>
Total assets		<u>28,018,753</u>	<u>39,775,884</u>
Equity			
Net assets attributable to unitholders	15	<u>27,642,073</u>	<u>39,282,780</u>
Total equity		<u>27,642,073</u>	<u>39,282,780</u>
Liabilities			
Due to broker	11	183,898	-
Payables	13	<u>192,782</u>	<u>493,104</u>
Total liabilities		<u>376,680</u>	<u>493,104</u>
Total equity and liabilities		<u>28,018,753</u>	<u>39,775,884</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Statement of Changes in Equity
For the financial year ended 30 September 2015

	Notes	Number of Units	US\$
2015			
Net assets attributable to unitholders at the beginning of the financial year		<u>286,339</u>	<u>39,282,780</u>
Proceeds from issuance of units		30,469	3,683,913
Redemption of units		<u>(72,142)</u>	<u>(8,849,650)</u>
Net decrease from unit transactions		<u>(41,673)</u>	<u>(5,165,737)</u>
Total comprehensive loss for the year		<u>-</u>	<u>(6,474,970)</u>
Net assets attributable to unitholders at the end of the financial year	15	<u>244,666</u>	<u>27,642,073</u>
2014			
Net assets attributable to unitholders at the beginning of the financial year		<u>400,808</u>	<u>46,079,928</u>
Proceeds from issuance of units		8,389	1,076,533
Redemption of units		<u>(122,858)</u>	<u>(15,835,827)</u>
Net decrease from unit transactions		<u>(114,469)</u>	<u>(14,759,294)</u>
Transfer of impairment loss of financial assets, available-for-sale from fair value reserve to profit or loss	12	-	1,653,252
Total comprehensive profit for the year		<u>-</u>	<u>6,308,894</u>
Net assets attributable to unitholders at the end of the financial year	15	<u>286,339</u>	<u>39,282,780</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Statement of Cash Flows
For the financial year ended 30 September 2015

Cash flows from operating activities	Note	2015 US\$	2014 US\$
Total comprehensive (loss) / profit of redeemable units from operations		(6,474,970)	6,308,894
Adjustments for:			
Impairment loss of financial assets, available-for-sale		-	1,653,252
Net change in fair value reserve on financial assets, available-for-sale		(88,805)	(664,520)
Tax expense		-	996
Dividend income		(1,515,948)	(1,661,863)
Interest income		(203)	(2,904)
		<u>(8,079,926)</u>	<u>5,633,855</u>
Operating cash flow before working capital changes		(8,079,926)	5,633,855
Changes in operating assets and liabilities			
Financial assets at fair value through profit or loss		12,275,964	4,001,295
Financial assets, available-for-sale		(779,421)	3,005,068
Due from broker		280,999	(413,933)
Due to broker		183,898	-
Payables		(126,244)	79,345
		<u>3,755,270</u>	<u>12,305,630</u>
Cash generated from operations		3,755,270	12,305,630
Taxes paid		-	(996)
Interest received		211	2,915
Dividends received		1,576,615	1,671,969
		<u>1,576,615</u>	<u>1,671,969</u>
Net cash inflow from operating activities		5,332,096	13,979,518
Cash flows from financing activities			
Proceeds from units issued		3,647,896	1,075,358
Payments for units redeemed		(9,023,728)	(15,848,953)
		<u>(5,375,832)</u>	<u>(14,773,595)</u>
Net cash outflow from financing activities		(5,375,832)	(14,773,595)
Net decrease in cash and cash equivalents held		(43,736)	(794,077)
Cash and cash equivalents at beginning of the financial year		1,057,874	1,851,951
		<u>1,057,874</u>	<u>1,851,951</u>
Cash and cash equivalents at end of the financial year ⁷		1,014,138	1,057,874
		<u>1,014,138</u>	<u>1,057,874</u>

The accompanying notes form an integral part of these financial statements.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015

These notes form an integral part of and should be read in conjunction with the accompanying financial statements.

1. GENERAL

Vietnam Fund, (a sub trust of FC Global) (the “Fund”), a Cayman Islands Trust, was constituted in Cayman Islands on 28 August 2006 and commenced operations on 5 October 2006. The address of the Fund’s registered office is Caledonian House, 69 Dr. Roy’s Drive, P.O. Box 1043, Grand Cayman KY1-1102, Cayman Islands. The Fund registered with the Cayman Islands Monetary Authority on 23 November 2006 and also registered with the Japanese Financial Services Agency on 15 September 2006.

The investment objective of the Fund is to derive income and long-term capital appreciation through the acquisition of equity and equity-related securities, including convertible bonds, warrants and bonds with warrants and fixed income securities issued by companies established in Vietnam (herein after “Vietnam Companies”) or companies that are listed on Ho Chi Minh City Stock Exchange (“HOSE”) or Hanoi Stock Exchange (“HNX”) or that have operations in Vietnam or business exposures to the Vietnamese economy and are listed on any stock exchanges (herein after “Vietnam Related Companies”) or funds investing in such securities and options related to such securities or cash and cash equivalents including money market instruments such as treasury bills, at a reasonable level of risk.

FC Investments Ltd (the “Manager”), a Cayman Islands company, acts as the fund manager. The Manager has appointed Capital Asset Management Co., Ltd. (the “Investment Manager”), a Japanese company, to provide investment advisory and fund management services to the Fund.

In accordance with the Master Trust Deed, G.A.S. (Cayman) Limited (the “Trustee”), a Cayman Islands company, provides trustee and registrar services to the Fund and has delegated certain of its custodian functions to Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited and certain of its registrar and transfer agent functions to SMT Fund Services (Ireland) Limited. SMT Fund Services (Ireland) Limited (the “Administrator”), a related company of the Trustee, provides fund administration services and delegate registrar services to the Fund. Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited (the “Custodian”), a related company of the Trustee, provides delegate custodian services to the Fund.

The Manager has appointed Aizawa Securities Co. Ltd, (the “Distributor”) as the agent company for the manager and distributor of units in Japan. The agent company and distributor was incorporated as a joint stock company under the Commercial Code of Japan.

The Fund has a finite life of 100 years from the date of the revised Supplemental Trust Deed on 1 September 2013. In the event in which the Net Asset Value (“NAV”) of the Fund at any time falls below US\$5,000,000, the Fund may be terminated by the Manager. In the event that the Fund is terminated, the Manager must publish (or cause the distributor to publish) or notify (or cause the distributor to notify) all unitholders and beneficiaries of such termination and any other information as required under the applicable law forthwith upon such termination.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES

2.1 Basis of preparation

The financial statements have been prepared in accordance with Singapore Financial Reporting Standards (“FRS”). The financial statements have been prepared under the historical cost convention, as modified by the revaluation of financial assets and financial liabilities, except as disclosed in the accounting policies below.

The preparation of these financial statements in conformity with FRS requires the Manager to exercise its judgement in the process of applying the Fund’s accounting policies. It also requires the use of certain critical accounting estimates and assumptions. The areas involving a higher degree of judgement or complexity, or areas where assumptions and estimates are significant to financial statements, are disclosed in Note 4.

(a) Standards, amendments and interpretations to existing standards effective 1 October 2014

Amendment to FRS 32, “Financial instruments: Presentation”, on asset and liability offsetting
Amendments to FRS 32, which is effective for annual periods beginning on or after 1 January 2014 and interim periods within those annual periods, clarify the offsetting criteria in FRS 32 and address inconsistencies in their application. This includes clarifying the meaning of ‘currently has a legally enforceable right of set-off’ and that some gross settlement systems may be considered equivalent to net settlement. The amendments do not have any impact on the Fund’s financial position or performance.

There are no standards, amendments or interpretations to existing standards that are effective for the first time for the financial year beginning 1 October 2014 that would be expected to have a material impact on the Fund.

(b) New standards, amendments and interpretations issued but not effective for the financial year beginning 1 October 2014 and not adopted early

FRS109, “Financial instruments”

The complete version of FRS109 replaces most of the guidance in FRS39. FRS109 retains but simplifies the mixed measurement model and establishes three primary measurement categories for financial assets: amortised cost, fair value through other comprehensive income and fair value through profit or loss. For financial liabilities there are no changes to classification and measurement except for the recognition of changes in own credit risk in other comprehensive income, for liabilities designated at fair value, through profit or loss. This standard will be effective for periods beginning on 1 January 2018, although earlier application is permitted. The Fund is currently in the process of evaluating the potential effect of this standard.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

2. **SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)**

2.2 Foreign currency translation

(a) Functional and presentation currency

Items included in the financial statements are measured using the currency of the primary economic environment in which the Fund operates (“the functional currency”). The financial statements are presented in United States Dollars (“US\$”), which is the Fund’s functional currency.

(b) Transactions and balances

Transactions in a currency other than US\$ are translated into US\$ using the exchange rates prevailing at the dates of the transactions. Currency translation arising from the settlement of such transactions and from the translation of monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies at the closing rates at the reporting date are recognised in the statement of comprehensive income. Foreign currency assets and liabilities held at reporting date are translated into the functional currency using the exchange rate prevailing at the reporting date.

Foreign exchange gains and losses relating to the financial assets and liabilities carried at fair value through profit or loss are presented in the profit or loss within “net change in fair value on financial assets at fair value through profit or loss”.

Foreign exchange gains and losses relating to available-for-sale financial assets are included in the fair value reserve in equity.

2.3 Revenue recognition

Interest income is recognised on a time-proportionate basis using the effective interest method.

Dividend income is recognised when the right to receive payment is established.

2.4 Financial assets

(a) Classification

The Fund classifies its financial assets in the following categories: at fair value through profit or loss, loans and receivables and available-for-sale. The classification depends on the purpose for which the financial assets were acquired. Management determines the classification of its financial assets at initial recognition. The designation of financial assets at fair value through profit or loss is irrevocable.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

2.4 Financial assets (continued)

(a) Classification (continued)

(i) Financial assets, at fair value through profit or loss

The Fund categorises its financial assets at fair value through profit or loss as “financial assets held for trading”. A financial asset is classified as held for trading if acquired principally for the purpose of selling in the short term. Derivatives are also categorised as “held for trading” unless they are designated as hedges. Assets in this category are classified as current assets if they are either held for trading or are expected to be realised within 12 months after the reporting date.

(ii) Loans and receivables

Loans and receivables are non-derivative financial assets with fixed or determinable payments that are not quoted in an active market. They are presented as current assets, except for those maturing later than 12 months after the reporting date which are presented as non-current assets. Loan and receivables are presented as “receivables” and “cash and cash equivalents” on the reporting date.

(iii) Financial assets, available-for-sale

Financial assets, available-for-sale are non-derivatives that are either designated in this category or not classified in any of the other categories. Available-for-sale investments are those intended to be held for an indefinite period of time and that may be sold in response to needs for liquidity or changes in interest rates, exchange rates or equity prices.

(b) Recognition and derecognition

Regular way purchases and sales of investments are recognised on trade-date - the date on which the Fund commits to purchase or sell the investment.

Investments are derecognised when the rights to receive cash flows from the investments have expired or the Fund has transferred substantially all risks and rewards of ownership. On sale of an investment, the differences between the net sale proceeds and its carrying amount is recognised in profit or loss. Any amount previously recognised in other comprehensive income relating to that asset is reclassified to profit or loss. Realised gains or losses from investment transactions are recorded on the First-In-First-Out (“FIFO”) method.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

2.4 Financial assets (continued)

(c) Initial measurement

Financial instruments categorised at fair value through profit or loss, are measured initially at fair value, with transaction costs for such instruments, being recognised in the statement of comprehensive income.

(d) Subsequent measurement

Financial assets, both available-for-sale and at fair value through profit or loss are subsequently carried at fair value. Loans and receivables are subsequently carried at amortised cost using the effective interest method.

Changes in the fair values of financial assets, at fair value through profit or loss including the effects of currency translation, interest and dividend, are recognised in the income statement when the changes arise.

Interest and dividend income on financial assets, available-for-sale are recognised separately in income. Changes in the fair values of available-for-sale equity securities (i.e. non-monetary items) are recognised in the fair value reserve, together with the related currency translation differences in the statement of financial position.

(e) Impairment

(i) Loans and receivables

Significant financial difficulties of the debtor, probability that the debtor will enter bankruptcy and default or significant delay in payments are objective evidence that these financial assets are impaired. The amount of the allowance is the difference between the asset's carrying amount and the present value of estimated future cash flows, discounted at the original effective interest rate. The amount of the allowance for impairment is recognised in profit or loss.

(ii) Financial assets, available-for-sale

In addition to the objective evidence of impairment described in Note 2.4(e) (i), a significant or prolonged decline in the fair value of an equity security below its cost and the disappearance of an active trading market for the security are indicators that the security is impaired.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

2. **SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)**

2.4 Financial assets (continued)

(e) Impairment (continued)

(ii) Financial assets, available-for-sale (continued)

If evidence of impairment exists, the cumulative loss that was recognised in the fair value reserve is transferred to the profit or loss. The cumulative loss is measured as the difference between the acquisition cost (net of any principal repayments and amortisation) and the current fair value less any impairment loss previously recognised as an expense. The impairment losses recognised as an expense on equity securities are not reversed through profit or loss. If, in a subsequent period, the fair value of an equity security classified as available-for-sale increases and the increase can be objectively related to an event occurring after the impairment loss was recognised in profit or loss, the impairment loss is reversed through profit or loss.

2.5 Provisions for other liabilities and charges

Provisions for other liabilities and charges are recognised when the Fund has a present legal or constructive obligation as a result of past events, it is more likely than not that an outflow of resources will be required to settle the obligation and the amount has been reliably estimated.

2.6 Fair value estimation of financial assets and liabilities

The fair value of financial instruments traded in active markets, such as trading securities, are based on quoted market prices at the reporting date. The quoted market price used for financial assets and financial liabilities held by the Fund is the last traded price. For the purpose of calculating the published NAV per unit, the fair value of financial instruments is based on last traded price as set forth in the Fund's Offering Memorandum. Please refer to Note 15 for further information.

The fair values of financial instruments that are not traded in an active market such as unlisted securities are determined by using valuation techniques. The Fund uses a variety of methods and makes assumptions that are based on market conditions existing at each reporting date. Valuation techniques used include the use of corporate recent arm's length transactions, discounted cash flow analysis and other valuation techniques commonly used by market participants making the maximum use of market input and relying as little as possible on entity-specific inputs.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

2. **SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)**

2.6 Fair value estimation of financial assets and liabilities (continued)

The trading volume in respect of the securities listed on the Vietnam stock exchanges may be substantially less than that of the world's leading stock markets. In addition, the valuation and recoverability of the securities in these financial statements are based on conditions prevailing and information available at 30 September 2015, updated for material changes to the date of these financial statements. The ongoing economic uncertainties in the countries in the region will continue to impact on the assessment of such valuations.

The fair values of current financial assets and liabilities carried at amortised cost approximate their carrying amounts.

2.7 Taxation

The Fund is domiciled in the Cayman Islands.

Under current laws of the Cayman Islands, there is no income, estate, transfer, sales or other Cayman Islands taxes payable by the Fund. The Fund intends generally to conduct its affairs that it will not be subject to income tax in any jurisdiction. The Fund may suffer withholding tax imposed by certain countries on investment income. Such income would be recorded gross of withholding tax in profit or loss.

In accordance with FRS 12 – Income Taxes, the Fund is required to recognise a tax liability when it is possible that the tax laws of foreign countries require a tax liability to be assessed on the Fund's capital gains sourced from such foreign countries, assuming the relevant taxing authorities have full knowledge of the facts and circumstances.

The tax liability is then measured at the amount expected to be paid to the relevant tax authorities using the tax laws and rates that have been enacted or substantively enacted by the end of the reporting period. There is sometimes uncertainty about the way enacted law is applied to offshore investment funds. This creates uncertainty about whether or not a tax liability will ultimately be paid by the Fund. Therefore, when measuring any uncertain tax liabilities, management considers all relevant facts and circumstances available at the time which could influence the likelihood of payments, including any formal or informal tax practices of the relevant tax authorities.

**VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)**

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

2.7 Taxation (continued)

As of 30 September 2015 and 2014, the Fund has reviewed and evaluated its cumulative tax positions in all major jurisdictions and has determined that there are no uncertain tax positions. While this represents the management's best estimate, this determination could differ from the amount ultimately payable.

2.8 Payables

Payables are initially recognised at fair value, subsequently carried at amortised cost using the effective interest method. All expenses are recognised on an accrual basis.

2.9 Due from broker

Amounts due from broker represent receivables for securities sold and payables for securities purchased that have been contracted for but not yet settled or delivered on the reporting date respectively.

These amounts are recognised initially at fair value and subsequently measured at amortised cost using the effective interest method, less provision for impairment for amounts due from broker. A provision for impairment of amounts due from broker is established when there is objective evidence that the Fund will not be able to collect all amounts due from the relevant broker. Significant financial difficulties of the broker, probability that the broker will enter bankruptcy or financial reorganisation, and default in payments are considered indicators that the amount due from broker is impaired.

The amounts due from broker are short-term in nature and the carrying amounts approximate the fair value.

2.10 Offsetting financial instruments

Financial assets and liabilities are offset and the net amount is reported in the statement of financial position when there is legally enforceable right to offset the recognised amounts and there is an intention to settle on a net basis, or realise the asset and settle the liability simultaneously.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

2. SIGNIFICANT ACCOUNTING POLICIES (continued)

2.11 Cash and cash equivalents

For the purpose of presentation in the statement of cash flows, cash and cash equivalents include bank balances and fixed deposits held with financial institutions which are subject to an insignificant risk of change in value.

2.12 Units

The Fund issues one class of redeemable units in USS, which are redeemable at the holder's option and are classified as equity.

The redeemable units are carried at the redemption amount that is payable at the reporting date if the holder exercises the right to put the units back to the Fund.

Should the redeemable units' terms or conditions change such that they do not comply with the strict criteria contained in FRS 32 (amendment) 'Financial Instruments: Presentation', the redeemable units would be reclassified to a financial liability from the date the instrument ceases to meet the criteria. The financial liability would be measured at the instrument's fair value at the date of reclassification. Any difference between the carrying value of the equity instrument and fair value of the liability on the date of reclassification would be recognised as equity.

Units are issued and redeemed at the holder's option at prices based on the Fund's NAV per unit at the time of issue or redemption. The Fund's NAV per unit is calculated by dividing the net assets attributable to unitholders with the total number of outstanding units. In accordance with the provisions of the Fund's Offering Memorandum, investment positions are valued based on the last traded market price for the purpose of determining the NAV per unit for subscriptions and redemptions.

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT

3.1 Strategy in using financial instruments

The Fund is involved in investment trading and its activities expose it to a variety of risks but not limited to market risk (including price risk, interest rate risk and currency risk), credit risk and liquidity risk. The overall responsibility for the implementation of the Fund's financial risk management policies lies with the Investment Manager, who, among other things, focuses on the unpredictability of financial markets and seeks to minimise potential adverse effects on the financial performance of the Fund.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.1 Strategy in using financial instruments (continued)

The Fund may undertake hedging only to the extent that it is practical taking into account the costs involved and the timing of investments. Recognising the unpredictability of financial markets, the Investment Manager seeks to minimise potential adverse effects on the financial performance of the Fund by adopting restrictions and policies relating to the activities and investment of assets of the Fund. The Fund has laid down policies and procedures for risk containment by ensuring that the portfolio risks are well diversified through appropriate portfolio mix and strict adherence to investment restrictions as set out in the Fund's Offering Memorandum. These policies are approved by the Manager of the Fund.

Derivative financial instruments may be used from time to time to either create an exposure to an underlying instrument, or to leverage the portfolio within acceptable constraints. The Fund's overall market positions are monitored on a daily basis by the Investment Manager. As at 30 September 2015 the Fund held a derivative instrument US\$24,477 (2014: US\$Nil).

3.2 Market risk

Market risk is the risk of potential adverse changes to the value of financial instruments because of changes in market conditions such as interest rate and currency rate movements and volatility in security prices.

At reporting date, the Fund's market risk comprises three main components, namely changes in actual market prices of investments ("price risk"), interest rates and foreign currency movements.

3.2.1 Price risk

The Fund is exposed to price risk from its investment in listed equities.

The Fund's investments are susceptible to price risk arising from uncertainties about future prices of these financial instruments. In the case of its investments in Vietnam, it involves certain considerations and risks not typically associated with investments in more developed market. In addition to their smaller size, lesser liquidity and greater volatility, the Vietnamese securities markets are less developed and there is often substantially less publicly available information about Vietnamese issuers than there is in developed markets.

Price risk represents the potential loss the Fund might suffer through holding market positions in the face of price movements. The nature of the Fund's activities directly results in market risk exposures being taken so as to maximise returns.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.1 Price risk (continued)

The table below summarises the Fund's overall market risk exposure of investments as at 30 September 2015 and 2014:

	2015		2014	
	Fair value US\$	% of net assets attributable to unitholders	Fair value US\$	% of net assets attributable to unitholders
Trading securities				
Listed securities	25,761,096	93.19	38,061,537	96.89
Unlisted derivative	24,477	0.09	-	-
	<u>25,785,573</u>	<u>93.28</u>	<u>38,061,537</u>	<u>96.89</u>
Financial assets, available- for-sale				
Listed securities	1,026,217	3.72	156,795	0.40
Unlisted securities	20,405	0.07	21,601	0.06
	<u>1,046,622</u>	<u>3.79</u>	<u>178,396</u>	<u>0.46</u>
Total investments	<u>26,832,195</u>	<u>97.07</u>	<u>38,239,933</u>	<u>97.35</u>

The Vietnam Stock Index ("the VNINDEX") is a capitalisation-weighted index of all the companies listed on the Ho Chi Minh Stock Exchange and has geographical focus similar to the Fund. However, the Manager does not manage the Fund's investment strategy to track the Index.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.1 Price risk (continued)

The table below and overleaf summarises the Fund's overall concentration risk exposure of investments as at 30 September 2015:

	Nominal Holdings	Fair Value US\$	% of NAV
Trading securities			
Listed securities			
Vietnam			
Banking			
- Military Commercial Joint Stock Bank	3,173,753	2,118,660	7.66
- Others	-	1,675,688	6.05
Business Service	-	80,774	0.29
Construction	-	49	-
Fishing Industry	-	32,423	0.12
Food and Drink			
- Vietnam Dairy Products Joint Stock Co	1,425,600	6,344,459	22.95
- Others	-	148,198	0.54
Home Improvements			
- Refrigeration Electrical Engineering Corporation	2,129,904	2,379,199	8.61
Information and Communication			
- FPT Corporation	1,928,821	3,819,872	13.82
- Others	-	565,307	2.05
Infrastructure	-	305,741	1.11
Insurance	-	62,083	0.22
Manufacturing			
- Bing Minh Plastics Joint Stock Co	364,000	1,798,131	6.51
- Others	-	843,644	3.05
Oil and Gas			
- PetroVietnam GAS JSC	968,440	1,973,945	7.14
- Others	-	927,763	3.36
Pharmaceuticals			
- DHG Pharmaceutical	525,044	1,553,869	5.62
Real Estate	-	943,040	3.41
Securities Business	-	188,251	0.68
Total listed securities		<u>25,761,096</u>	<u>93.19</u>

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015

(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.1 Price risk (continued)

	Nominal Holdings	Fair Value US\$	% of NAV
Trading securities (continued)			
Unlisted securities			
Vietnam			
Business Service	-	24,477	0.09
Total unlisted securities		<u>24,477</u>	<u>0.09</u>
Total trading securities		<u>25,785,573</u>	<u>93.28</u>
Financial assets, available-for-sale			
Listed securities			
Vietnam			
Banking	-	1,026,202	3.72
Construction	-	15	-
Total listed securities		<u>1,026,217</u>	<u>3.72</u>
Unlisted securities			
Vietnam			
Transportation	-	20,405	0.07
Total unlisted securities		<u>20,405</u>	<u>0.07</u>
Total financial assets, available-for-sale		<u>1,046,622</u>	<u>3.79</u>
Total investments		<u>26,832,195</u>	<u>97.07</u>

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.1 Price risk (continued)

The table below and overleaf summarises the Fund's overall concentration risk exposure of investments as at 30 September 2014:

	Nominal Holdings	Fair Value US\$	% of NAV
Trading securities			
Listed securities			
Vietnam			
Banking			
- Military Commercial Joint Stock Bank	3,081,314	1,974,364	5.03
- Others	-	17	-
Construction	-	65	-
Food and Drink			
- Kinhdo Corporation	1,326,851	3,719,559	9.47
- Vietnam Dairy Products Joint Stock Co	1,448,000	7,163,251	18.23
Home Improvements			
- Refrigeration Electrical Engineering Corporation	2,641,904	3,759,034	9.57
Information and Communication			
- FPT Corporation	2,054,193	5,032,652	12.81
Manufacturing			
- Hoa Phat Group JSC	1,062,384	2,878,072	7.33
- Others	-	1,174,747	2.99
Oil and Gas			
- PetroVietnam Drilling and Well	1,056,366	4,827,680	12.29
- PetroVietnam GAS JSC	808,440	4,037,439	10.28
Pharmaceuticals			
- DHG Pharmaceutical	795,044	3,427,398	8.72
Real Estate	-	67,259	0.17
Total trading securities		<u>38,061,537</u>	<u>96.89</u>

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.1 Price risk (continued)

	Nominal Holdings	Fair Value US\$	% of NAV
Financial assets, available-for-sale			
Listed securities			
Vietnam			
Banking	-	156,784	0.40
Construction	-	11	-
Total listed securities		<u>156,795</u>	<u>0.40</u>
Unlisted securities			
Vietnam			
Transportation	-	21,601	0.06
Total unlisted securities		<u>21,601</u>	<u>0.06</u>
Total financial assets, available-for-sale		<u>178,396</u>	<u>0.46</u>
Total investments		<u>38,239,933</u>	<u>97.35</u>

The table overleaf summarises the sensitivity of the Fund's net assets attributable to unitholders to equity price movements, including the effect of movements in foreign currency exchange rates on equity prices, as at 30 September 2015 and 2014.

FRS 107 requires management to identify a relevant risk variable that is most reflective of the risk of the markets in which the Fund invests in. Hence, the analysis is based on the assumptions that the VNINDEX increased by 38.9% (2014: 42.2%) and decreased by 32.7% (2014: 32.7%) as at 30 September 2015, with all other variables held constant and that the fair value of the Fund's underlying investments moved according to their historical correlation with the VNINDEX. This represents management's best estimate of a reasonable possible shift in the VNINDEX, having regard to the historical volatility of the VNINDEX.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.1 Price risk (continued)

The historical correlation of the Fund's underlying investments with movements in VNINDEX is 46.2% (2014: 45%) of the index gain as at 30 September 2015. The impact below arises from the reasonable possible change in the fair value of the Fund's underlying investments.

	2015	2014
	US\$	US\$
Effect on net assets attributable to unitholders of an increase in the index	4,967,778	7,459,800
Effect on net assets attributable to unitholders of an decrease in the index	<u>(4,175,999)</u>	<u>(5,780,461)</u>

The sensitivity analysis is prepared using the monthly data of the Fund since its inception. The presentation of the sensitivity analysis is based upon the portfolio composition as at 30 September 2015 and 2014 and the historical correlation of the securities comprising the portfolio to the VNINDEX. The composition of the Fund's investment portfolio and the correlation thereof to the VNINDEX, is expected to change over time. Accordingly, the sensitivity analysis prepared as at 30 September 2015 and 2014 is not necessarily indicative of the effect on the Fund's net assets attributed to unitholders of future movements in the level of VNINDEX.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.2 Interest rate risk

Interest rate risk arises from the effects of fluctuations in the prevailing levels of markets interest rates on the fair value of financial assets and liabilities and future cash flows.

As at 30 September 2015, the Fund's exposure to interest rate risk is limited to its cash and cash equivalents, which is 4% (2014: 3%) of the total assets. The Fund does not have any significant interest-bearing assets and liabilities. At the reporting date, the Fund's excess cash and cash equivalents are held with approved reputable financial institutions in the form of overnight and short-term instruments all with maturities of less than one month.

As at 30 September 2015, if interest rates on cash and cash equivalents increase or decrease by 50 (2014: 50) basis points over the next one year with all other variables held constant, the increase or decrease in the profit or loss after tax would be US\$5,071 (2014: US\$5,289) as a result of higher or lower net interest income. This sensitivity analysis summarises the estimated effect of changes in interest rates at the reporting date which may not be representative of the exposure for each type of cash and cash equivalents.

3.2.3 Currency risk

The Fund holds assets denominated in currencies other than the US\$, the functional currency. It is therefore exposed to currency risk, as the value of the securities denominated in other currencies will fluctuate due to changes in exchange rates. As stated in the offering memorandum, the Fund's policy is not to enter into any currency hedging transactions. As per cash deposits, the Fund's policy is to convert foreign currency deposits that are in excess of investment requirements into the functional currency.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.3 Currency risk (continued)

The table below and overleaf summarises the Fund's exposure to key foreign currencies from its monetary and non-monetary assets and liabilities, expressed in US\$, at 30 September 2015 and 2014:

	US\$ US\$	VND US\$	Total US\$
2015			
Assets			
Cash and cash equivalents	652,342	361,796	1,014,138
Financial assets at fair value through profit or loss	-	25,785,573	25,785,573
Financial assets, available-for-sale	-	1,046,622	1,046,622
Due from broker	-	132,934	132,934
Receivables	39,486	-	39,486
Total assets	691,828	27,326,925	28,018,753
Liabilities			
Due to broker	-	183,898	183,898
Payables	192,782	-	192,782
Total liabilities	192,782	183,898	376,680
Net currency exposure	499,046	27,143,027	27,642,073

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.3 Currency risk (continued)

	US\$ US\$	VND US\$	Total US\$
2014			
Assets			
Cash and cash equivalents	611,575	446,299	1,057,874
Financial assets at fair value through profit or loss	-	38,061,537	38,061,537
Financial assets, available-for-sale	-	178,396	178,396
Due from broker	-	413,933	413,933
Receivables	3,477	60,667	64,144
Total assets	615,052	39,160,832	39,775,884
Liabilities			
Payables	493,104	-	493,104
Total liabilities	493,104	-	493,104
Net currency exposure	121,948	39,160,832	39,282,780

Investments, which are the significant item in the statement of financial position, are exposed to currency risk and price risk. Price risk sensitivity analysis includes the impact of currency risk on non-monetary investments. Consequently, currency risk sensitivity is prepared and disclosed for monetary and non monetary assets and liabilities. The table overleaf shows the sensitivity of the Fund's monetary and non monetary assets and liabilities to foreign currency exposure should the currencies increase or decrease against the Fund's functional currency with all other variables held constant.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.2 Market risk (continued)

3.2.3 Currency risk (continued)

	2015		2014	
	Reasonable possible changes	Impact on net assets attributable to unitholders US\$	Reasonable possible changes	Impact on net assets attributable to unitholders US\$
Currency				
VND	<u>(2.45)%</u>	<u>(665,004)</u>	<u>(0.64)%</u>	<u>(250,629)</u>

3.3 Liquidity risk

The Fund's liquidity risk arises mainly from redemptions of redeemable units. The Fund invests the majority of its assets in investments that are traded in an active market. No more than 20% of the NAV may be invested in investments which are not listed on an exchange or for which prices are not readily available.

The Fund has the ability to borrow in the short-term for the purposes of meeting redemptions and short-term bridging requirements.

To ensure continuity of funding, dedicated personnel are responsible for monitoring the Fund's liquidity position on a daily basis to ensure that sufficient cash resources and liquid assets are available to meet liabilities as and when they fall due.

The Fund may, from time to time, invest in derivative contracts traded over the counter, which are not traded in an organised market and may be illiquid.

As a result, the Fund may not be able to liquidate promptly its investments in these instruments at an amount close to their fair value to meet its liquidity requirements or to respond to specific events such as deterioration in the creditworthiness of any particular issuer.

As at 30 September 2015, there is no single investor who holds more than 20% of units in the Fund.

**VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)**

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.3 Liquidity risk (continued)

The table below analyses the Fund's financial liabilities into relevant maturity groupings based on the remaining period at the reporting date to the contractual maturity date. The amounts in the table are the contractual undiscounted cash flows. Balances due within 12 months approximate their carrying values as the impact of discounting is not significant.

	Less than 3 months US\$	Total US\$
2015		
Trades and other payables	376,680	376,680
Net assets attributable to unitholders	<u>27,642,073</u>	<u>27,642,073</u>
	<u>28,018,753</u>	<u>28,018,753</u>
2014		
Trades and other payables	493,104	493,104
Net assets attributable to unitholders	<u>39,282,780</u>	<u>39,282,780</u>
	<u>39,775,884</u>	<u>39,775,884</u>

3.4 Credit risk

The Manager with whom the Fund has entrusted the management of its funds has policies in place to ensure that investment transactions are carried out only with approved counterparties and are within approved trading units. The Fund spreads its transactions over a number of counterparties such that it is not unduly dependent on any single counterparty. Cash deposits are kept only at banks which the Manager has approved.

The Fund takes on exposure to credit risk, which is the risk that a counterparty will be unable to pay amounts in full when due, including transactions with counterparties such as issuers, brokers, custodians and banks.

Impairment provisions are made for losses that have been incurred by the reporting date, if any. The Manager has in place procedures for proper credit screening and monitoring of credit risk.

**VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)**

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.4 Credit risk (continued)

All transactions in quoted securities are settled / paid upon delivery using approved brokers. The risk of default is deemed to be low, as delivery of securities is only made once the broker has received payment. Payment is made on a purchase once the securities have been received by the broker. The trade will fail if either party fails to meet its obligation.

The Fund's exposure to credit risk arises mainly from its bank balances and assets held with custodians and counterparties. The table below summarises the credit rating of banks, custodians and counterparties with whom the Fund's cash balances and assets are held as at 30 September 2015 and 2014.

	% of NAV	2015 Credit rating	% of NAV	2014 Credit rating
Brown Brothers Harriman & Co. ("BBH & Co.")	100.74	A+ (Fitch)	100.04	A+ (Fitch)

On 1 September 2013, G.A.S. (Cayman) Limited were appointed as Trustee for the Fund. As Trustee, they have appointed Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited as its Custodian. Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited have, in turn, appointed BBH & Co., as their global sub-custodian. The cash is ultimately held at BBH & Co., with cash being held at BBH & Co., as Banker.

The Fund has agreed in certain circumstances to subscribe to the BBH & Co. Cash Management Service (CMS) which invests idle demand deposit balances in unrestricted overnight deposit instruments with various financial institutions. In addition, money is also temporarily held for short periods at BBH & Co.'s Grand Cayman branch when money for redemptions or fees and expenses are being paid out of the Fund. Such deposits may be subject to both sovereign actions in the jurisdiction of the deposit institution and sovereign actions in the jurisdiction of the currency, including but not limited to freeze, seizure, or diminution. In any case, the risk associated with the repayment of principal and payment of interest on such instruments by the institution with whom the deposit is ultimately placed will be exclusively for the Fund's accounts.

The maximum exposure to credit risk at the reporting date is the carrying amount of the financial assets.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.5 Capital risk

The capital of the Fund is represented by the net assets attributable to unitholders. The amount of net assets attributable to unitholders can change significantly on a daily basis as the Fund is subject to daily subscriptions and redemptions at the discretion of unitholders. The Fund's objective when managing capital is to safeguard the Fund's ability to continue as a going concern in order to provide returns for unitholders and benefits for other stake holders and to maintain a strong capital base to support the development of the investment activities of the Fund.

3.6 Fair value estimation

The Fund classifies fair value measurements using a fair value hierarchy that reflects the significance of the inputs used in making the measurements. The fair value hierarchy has the following levels:

- Quoted prices (unadjusted) in active markets for identical assets or liabilities (level 1).
- Inputs other than quoted prices included in level 1 that are observable for the asset or liability, either directly (that is, as prices) or indirectly (that is derived from prices) (level 2).
- Inputs for the asset or liability that are not based on observable market data (that is, unobservable inputs) (level 3).

The following table analyses within the fair value hierarchy the Fund's financial assets (by class) measured at fair value at 30 September 2015 and 2014:

	Level 1 US\$	Level 2 US\$	Level 3 US\$	Total US\$
2015				
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss	25,761,096	24,477	-	25,785,573
Financial assets, available-for-sale	<u>1,026,217</u>	<u>-</u>	<u>20,405</u>	<u>1,046,622</u>
Total assets	<u>26,787,313</u>	<u>24,477</u>	<u>20,405</u>	<u>26,832,195</u>

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.6 Fair value estimation (continued)

	Level 1 US\$	Level 2 US\$	Level 3 US\$	Total US\$
2014				
Assets				
Financial assets at fair value through profit or loss	38,061,537	-	-	38,061,537
Financial assets, available-for-sale	<u>156,795</u>	<u>-</u>	<u>21,601</u>	<u>178,396</u>
Total assets	<u>38,218,332</u>	<u>-</u>	<u>21,601</u>	<u>38,239,933</u>

The level in the fair value hierarchy within which the fair value measurement is categorised in its entirety is determined on the basis of the lowest level input that is significant to the fair value measurement in its entirety. For this purpose, the significance of an input is assessed against the fair value measurement in its entirety. If a fair value measurement uses observable inputs that require significant adjustment based on unobservable inputs, that measurement is a level 3 measurement. Assessing the significance of a particular input to the fair value measurement in its entirety requires judgement, considering factors specific to the asset or liability.

The determination of what constitutes 'observable' requires significant judgement by the Fund. The Fund considers observable data to be that market data that is readily available, regularly distributed or updated, reliable and verifiable, not proprietary, and provided by independent sources that are actively involved in the relevant market.

There were no transfers between levels 1 and 2 for the years ended 30 September 2015 and 2014.

As at 30 September 2015 and 2014, a sensitivity analysis for level 3 positions were not presented, as it was deemed that the impact of reasonable changes in inputs would not be significant.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

3. FINANCIAL RISK MANAGEMENT (continued)

3.6 Fair value estimation (continued)

The table below presents the changes in Level 3 instruments:

	Financial assets at fair value through profit or loss US\$	Financial assets, available-for- sale US\$	Total US\$
2015			
Beginning of the financial year	-	21,601	21,601
Proceeds from maturity of bond	-		
Losses recognised in other comprehensive profit	-	(1,196)	(1,196)
End of the financial year	-	20,405	20,405
Change in realised/unrealised gains or losses for level 3 assets held at the end of the reporting year	-	-	-
2014			
Beginning of the financial year	171,920	21,712	193,632
Proceeds from maturity of bond	(284,428)	-	(284,428)
Losses recognised in other comprehensive profit	-	(111)	(111)
Gains recognised in profit	112,508	-	112,508
End of the financial year	-	21,601	21,601
Change in realised/unrealised gains or losses for level 3 assets held at the end of the reporting year	-	-	-

3.7 Offsetting financial instruments

As at 30 September 2015 and 2014, the Fund was not subject to any master netting arrangements.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements

For the financial year ended 30 September 2015

(Continued)

4. CRITICAL ACCOUNTING ESTIMATES AND JUDGEMENTS

Fair value of securities that are not quoted in an active market is determined by using valuation techniques, primarily earning multiples and discounted cash flows. The models used to determine fair value are validated and periodically reviewed by experienced personnel independent of that area that created them. The models are based on company-generated cash flows including estimates and assumptions based on observable market data on interest rates and equity returns. The discount rates used for valuing equity securities are determined based on historical equity returns for other entities operating in the same industry for which market returns are observable. Estimates and judgements used are continually evaluated and are based on historical experience and other factors, including expectations of future events that are believed to be reasonable under the circumstances. Changes in assumptions about these factors could affect the reported fair value of the securities.

5. NET CHANGE IN FAIR VALUE ON FINANCIAL ASSETS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	2015 US\$	2014 US\$
Net change in fair value on financial assets at fair value through profit or loss:		
-Realised	4,437,710	6,250,873
-Net change in unrealised	<u>(10,640,999)</u>	<u>2,573,017</u>
Total (loss)/profit	<u>(6,203,289)</u>	<u>8,823,890</u>

6. DISTRIBUTION

The Manager did not propose any distribution to unitholders for the year ended 30 September 2015 (2014: US\$Nil).

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

7. CASH AND CASH EQUIVALENTS

For the purpose of the statement of cash flows, the cash and cash equivalents for the Fund comprise the following balances.

	2015	2014
	US\$	US\$
Cash at bank	<u>1,014,138</u>	<u>1,057,874</u>

Cash at bank of US\$1,014,138 (2014: US\$1,057,874) was placed with BBH & Co. Interest income on these balances for the financial year amounted to US\$203 (2014: US\$2,904).

8. FINANCIAL ASSETS AT FAIR VALUE THROUGH PROFIT OR LOSS

	2015	2014
	US\$	US\$
Financial assets at fair value through profit or loss:		
- Listed securities	25,761,096	38,061,537
- Unquoted derivative	<u>24,477</u>	<u>-</u>
	<u>25,785,573</u>	<u>38,061,537</u>
Financial assets at fair value through profit or loss:		
- Vietnam	<u>25,785,573</u>	<u>38,061,537</u>

9. FINANCIAL ASSETS, AVAILABLE-FOR-SALE

	2015	2014
	US\$	US\$
Listed securities - Vietnam	1,026,217	156,795
Unlisted securities - Vietnam	<u>20,405</u>	<u>21,601</u>
	<u>1,046,622</u>	<u>178,396</u>

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

10. RECEIVABLES

	2015	2014
	US\$	US\$
Amounts due from unitholders	39,473	3,456
Dividends receivable	-	60,667
Interest receivable	13	21
	<u>39,486</u>	<u>64,144</u>

11. DUE FROM/TO BROKER

	2015	2014
	US\$	US\$
Due from broker	<u>132,934</u>	<u>413,933</u>
	<u>132,934</u>	<u>413,933</u>
	2015	2014
	US\$	US\$
Due to broker	<u>183,898</u>	<u>-</u>
	<u>183,898</u>	<u>-</u>

Due from/to broker include amounts receivable/payable for securities transactions that have not settled at the date of the financial statements. The Fund continuously monitors the credit standing of each broker with which it conducts business.

The Fund currently does not offset balances with the Custodian and all due from/to Broker balances are presented at gross in the statement of financial position.

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

12. FAIR VALUE RESERVES

	2015	2014
	US\$	US\$
Beginning of the year	<u>(23,355)</u>	<u>(2,341,127)</u>
Financial assets, available-for-sale		
-Transfer of impairment loss of financial assets, available-for-sale from fair value reserve to profit or loss*	-	1,653,252
-Revaluation	<u>88,805</u>	<u>664,520</u>
	<u>88,805</u>	<u>2,317,772</u>
End of the year	<u>65,450</u>	<u>(23,355)</u>

As at 30 September 2015, the fair value reserves amounted to US\$65,450 (2014: loss of US\$23,355) and was recognised as part of net assets attributable to the unitholders at the end of the financial year.

* During the year ended 30 September 2014, the Fund recognised an impairment loss of US\$1,653,252 against an unlisted security where the trade price has been below cost for a prolonged period.

13. PAYABLES

	2015	2014
	US\$	US\$
Redemption payable to unitholders	47,891	221,969
Management fee payable	2,031	3,071
Investment management fee payable	18,000	27,300
Performance fee payable (note 14)	-	98,946
Trustee fee payable	1,354	2,047
Administration fee payable	3,013	4,198
Custodian fee payable	27,785	39,675
Audit fee payable	36,955	35,344
Distributor fee payable	11,283	17,062
Agent company fee payable	4,513	6,825
Other fees	<u>39,957</u>	<u>36,667</u>
	<u>192,782</u>	<u>493,104</u>

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

14. RELATED PARTY TRANSACTIONS

Parties are considered to be related if one party has the ability to control the other party or exercise significant influence over the other party in making financial and operational decisions.

In addition to the related party information shown elsewhere in the financial statements, during the financial period, in the ordinary course of its business, the following transactions took place with the related parties.

(a) Management fee

The Manager is entitled to a management fee calculated at the rate of 0.09% per annum of the Fund's NAV. The management fee is calculated prior to the accrual of any performance fee and accrued on each valuation day and payable monthly in arrears.

	2015	2014
	US\$	US\$
Management fee	27,427	39,633

(b) Investment management fee

The Investment Manager is entitled to an investment management fee calculated at 0.8% per annum of the Fund's NAV. The investment management fee is calculated prior to the accrual of any performance fee and accrued on each valuation day and payable monthly in arrears.

	2015	2014
	US\$	US\$
Investment management fee	243,740	352,295

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

14. RELATED PARTY TRANSACTIONS (continued)

(c) Performance fee

The Investment Manager is also entitled to receive a Performance Fee calculated and payable in arrears at the end of each calendar quarter. The Performance Fee for any calendar quarter will be an amount equal to 15% of the amount by which the NAV per unit at the end of the relevant quarter exceeds the highest of the NAV per unit as at the end of any of the preceding calendar quarters or the initial issue price of US\$100 if it is higher, multiplied by the average number of units in issue during the relevant quarter.

	2015	2014
	US\$	US\$
Performance fee paid	-	1,131,692
Performance fee payable	-	98,946
	-	1,230,638

No performance fees were incurred by the Fund for each quarter during the financial year ended 30 September 2015, as the Fund had not outperformed the High Watermark ("HWM"). For the quarters ended 31 March and 30 September 2014, the Fund outperformed the HWM which resulted in performance fees being incurred by the Fund.

(d) Trustee fee

The Trustee is entitled to a trustee fee calculated at 0.06% per annum of the Fund's NAV, subject to a minimum fee of US\$10,000 per annum. The trustee fee is calculated prior to the accrual of any performance fee and accrued on each valuation day and payable monthly in arrears.

	2015	2014
	US\$	US\$
Trustee fee	18,285	26,422

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

14. RELATED PARTY TRANSACTIONS (continued)

(e) Custodian fee and Administration fee

The Custodian receives out of the assets of the Fund at such rates as agreed between the Custodian and Trustee.

The administration fee is calculated at the rate of 0.11% per annum of the Fund's NAV for any NAV equal to or below US\$20 million or 0.1% per annum of the Fund's NAV for NAV above US\$20 million, subject to a minimum of US\$15,000 per annum. The administration fee is calculated prior to the accrual of any performance fee and accrued on each valuation day and payable monthly in arrears.

	2015 US\$	2014 US\$
Custodian and administration fee	<u>215,803</u>	<u>303,764</u>

(f) Registrar fee

The Administrator charges US\$3,000 per annum for acting as delegate registrar of the Fund.

	2015 US\$	2014 US\$
Registrar fee	<u>3,000</u>	<u>3,000</u>

(g) Distributor and agent company fee

The Distributor receives out of assets of the Fund, a fee at the rate of 0.5% per annum of the Fund's NAV. The agent company receives out of assets of the Fund, in its capacity as the agent company of the Fund, a fee at the rate of 0.2% per annum of the Fund's NAV. The distribution and agent company fee is calculated prior to the accrual of any performance fee and accrued on each valuation day and payable monthly in arrears.

	2015 US\$	2014 US\$
Distributor fee	<u>152,371</u>	<u>220,191</u>
Agent company fee	<u>60,949</u>	<u>88,074</u>

VIETNAM FUND
(A SUB TRUST OF FC GLOBAL)

Notes to the Financial Statements
For the financial year ended 30 September 2015
(Continued)

15. NAV PER UNIT

As at 30 September 2015 and 2014, there is no difference between the valuation of the financial instruments stated in the financial statements and the valuation methodology per the Fund's Offering Memorandum, as both use the last traded price.

16. AUTHORISATION OF FINANCIAL STATEMENTS

The financial statements were authorised for issue by the Manager on 20 January 2016.

2【ファンドの現況】

【純資産額計算書】

(2016年1月末日現在)

	米ドル(を除く)	円(を除く)
資産総額	28,306,530.67	3,421,410,362
負債総額	511,997.43	61,885,129
純資産総額(-)	27,794,533.24	3,359,525,233
発行済口数	241,320口	
純資産価格(/)	115.18	13,922

第4【外国投資信託受益証券事務の概要】

（イ）ファンド証券の名義書換

ファンドの記名式証券の名義書換機関は次のとおりです。

取扱機関 SMTファンド・サービシーズ（アイルランド）リミテッド

取扱場所 アイルランド共和国、ダブリン2、ハーコート・ロード、ハーコート・センター、ブロック5

日本の受益者については、ファンド証券の保管を日本における販売会社または販売取扱会社に委託している場合、その販売取扱会社の責任で必要な名義書換手続がとられ、それ以外のものについては本人の責任で行います。

名義書換の費用は受益者から徴収されません。

（ロ）受益者集会

受託会社は、信託証書の規定により要求される場合、または管理会社の請求もしくは当面発行済受益証券口数の10分の1以上を保有する旨登録されている受益者の書面による請求により、集会通知に規定される時間および場所において、受益者集会を開催します。各集会の書面による通知は、集会の場所、日付および時間並びに集会で提議される決議の内容を記載し、集会の基準日に、本受託会社から各受益者に郵送されます。かかる基準日とは、集会通知に記載される日より少なくとも21日前であるものとします。

全ての集会の定足数は、当面発行済受益証券口数の10%を代表し出席する本人または代理人の受益者とし、別途通知がなされる集会が休会する場合、出席する本人または代理人の受益者が定足数を構成するものとします。

（ハ）受益者に対する特典、譲渡制限

受益者に対する特典はありません。

管理会社は、いかなる者（米国人を含みます。）によるファンド証券の取得も制限することができません。

第二部【特別情報】

第1【管理会社の概況】

1【管理会社の概況】

(1) 資本金の額

管理会社の2016年1月末日現在の資本金は5,000万円で、全額払込済みです。管理会社は、1株50,000円の記名式株式1,000株を発行済みです。

最近5年間における資本金の額の増減はありません。

(2) 会社の機構

管理会社の機構

管理会社の取締役の員数は、1人または取締役会が定めるそれ以上の数以上とされています。設立当初の取締役は、発起人により選任され、その後は、株主総会または取締役により選任されます。取締役の任期は、その選任の際、次回もしくは次々回の定時株主総会の時、特定の事情が生じた時、または特定の期間の経過までと定められます。

取締役会は、取締役または取締役の要求があった場合には、秘書役により随時招集されます。取締役会を開催するための定足数は2名です。ただし、取締役が1名の場合には定足数は1名です。取締役会においては、投票数の過半数の賛成により決議がなされます。賛否同数の場合には、決議はなされません。

投資運用の意思決定機構

管理会社の投資運用の意思決定機構

管理会社の投資判断は、取締役間の協議によって決定されます。

2【事業の内容及び営業の概況】

管理会社の事業の目的には、定款に規定される以外の制限はなく、投資信託の管理会社として行為することを含みます。

管理会社は、2016年1月末日現在、以下のとおり、公募投資信託8本の管理・運用を行っています。

(2016年1月末日現在)

国別 (設立国)	種別	本数	純資産の合計(通貨別)
ケイマン	公募	6	40,002,511.09米ドル
		2	7,095,199,782円

3【管理会社の経理状況】

- a．管理会社の直近二事業年度の日本文の財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成された原文の財務書類を管理会社が翻訳したものです。これは、「特定有価証券の内容等の開示に関する内閣府令」に基づき、「財務諸表等の用語、様式および作成方法に関する規則」第131条第5項ただし書の規定の適用によるものです。
- b．管理会社の原文の財務書類は、監査人である東陽監査法人の監査を受けており、添付のとおり監査報告書の原文（英文）を受領しております。
- c．管理会社の原文の財務書類は、日本円で表示されています。
- d．管理会社の監査人は、2015年8月31日に終了した年度の監査から、Seiwa Audit Corporationから東陽監査法人に変更されました。

（１）【貸借対照表】

F C インベストメント・リミテッド
貸借対照表
2015年8月31日現在
（日本円で表示）

	注記	2015年	2014年
資産			
流動資産：			
現金および現金同等物	2(e)	93,304,170	95,144,653
売掛金	3	1,954,541	2,304,223
営業投資有価証券	2(c)	7,828,992	1,000,000
その他の流動資産		374,901	100,921
流動資産合計		103,462,604	98,549,797
資産合計		103,462,604	98,549,797
負債			
流動負債：			
未払金		2,029,605	3,505,950
負債合計		2,029,605	3,505,950
純資産			
資本金			
授權株式数2,300株			
発行済株式総数1,000株		50,000,000	50,000,000
利益剰余金		51,432,999	45,043,847
純資産合計		101,432,999	95,043,847
負債及び純資産合計		103,462,604	98,549,797

添付の注記は、本財務書類の一部である。

（２）【損益計算書】

F Cインベストメント・リミテッド
損益計算書
2015年8月31日までの期間
（日本円で表示）

	注記	2015年	2014年
収益			
管理報酬		25,935,340	27,618,973
受取利息		380,823	14,199
為替差益		861,000	364,282
収益合計		<u>27,177,163</u>	<u>27,997,454</u>
費用			
支払手数料		11,419,420	15,298,800
法務及び専門家報酬		2,010,308	2,498,764
アドバイザー報酬		2,418,080	2,077,708
支払給与		3,557,275	3,049,005
銀行手数料		457,892	415,515
営業投資有価証券評価損		381,008	-
その他の営業費用	5	544,028	3,662,433
費用合計		<u>20,788,011</u>	<u>27,002,225</u>
当期純利益		<u>6,389,152</u>	<u>995,229</u>
1株当たり情報			
1株当たり当期純利益金額	2(g)	6,389	995

添付の注記は、本財務書類の一部である。

F C インベストメント・リミテッド
株主資本等変動計算書

2015年

2014年9月1日から2015年8月31日までの期間
(日本円で表示)

	資本金	利益剰余金	有価証券 評価差額金	合計
期首残高	50,000,000	45,043,847	-	95,043,847
当期純利益	-	6,389,152	-	6,389,152
期末残高	50,000,000	51,432,999	-	101,432,999

2014年

2013年9月1日から2014年8月31日までの期間
(日本円で表示)

	資本金	利益剰余金	有価証券 評価差額金	合計
期首残高	50,000,000	44,048,618	-	94,048,618
当期純利益	-	995,229	-	995,229
期末残高	50,000,000	45,043,847	-	95,043,847

添付の注記は、本財務書類の一部である。

F Cインベストメント・リミテッド

注記

(日本円で表示)

1 会社概要

当社は、株式会社ファンドクリエーションの完全子会社として、ケイマン諸島において2003年9月9日に設立され、多数のファンドの管理会社としてファンド資産の管理、投資、および再投資に対する責任を負う。

2009年10月26日に株式会社ファンドクリエーションより株式会社ファンドクリエーショングループへ株式の譲渡を行った。現在、株式会社ファンドクリエーショングループが全株式を保有している。

2 重要な会計方針**(a) 財務書類作成の基礎**

本財務書類は、日本において一般に公正妥当と認められる会計原則に準拠して作成されている。日本で一般に公正妥当と認められた会計原則の一部は、その運用及び開示に関して国際会計基準とは異なる。財務書類の作成に使用される測定通貨および表示通貨は日本円であり、ケイマン諸島の現地通貨ではない。これは、当社の株式が日本円で発行されており、また当社の業務が主に日本円で行なわれていることを反映したものである。

当社は、会計方針を継続して適用している。

(b) 単体決算

当社は、子会社及び関連会社を有していない。

(c) 営業投資有価証券

市場価格のある営業投資有価証券は、市場の公正価値により表示される。未実現損益は、純資産に計上されている。市場価格のない営業投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。

(d) 投資有価証券

投資有価証券は、移動平均法による原価法により算定される。

(e) 現金および現金同等物

現金および現金等価物は、銀行預金からなる。

(f) 外貨換算

外貨建の金融資産および金融負債は、貸借対照表日における実勢為替レートで日本円に換算される。収益および費用項目は、取引日の実勢為替レートで換算される。かかる取引によって生じる為替差損益は、損益計算書に含められる。

(g) 1株当たり情報

1株当たり当期純利益金額は、当期純利益を期中平均発行済株式数で除して計算される。当社は希薄化証券を保有していない為、希薄化一株当たり当期純利益を表示していない。

(h) 引当金

売上債権、貸付金等の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、また貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上している。

3 売掛金

	2015年	2014年
管理報酬	1,954,541	2,304,223

4 税金

ケイマン諸島における現行の税制に基づき、収益、利益またはキャピタル・ゲインに対する税金は課されない。当社は、ケイマン諸島の議長から、収益、利益またはキャピタル・ゲインに対する全ての税金を免除する約束を受けている。従って、本財務書類には所得税に対する引当金は含まれていない。

5 その他の営業費用

その他の営業費用には、以下が含まれる：

	2015年	2014年
通信費	-	18,602
賃借料	330,233	283,272
保険料	83,268	66,720
租税公課	-	1,000
荷造運送費	59,527	119,188
雑費	71,000	3,173,651
	<u>544,028</u>	<u>3,662,433</u>

FC Investment Ltd.
Balance sheets as of August 31, 2015
(In Japanese Yen)

	Notes	FY 2015	FY 2014
Assets			
Current assets:			
Cash and cash equivalents	2(e)	93,304,170	95,144,653
Accounts receivable	3	1,954,541	2,304,223
Operational investment securities	2(c)	7,828,992	1,000,000
Other current assets		374,901	100,921
Total current assets		103,462,604	98,549,797
Total		103,462,604	98,549,797
Liabilities			
Current liabilities:			
Accounts payable		2,029,605	3,505,950
Total liabilities		2,029,605	3,505,950
Net Assets			
Common stock:			
Authorized: 2,300 shares			
Issued: 1,000 shares			
		50,000,000	50,000,000
Undistributed retained earnings		51,432,999	45,043,847
Total Net Assets		101,432,999	95,043,847
Total		103,462,604	98,549,797

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Income statements
for years ended August 31, 2015
(In Japanese Yen)

	Notes	FY 2015	FY 2014
Revenues			
Management fees		25,935,340	27,618,973
Interest income		380,823	14,199
Foreign exchange gains		861,000	364,282
Total revenues		27,177,163	27,997,454
Expenses			
Fees and expenses		11,419,420	15,298,800
Legal and other professional fees		2,010,308	2,498,764
Advisory expenses		2,418,080	2,077,708
Salaries		3,557,275	3,049,005
Bank charges		457,892	415,515
Valuation loss on operational investment securities		381,008	-
Other operating expenses	5	544,028	3,662,433
Total expenses		20,788,011	27,002,225
Net income		6,389,152	995,229
Amount Per Share			
Net income Basic	2(g)	6,389	995

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

FC Investment Ltd.
Statements of changes in shareholder's equity

FY 2015

For year from September 1, 2014 to August 31, 2015

(In Japanese Yen)

	Common stock	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains on securities	Total
Balance at beginning of year	50,000,000	45,043,847	-	95,043,847
Net income	-	6,389,152	-	6,389,152
Balance at end of year	50,000,000	51,432,999	-	101,432,999

FY 2014

For year from September 1, 2013 to August 31, 2014

(In Japanese Yen)

	Common stock	Undistributed retained earnings	Net unrealized holding gains on securities	Total
Balance at beginning of year	50,000,000	44,048,618	-	94,048,618
Net income	-	995,229	-	995,229
Balance at end of year	50,000,000	45,043,847	-	95,043,847

The accompanying notes are an integrated part of these financial statements.

Notes to financial statements

(in Japanese Yen)

1 Company profile

FC Investment Ltd. (“the Company”), which was incorporated as a wholly owned subsidiary of Fund Creation Co., Ltd. on September 9, 2003 in Cayman Islands, is a manager of various funds and responsible for management, investment and reinvestment of the funds' assets.

Fund Creation Co., Ltd. has transferred all shares of the Company on October 26, 2009 to Fund Creation Group Co., Ltd. Now all the shares are owned by Fund Creation Group Co., Ltd..

2 Significant accounting policies

(a) Basis of presenting non-consolidated financial statements

These financial statements have been prepared in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, which are different in certain respects as to the application and disclosures requirements of International Financial Reporting Standards.

The measurement and presentation currency of the financial statements is in Japanese Yen and not the local currency of Cayman Islands reflecting the fact that the shares of the Company are issued in Japanese Yen and the Company's operations are primarily conducted in Japanese Yen.

The accounting policies have been applied consistently by the Company.

(b) Non-Consolidation

The Company has no subsidiaries or affiliated companies.

(c) Operational investment securities

Marketable operational securities are reported at fair value, unrealized gains and losses are recognized in net assets. Non-marketable operational securities are stated at cost, using the moving average method.

(d) Other investment securities

Other investment securities are stated at cost, using the moving average method.

(e) Cash and cash equivalents

Cash and cash equivalents comprise of deposits at bank.

(f) Foreign currency translation

Monetary assets and liabilities denominated in foreign currencies are translated to Japanese Yen at balance sheet date exchange rate. Income and expense items are translated at exchange rates prevailing on the transaction date. Exchange differences arising from such transactions are reflected in the income statement.

(g) Net income per share

Basic net income per share is computed based on the weighted average number of shares of common stock outstanding during each period.

As the Company has no dilutive securities during the period, diluted net income per share shall not be disclosed.

(h) Allowance for doubtful accounts

In order to prepare for possible losses from receivables, loans, etc., an allowance is provided based on historical loan loss experience for claims to general debtors. For certain doubtful accounts, allowance is provided for the estimated uncollectible amount, based on the collectability of individual claims.

3 Accounts receivable

	FY 2015	FY 2014
Management fees	1,954,541	2,304,223

4 Taxation

Under the current taxation system in Cayman Islands, no tax is charged to income, profits or capital gains. The Company has received an undertaking from the Governor-in-Council of the Cayman Islands exempting it from all tax on profits, income or capital gains. Accordingly, no provision for income taxes is included in the financial statements.

5 Other operating expenses

	FY 2015	FY 2014
Other operating expenses include:		
Communication expenses	-	18,602
Rent	330,233	283,272
Insurance expenses	83,268	66,720
Taxes and dues	-	1,000
Packing and transportation expenses	59,527	119,188
Miscellaneous expenses	71,000	3,173,651
	<u>544,028</u>	<u>3,662,433</u>

4【利害関係人との取引制限】

管理会社は、ファンドのために、(a)管理会社、(b)その関係会社、(c)管理会社もしくはその関係会社の取締役、または(d)それらの主要株主(自己または他の名義(ノミニー名義を含みます。))をもってするを問わず、自己の計算でこれらの会社の発行済株式総数の10%以上の株式を保有する者をいいます。)であって、本人自らまたは自己の計算で行為する者との間で、有価証券(受益証券を除きます。)の売買もしくは貸借をなすまたは金銭の貸借をしてはならない旨、信託証書に規定されています。ただし、かかる制限は、当該取引が信託証書に定められた制限を遵守し、かつ、公認の証券市場または金融市場における、その時々、()当該市場において決定された公に入手可能な相場で行われる場合、または()競争価格若しくは実勢利率によって行われる場合については、適用されません。

5【その他】

管理会社の定款は、随時、ケイマン諸島の会社法上の定足数を充たした株主総会の決議により変更することができます。

管理会社に重要な影響を与えまたは与えると予想される事実は生じていません。

第2【その他の関係法人の概況】

1【名称、資本金の額及び事業の内容】

1. キャピタル アセットマネジメント株式会社 (Capital Asset Management Co., Ltd.) (「投資運用会社」)

(1) 資本金の額

2016年1月末日現在、280百万円

(2) 事業の内容

キャピタル アセットマネジメント株式会社は、2004年1月に日本に設立され、同年2月に登録された投資顧問会社です。同社は現在、農林水産省と経済産業省から商品投資顧問業として許可（許可番号：農経(1)第18号）を得ているほか、金融商品取引業者（登録番号：関東財務局長（金商）第383号）として投資運用業（投資信託委託業、投資一任業（不動産関連特定投資運用業を含む。）、投資助言・代理業、第二種金融商品取引業を営むとともに、さらに総合不動産投資顧問業者（登録番号：総合-第101号）、宅地建物取引業者（免許証番号：東京都知事(1)第89150号）として登録されており、一般社団法人投資信託協会、一般社団法人日本投資顧問業協会、日本商品投資顧問業協会の会員です。

2. G.A.S. (ケイマン) リミテッド (G.A.S. (Cayman) Limited) (「受託会社」)

(1) 資本金の額

2016年1月末日現在531,915ユーロ（約7,030万円）

（注）ユーロの円貨換算は、平成28年1月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1ユーロ＝132.17円）によります。以下同じです。

(2) 事業の内容

受託会社は、2001年10月16日、ケイマン諸島において設立されました。払込株式資本の金額は531,915ユーロです。受託会社は、ケイマン諸島において、集合投資スキームの受託会社として行為するための免許を与えられております。受託会社の究極的な親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。

3. SMTファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited) (「管理事務代行会社」)

(1) 資本金の額

2016年1月末日現在、62,992,338ユーロ（約83億2,570万円）

(2) 事業の内容

管理事務代行会社は、1995年にアイルランドにおいて設立され、その究極的な親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。管理事務代行会社は、様々な法域で設立された集合投資スキームに対して業務を提供しております。

4. スミトモ・ミツイ・トラスト (UK) リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited) (「保管会社」)

(1) 資本金の額

2016年1月末日現在、1,784,806英ポンド（約3億979万円）

（注）英ポンドの円貨換算は、平成28年1月29日現在の株式会社三菱東京UFJ銀行の対顧客電信売買相場の仲値（1英ポンド＝173.57円）によります。

(2) 事業の内容

保管会社は、1986年に英国において設立され、その最終的な親会社は三井住友トラスト・ホールディングス株式会社です。保管会社は、英国金融サービス機構により英国において保管業務を行うことを認可されています。

5. 藍澤証券株式会社 (Aizawa Ltd. Co., Securities.) (「日本における販売会社」および「代行協会会員」)
- (1) 資本金の額
2016年1月末日現在、80億円
 - (2) 事業の内容
日本において金融商品取引業者として業務を行っています。

2【関係業務の概要】

- 1. キャピタル アセットマネジメント株式会社 (Capital Asset Management Co., Ltd.) (「投資運用会社」)
ファンドに対し、投資顧問業務および投資運用業務を提供します。
- 2. G. A. S. (ケイマン) リミテッド (G.A.S. (Cayman) Limited) (「受託会社」)
ファンドの受託業務を行います。
- 3. SMTファンド・サービシーズ (アイルランド) リミテッド (SMT Fund Services (Ireland) Limited) (「管理事務代行会社」)
管理事務代行業務を行います。
- 4. スミトモ・ミツイ・トラスト (UK) リミテッド (Sumitomo Mitsui Trust (UK) Limited) (「保管会社」)
ファンド資産の保管業務を行います。
- 5. 藍澤証券株式会社 (Aizawa Ltd. Co., Securities.) (「日本における販売会社」および「代行協会会員」)
日本におけるファンドに関する代行協会会員業務および受益証券の販売・買戻しの取扱業務を行います。

3【資本関係】

管理会社および投資運用会社と他の関係法人の間に資本関係はありません。

第3【投資信託制度の概要】

1. ケイマン諸島における投資信託制度の概要

- 1.1 ミューチュアル・ファンド法が制定された1993年までは、ケイマン諸島には投資信託を規制する単独法は存在しなかった。それ以前は、投資信託は特別な規制には服していなかったが、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資信託の受託者は銀行・信託会社法（2013年改訂）の下で規制されており、ケイマン諸島内においてまたはケイマン諸島から運営している投資運用会社、投資顧問会社およびその他の業務提供者は、銀行・信託会社法（2013年改訂）、会社管理法（2003年改訂）または地域会社（管理）法（2015年改訂）の下で規制されていた。
- 1.2 ケイマン諸島は連合王国の海外領であり、当時は為替管理上は「ポンド圏」に属していたため、多くのユニット・トラストおよびオープン・エンド型の投資信託が1960年代の終わり頃から設立され、概して連合王国に籍を有する投資運用会社または投資顧問会社をスポンサー（以下「設立計画推進者」という。）として設立されていた。その後、米国、ヨーロッパ、極東およびラテンアメリカの投資顧問会社が設立計画推進者となって、かなりの数のユニット・トラスト、会社ファンド、およびリミテッド・パートナーシップを設定した。
- 1.3 2015年10月現在、活動中の規制を受けている投資信託の数は11,215（2,830のマスター・ファンドを含む。）であった。またそれに加え、適用可能な免除規定に従った相当数の未登録投資信託が存在している。
- 1.4 ケイマン諸島は、カリブ金融活動作業部会（マネー・ロンダリング）およびオフショア・バンキング監督者グループ（銀行規制）のメンバーである。

2. 投資信託規制

- 2.1 1993年に最初に制定されたミューチュアル・ファンド法（2015年改訂）（以下「ミューチュアル・ファンド法」という。）は、オープンエンド型の投資信託に対する規則および投資信託管理者に対する規則を制定している。クローズドエンド型ファンドは、ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制の対象ではない。銀行、信託会社、保険会社および会社の管理者をも監督しており金融庁法（2013年改訂）（以下「金融庁法」という。）により設置された法定政府機関であるケイマン諸島金融庁（以下「CIMA」という。）が、ミューチュアル・ファンド法のもとでの規制の責任を課せられている。ミューチュアル・ファンド法は、同法の規定に関する違反行為に対して厳しい刑事罰を課している。
- 2.2 投資信託とは、ケイマン諸島において設立された会社、ユニット・トラストもしくはパートナーシップ、またはケイマン諸島外で設立されたものでケイマン諸島から運用が行われており、投資者の選択により買い戻しができる受益権を発行し、投資者の資金をプールして投資リスクを分散し、かつ投資を通じて投資者が収益もしくは売買益を享受できるようにする目的もしくは効果を有するものと定義されている。
- 2.3 ミューチュアル・ファンド法第4(4)条のもとで規制を免除されている投資信託は、その受益権に関する投資者が15名以内であり、その過半数によって投資信託の取締役、受託会社もしくはジェネラル・パートナーを選任または解任することができる投資信託およびケイマン諸島外で設立され、ケイマン諸島において公衆に対して勧誘を行う一定の投資信託である。

3. 規制を受ける投資信託の三つの型

3.1 免許投資信託

この場合、投資信託によってCIMAに対して、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を記述した法定の様式（MF3）による目論見書がその概要とともに提出され、登録時および毎年4,268米ドルの手数料が納入されなければならない。設立計画推進者が健全な評判を有し、投資信託を管理す

るのに十分な専門性を有した健全な評判の者が存在しており、かつファンドの業務および受益権を募ることが適切な方法で行われると考えられるものとCIMAが判断した場合には、免許が与えられる。それぞれの場合に依りて、投資信託の取締役、受託会社およびジェネラル・パートナーに関する詳細な情報が要求される。この投資信託は、著名な評判を有する機関が設立計画推進者であって、投資信託管理者としてケイマン諸島の免許を受けた者が選任されない投資信託に適している（第3.2項参照）。

3.2 管理投資信託

この場合、投資信託は、そのケイマン諸島における主たる事務所として免許投資信託管理者の事務所を指定する。同管理者および投資信託により作成された目論見書が、投資信託および投資信託に対する業務提供者の詳細を要約した法定様式（MF 2 および MF 2 A）とともにCIMAに対して提出されなければならない。投資信託管理者は、設立計画推進者が健全な評判の者であること、投資信託の管理が投資信託管理の十分な専門性を有する健全な評判の者により管理されること、投資信託業務および受益権を募る方法が適切に行われること、および投資信託がケイマン諸島において設立または設定されていない場合には、CIMAにより承認された国または領土において設立または設定されていることを満たしていることが要求される。当初手数料および年間手数料は4,268米ドルである。投資信託管理者は主たる事務所を提供している投資信託（もしくはいずれかの設立計画推進者、その取締役、受託会社、もしくはジェネラル・パートナー）がミューチュアル・ファンド法に違反しており、支払不能となっており、またはその他債権者もしくは投資者に対して害を与える方法で行動しているものと信じる理由があるときは、CIMAに対して報告しなければならない。

3.3 登録投資信託（第4(3)条投資信託）

(a) 規制投資信託の第三の類型はさらに三つの類型に分けられる。

() 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの

() 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

() 投資信託が（ミューチュアル・ファンド法で定義される）マスター・ファンドであり、下記のいずれかに該当するもの

(A) 一投資者当たりの最低投資額が100,000米ドルであるもの、または

(B) 受益権が公認の証券取引所に上場されているもの

(b) 上記の() および() に分類される投資信託は、投資信託と業務提供者の一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず、かつ4,268米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。上記の() に分類される投資信託で、販売用書類が存在しない場合、投資信託は、マスター・ファンドの一定の詳細内容をCIMAに対して届け出なければならず（MF 4 様式）、かつ3,049米ドルの当初手数料および年間手数料を支払わなければならない。

4 . 投資信託の継続的要件

4.1 いずれの規制投資信託も、受益権についてすべての重要な事項を記述し、投資希望者が投資するか否かの判断を十分情報を得た上でなし得るようになるために必要なその他の情報を記載した目論見書を発行しなければならない。さらに、偽りの記述に対する既存の法的義務およびすべての重要事項の適切な開示に関する一般的なコモンロー上の義務が適用される。継続的に募集している場合には、重要な変更、例えば、取締役、受託会社、ジェネラル・パートナー、投資信託管理者、監査人等の変更の場合には改訂目論見書を提出する義務を負っている。

4.2 すべての規制投資信託は、CIMAが承認した監査人を選任しなければならず、決算終了から6か月以内に監査済み会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

(a) 投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合

(b) 投資信託の投資者または債権者を害するような方法で、自ら事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合

- (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまはそのように意図している場合
- (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまはそのように意図している場合
- (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2015年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまはそのように意図している場合

- 4.3 すべての規制投資信託は、登記上の事務所もしくは主たる事務所または受託会社の変更があったときはこれをCIMAに通知しなければならない。
- 4.4 2006年12月27日に効力を生じた2006年投資信託(年次申告書)規則に従って、すべての規制投資信託は、投資信託の各会計年度について、会計年度終了後6か月以内に、規則に記載された項目を含んだ正確で完全な申告書を作成し、CIMAに提出しなければならない。CIMAは当該期間の延長を許可することができる。申告書は、投資信託に関する一般的情報、営業情報および会計情報を含み、CIMAにより承認された監査人を通じてCIMAに提出されなければならない。規制投資信託の運営者は、投資信託にこの規則を遵守させることに責任を負う。監査人は、規制投資信託の運営者から受領した各申告書をCIMAに適切な時期に提出することにのみ責任を負い、提出された申告書の正確性または完全性については法的義務を負わない。

5. 投資信託管理者

- 5.1 免許には、「投資信託管理者」の免許および「制限的投資信託管理者」の免許の二つの類型がある。ケイマン諸島においてまたはケイマン諸島から投資信託の管理を行う場合は、そのいずれかの免許が要求される。管理とは、投資信託の資産のすべてまたは実質上資産のすべてを支配し投資信託の管理をし、または投資信託に対して主たる事務所を提供し、もしくは受託会社または投資信託の取締役を提供することを含むものとし、管理と定義される。
- 5.2 いずれの類型の免許を受ける者も、規制投資信託を管理するのに十分な専門性を有し、かつ、投資信託管理者としての業務は、それぞれの地位において取締役、管理者または役員として適格かつ適正な者により行われる、という法定のテスト基準を満たさなければならない。免許を受ける者は、上記の事柄を示しかつそのオーナーのすべてと財務構造およびその取締役と役員を明らかにして詳細な申請書をCIMAに対し提出しなければならない。かかる者は少なくとも2名の取締役を有しなければならない。投資信託管理者の純資産は、最低約48万米ドルなければならない。制限的投資信託管理者には、最低純資産額の要件は課されない。投資信託管理者は、ケイマン諸島に2名の個人を擁する本店をみずから有しているか、ケイマン諸島の居住者であるかケイマン諸島で設立された法人を代行会社として有さねばならず、制限なく複数の投資信託のために行うことができる。
- 5.3 投資信託管理者の責任は、まず受諾できる投資信託にのみ主たる事務所を提供し、第3.2項に定めた状況においてCIMAに対して知らせる法的義務を遵守することである。
- 5.4 制限的投資信託管理者は、CIMAが承認する数の免許投資信託に関し管理者として行為することができるが、ケイマン諸島に登記上の事務所を有していることが必要である。この類型は、ケイマンに投資信託の運用会社を創設した投資信託設立推進者が投資信託に関連した一連の投資信託を管理することを認める。CIMAの承認を条件として関連性のないファンドを運用することができる。現在の方針では、制限的投資信託管理者は、投資信託に対して主たる事務所を提供することが許されていない。しかし、制限的投資信託管理者が投資信託管理業務を提供する各規制投資信託は、ミューチュアル・ファンド法第4(3)条(第3.3項参照)に基づき規制されていない場合またはミューチュアル・ファンド法第4(4)条(第2.3項参照)に基づく例外にあたる場合は、別個に免許を受けなければならない。
- 5.5 投資信託管理者は、CIMAの承認を受けた監査人を選任しなければならない。決算期末から6か月以内にCIMAに対し監査済みの会計書類を提出しなければならない。監査人は、監査の過程で投資信託管理者が以下のいずれかに該当するという情報を入手したときまたは該当すると疑う理由があるときはCIMAに対し報告する法的義務を負っている。

- (a) 投資信託管理者がその義務を履行期が到来したときに履行できない、またはそのおそれがある場合
 - (b) 投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、事業を行いもしくは行っている事業を自発的に解散し、またはそうしようとして意図している場合
 - (c) 会計が適切に監査できるような十分な会計記録を作成せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (d) 欺罔的または犯罪的な方法で事業を行いまたはそのように意図している場合
 - (e) ミューチュアル・ファンド法、ミューチュアル・ファンド法に基づく規則、金融庁法、マネー・ロンダリング防止規則(2015年改訂)または免許の条件を遵守せずに事業を行いまたはそのように意図している場合
- 5.6 CIMAは投資信託管理者に対して純資産を増加し、または保証や満足できる財務サポートを提供することを要求することもできる。
- 5.7 投資信託管理者の株主、取締役、上級役員、またはジェネラル・パートナーの変更についてはCIMAの承認が必要である。
- 5.8 非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う当初手数料は、24,390米ドルまたは30,488米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う当初手数料は8,536米ドルである。一方、非制限的免許を有する投資信託管理者の支払う年間手数料は、36,585米ドルまたは42,682米ドルであり(管理する投資信託の数による。)、また、制限的投資信託管理者の支払う年間手数料は8,536米ドルである。

6. ケイマン諸島における投資信託の構造の概要

ケイマン諸島の投資信託について一般的に用いられている法的類型は以下のとおりである。

6.1 免除会社

- (a) 最も一般的な投資信託の手段は、会社法(2013年改訂)に従って通常額面株式を発行する(無額面株式の発行も認められる)伝統的有限責任会社である。時には、保証による有限責任会社も用いられる。免除会社は、投資信託にしばしば用いられており、以下の特性を有する。
- (b) 設立手続には、会社の基本憲章の制定(会社の目的、登記上の事務所、授權資本、株式買戻規定、および内部統制条項を記載した基本定款および定款)、基本定款の記名者による署名を行い、これをその記名者の簡略な法的宣誓文書とともに、授權資本に応じて異なる手数料とともに会社登記官に提出することを含む。
- (c) 存続期限のある/存続期間限定会社 - 存続期間が限定される会社型のファンドで外国の税法上(例えば米国)非課税の扱いを受けるかパートナーシップとして扱われるものを設立することは可能である。
- (d) 投資信託がいったん登録された場合、会社法(2013年改訂)の下での主な必要要件は、以下のとおり要約される。
 - () 各会社は、ケイマン諸島に登記上の事務所を有さなければならない。
 - () 取締役、代理取締役および役員の名簿は、登記上の事務所に維持されなければならない。その写しを会社登記官に提出しなければならない。
 - () 会社の財産についての担保その他の負担の記録は、登記上の事務所に維持されなければならない。
 - () 株主名簿は、登記上の事務所においてまたは希望すればその他の管轄地において維持することができる。
 - () 会社の手続の議事録は、利便性のある場所において維持する。
 - () 会社は、会社の業務状況に関する真正かつ公正な所見を提供するもので、かつ会社の取引を説明するために必要な帳簿、記録を維持しなければならない。

- (e) 会社は、株主により管理されていない限り、取締役会を持たなければならない。取締役は、コン・ロー上の忠実義務に服すものとし、注意を払って、かつ会社の最善の利益のために行わなければならない。
- (f) 会社は、様々な通貨により株主資本を指定することができる。
- (g) 額面株式または無額面株式の発行が認められる(ただし、会社は額面株式および無額面株式の両方を発行することはできない。)。
- (h) いずれのクラスについても償還株式の発行が認められる。
- (i) 株式の買戻しも認められる。
- (j) 収益または払込剰余金からの株式の償還または買戻しの支払に加えて、会社は資本金から株式の償還または買戻しをすることができる。ただし、会社は、資本金からの支払後においても、通常の事業の過程で支払時期が到来する債務を支払うことができる(すなわち、支払能力を維持する)ことを条件とする。
- (k) 会社の払込剰余金勘定からも利益からも分配金を支払うことができる。会社の払込剰余金勘定から分配金を支払う場合は取締役はその支払後、ファンドが通常の事業の過程で支払時期の到来する債務を支払うことができる、すなわち会社が支払能力を有することを確認しなければならない。
- (l) 免除会社は、今後30年間税金が賦課されない旨の約定を取得することができる。実際には、ケイマン諸島の当局が与える本約定の期間は20年間である。
- (m) 会社は、名称、取締役および役員、株式資本および定款の変更ならびに自発的解散を行う場合は、所定の期間内に会社登記官に報告しなければならない。
- (n) 免除会社は、毎年会社登記官に対して年次の法定の宣誓書を提出し、年間登録手数料を支払わなければならない。

6.2 免除ユニット・トラスト

- (a) ユニット・トラストは、ユニット・トラストへの参加が会社の株式への参加よりもより受け入れられやすく魅力的な地域の投資者によってしばしば用いられてきた。
- (b) ユニット・トラストは、信託証書に基づき受益者の利益のために信託財産に対する信託を宣言する受託者またはこれを設立する管理者および受託者により形成される。
- (c) ユニット・トラストの受託者は、ケイマン諸島内に、銀行・信託会社法(2013年改訂)に基づき信託会社として免許を受け、かつミューチュアル・ファンド法に基づき投資信託管理者として免許を受けた法人受託者である場合がある。このように、受託者は、両法に基づいてC I M Aによる規制・監督を受ける。
- (d) ケイマン諸島の信託法は、基本的には英国の信託法に従っており、この問題に関する英国の信託法の相当程度の部分を採用している。さらに、ケイマン諸島の信託法(2011年改訂)は、英国の1925年受託者法を実質的に基礎としている。投資者は、受託者に対して資金を払い込み、(受益者である)投資者の利益のために投資運用会社が運用する間、受託者は、一般的に保管者としてこれを保持する。各受益者は、信託資産の持分比率に応じて権利を有する。
- (e) 受託者は、通常の忠実義務に服し、かつ受益者に対して説明の義務がある。その機能、義務および責任の詳細は、ユニット・トラストの信託証書に記載される。
- (f) 大部分のユニット・トラストは、「免除信託」として登録申請される。その場合、信託証書およびケイマン諸島の居住者またはケイマン諸島を本拠地とする者を(限られた一定の場合を除き)受益者とし、ない旨宣言した受託者の法定の宣誓書が登録料と共に信託登記官に提出される。
- (g) 免除信託の受託者は、受託者、受益者、および信託財産が50年間課税に服さないとの約定を取得することができる。
- (h) ケイマン諸島の信託は、150年まで存続することができ、一定の場合は無期限に存続できる。
- (i) 免除信託は、信託登記官に対して、当初手数料および年次手数料を支払わなければならない。

6.3 免除リミテッド・パートナーシップ

- (a) 免除リミテッド・パートナーシップは、少人数の投資者のベンチャーキャピタルまたはプライベート・エクイティ・ファンドにおいて一般的に用いられる。

- (b) リミテッド・パートナーシップの概念は、基本的に米国において採用されている概念に類似している。それは法によって創設されたものであり、その法とは、英国の1907年リミテッド・パートナーシップ法に基礎を置き、今日では他の法域(特に米国)のリミテッド・パートナーシップ法の諸側面を組み込んでいるケイマン諸島の2014年免除リミテッド・パートナーシップ法である。
- (c) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ契約を締結するジェネラル・パートナー(個人、企業またはパートナーシップである場合は、ケイマン諸島の居住者であるか、同島において登録されているかまたは同島で設立されたものでなければならない。)およびリミテッド・パートナーにより形成され、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法により登録されることによって形成される。登録はジェネラル・パートナーが、リミテッド・パートナーシップ登記官に対し法定の宣誓書を提出し、手数料を支払うことによって有効となる。
- (d) ジェネラル・パートナーは、リミテッド・パートナーを除外して免除リミテッド・パートナーシップの業務の運営を行い、リミテッド・パートナーは、例外的事態(例えば、リミテッド・パートナーが業務の運営に積極的に参加する場合)がない限り、有限責任たる地位を享受する。ジェネラル・パートナーの機能、義務および責任の詳細は、リミテッド・パートナーシップ契約に記載される。
- (e) ジェネラル・パートナーは、誠意をもって、かつパートナーシップ契約において別途明示的な規定により異なる定めをしない限り、パートナーシップの利益のために行為する法的義務を負っている。また、たとえばコモンローの下での、またはパートナーシップ法(2013年改訂)の下での、ジェネラル・パートナーシップの法理が適用される。
- (f) 免除リミテッド・パートナーシップは、以下の規定を順守しなければならない。
- () ケイマン諸島に登録事務所を維持する。
 - () 商号および所在地、リミテッド・パートナーに就任した日ならびにリミテッド・パートナーを退任した日の詳細を含むリミテッド・パートナーの登録簿を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が維持される所在地に関する記録を登録事務所に維持する。
 - () リミテッド・パートナーの登録簿が登録事務所以外の場所で保管される場合は、税務情報庁法(2014年改訂)に従い税務情報庁による指示または通知に基づき、リミテッド・パートナーの登録簿を電子的形態またはその他の媒体により登録事務所において入手可能にする。
 - () リミテッド・パートナーの出資額および出資日ならびに当該出資額の引出額および引出日を(ジェネラル・パートナーが決定する国または領域に)維持する。
 - () 有効な通知が送達した場合、リミテッド・パートナーが許可したリミテッド・パートナーシップの権利に関する担保権の詳細を示す担保権記録簿を登録事務所に維持する。
- (g) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、リミテッド・パートナーシップの権利はパートナーシップを解散せずに買い戻すことができる。
- (h) リミテッド・パートナーシップ契約に従い、各リミテッド・パートナーは、パートナーシップの業務と財務状況について完全な情報を求める権利を有する。
- (i) 免除リミテッド・パートナーシップは、50年間の期間について将来の税金の賦課をしないとの約定を得ることができる。
- (j) 免除リミテッド・パートナーシップは、登録内容の変更およびその解散についてリミテッド・パートナーシップ登記官に対して通知しなければならない。
- (k) 免除リミテッド・パートナーシップは、リミテッド・パートナーシップ登記官に対して、年次法定申告書を提出し、かつ年間手数料を支払わなければならない。

7. ミューチュアル・ファンド法のもとにおける規制投資信託に対するケイマン諸島金融庁(CIMA)による規制と監督

- 7.1 CIMAは、いつでも、規制投資信託に対して会計が監査されるように指示し、かつCIMAが特定する時までCIMAにそれを提出するように指示できる。

- 7.2 規制投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)は、第1項に従い投資信託に対してなされた指示が、所定の期間内に遵守されていることを確保し、本規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金および所定の時期以後も規制投資信託が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 7.3 ある者がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を行なっているか行なおうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合、CIMAは、その者に対して、CIMAが法律による義務を実行するようにするために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 7.4 何人でも、第7.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.5 第7.3項に従って情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるにもかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規程に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 7.6 投資信託がケイマン諸島においてまたはケイマン諸島からミューチュアル・ファンド法に違反して事業を営んでいるか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、(高等裁判所の管轄下にある)グランドコート(以下「グランドコート」という。)に投資信託の投資者の資産を確保するために適切と考える命令を求めて申請することができ、グランドコートは係る命令を認める権限を有している。
- 7.7 CIMAは、規制投資信託が以下の事由のいずれか一つに該当する場合、第7.9項に定めたいずれかの行為またはすべての行為を行うことができる。
- (a) 規制投資信託がその義務を履行期が到来したときに履行できないか、そのおそれがある場合
 - (b) 規制投資信託がその投資者もしくは債権者に有害な方法で業務を行っているかもしくは行おうとしている場合、または自発的にその事業を解散する場合
 - (c) 免許投資信託の場合、免許投資信託がその投資信託免許の条件を遵守せずに業務を行っているか、行おうとしている場合
 - (d) 規制投資信託の指導および運営が適正かつ正当な方法で行われていない場合
 - (e) 規制投資信託の取締役、管理者または役員としての地位にある者が、各々の地位を占めるに適正かつ正当な者ではない場合
- 7.8 第7.7項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについてCIMAを警戒させるために、CIMAは、規制投資信託の以下の事項の不履行の理由について直ちに質問をなし、不履行の理由を確認するものとする。
- (a) CIMAが投資信託に対して発した指示に従ってその名称を変更すること
 - (b) 会計監査を受け、監査済会計書類をCIMAに提出すること
 - (c) 所定の年間許可料または年間登録料を支払うこと
 - (d) CIMAに指示されたときに、会計監査を受けるか、または監査済会計書類をCIMAに対して提出すること
- 7.9 第7.7項の目的のため、規制投資信託に関しCIMAがとる行為は以下のとおりとする。
- (a) 第4(1)(b)条(管理投資信託)または第4(3)条(第4(3)条投資信託)に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録を取り消すこと
 - (b) 投資信託が保有するいずれかの投資信託ライセンスに対して条件を付し、または条件を追加し、それらの条件を改定し、撤廃すること
 - (c) 投資信託の推進者または運営者の入替えを求めること
 - (d) 事柄を適切に行うようにファンドに助言する者を選任すること
 - (e) 投資信託の事務を支配する者を選任すること
- 7.10 CIMAが第7.9項の行為を行った場合、CIMAは、投資信託の投資者および債権者の利益を保護するために必要と考える措置を行いおよびその後同項に定めたその他の行為をするように命じる命令を求めて、グランドコートに対して、申請することができる。

- 7.11 C I M Aは、そうすることが必要または適切であると考え、そうすることが実際的である場合は、C I M Aは投資信託に関しみずから行っている措置または行おうとしている措置を、投資信託の投資者に対して知らせるものとする。
- 7.12 第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任された者は、当該投資信託の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、投資信託がC I M Aに支払う。
- 7.13 第7.9(e)項により選任された者は、投資信託の投資者および債権者の最善の利益のために運営者を排除して投資信託の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 7.14 第7.13項で与えられた権限は、投資信託の事務を終了する権限をも含む。
- 7.15 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託に関し行っている事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は投資信託に関する勧告をC I M Aに対して行う。
 - (c) 第7.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、勧告をC I M Aに対して提供する。
- 7.16 第7.9(d)項または第7.9(e)項により投資信託に関し選任された者が第7.15項の義務を遵守しない場合、またはC I M Aの意見によれば当該投資信託に関するその義務を満足に実行していない場合、C I M Aは、選任を取り消して他の者をもってこれに替えることができる。
- 7.17 投資信託に関する第7.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したユニット・トラストの場合、ファンドを解散させるため受託会社に対して指示する命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (d) 投資信託がケイマン諸島の法律に準拠したパートナーシップの場合、パートナーシップの解散命令を求めてグランドコートに申し立てること
 - (e) また、C I M Aは、第7.9(d)項または第7.9(e)項により選任される者の選任または再任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 7.18 C I M Aが第7.17項の措置をとった場合、投資信託の投資者および債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置および同項または第7.9項に定めたその他の措置をとるように命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 7.19 規制投資信託がケイマン諸島の法律の下で組織されたパートナーシップの場合でC I M Aが第7.9(a)項に従い投資信託の免許を取り消した場合、パートナーシップは、解散されたものとみなす。
- 7.20 グランドコートが第7.17(c)項に従ってなされた申立てに対して命令を発する場合、裁判所は受託会社に対して投資信託資産から裁判所が適切と認める補償の支払を認めることができる。
- 7.21 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、ファンドが投資信託として事業を行うこともしくは行おうとすることを終了しまたは清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、第4(1)(b)条（管理投資信託）または第4(3)条（第4(3)条投資信託）に基づき投資信託について有効な投資信託の許可または登録をいつでも取り消すことができる。

8. 投資信託管理に対するC I M Aの規制および監督

- 8.1 C I M Aは、いつでも免許投資信託管理者に対して会計監査を行い、C I M Aが特定する合理的期間内にC I M Aに対し提出するように指示することができる。

- 8.2 免許投資信託管理者は、第8.1項により受けた指示に従うものとし、この規定に違反する者は、罪に問われ、かつ1万ケイマン諸島ドルの罰金を課され、かつ所定の時期以後も免許投資信託管理者が指示に従わない場合はその日より一日につき500ケイマン諸島ドルの罰金刑に処せられる。
- 8.3 ある者がミューチュアル・ファンド法に違反して投資信託管理業を行なっているか行おうとしていると信じる合理的根拠がCIMAにある場合は、CIMAは、その者に対して、CIMAがミューチュアル・ファンド法による義務を実行するために合理的に要求できる情報または説明をCIMAに対して提供するように指示できる。
- 8.4 何人でも、第8.3項に従い与えられた指示を遵守しない者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.5 第8.3項の目的のために情報または説明を提供する者は、みずからそれが虚偽であるか誤解を招くものであることを知りながら、または知るべきであるのかかわらず、これをCIMAに提供してはならない。この規定に違反した者は、罪に問われ、かつ10万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
- 8.6 CIMAが以下に該当すると判断する場合には、CIMAは、当該者によって管理されている投資信託の投資者の資産を維持するために適切と見られる命令を求めてグランドコートに申立てをすることができ、グランドコートはかかる命令を認める権限を有する。
- (a) ある者が投資信託管理者として行為し、またはその業務を行っており、かつ
- (b) 同人がミューチュアル・ファンド法に違反してこれを行っている場合。
- 8.7 CIMAは、投資信託管理者が事業を行うこともしくは行おうとすることを終了または清算もしくは解散に付されるものと了解したときは、いつでも投資信託管理者免許を取り消すことができる。
- 8.8 CIMAは、免許投資信託管理者が以下のいずれかの事由に該当する場合は、第8.10項所定の措置をとることができる。
- (a) 免許投資信託管理者がその義務を履行するべきときに履行できないか、そのおそれがある場合
- (b) 免許投資信託管理者が管理している投資信託の投資者または投資信託管理者の債権者または投資信託の債権者を害するような方法で、みずから事業を行いもしくは行っている事業を解散し、またはそうしようと意図している場合
- (c) 免許投資信託管理者が投資信託管理の業務をその投資信託管理免許の条件を遵守しないで行いまたはそのように意図している場合
- (d) 免許投資信託管理業務の指示および管理が、適正かつ正当な方法で実行されていない場合。
- (e) 免許投資信託管理業務について取締役、管理者または役員の地位にある者が、各々の地位に就くには適正かつ正当な者ではない場合
- (f) 上場されている免許投資信託管理業務を支配または所有する者が、当該支配または所有を行うには適正かつ正当な者ではない場合
- 8.9 CIMAは、第8.8項に言及した事由が発生したか、または発生しそうか否かについて注意を払うために、規制投資信託の以下の事項についてその理由について直ちに質問をなし、かつ確認するものとする。
- (a) 免許投資信託管理者の以下の不履行
- () CIMAに対して規制投資信託の主要事務所の提供を開始したことを通知すること、規制投資信託に関し所定の年間手数料を支払うこと
- () CIMAの命令に従い、保証または財政上の援助をし、純資産額を増加すること
- () 投資信託、またはファンドの設立計画推進者または運営者に関し、条件が満たされていること
- () 規制投資信託の事柄に関し書面による通知をCIMAに対して行うこと
- () CIMAの命令に従い、名称を変更すること
- () 会計監査を受け、CIMAに対して監査済会計書類を送ること
- () 少なくとも2人の取締役をおくこと
- () CIMAから指示されたときに会計監査を受け、かつ監査済会計書類をCIMAに対し提出すること
- (b) CIMAの承認を得ることなく管理者が株式を発行すること

- (c) C I M Aの書面による承認なく管理者の取締役、主要な上級役員、ジェネラル・パートナーを選任すること
 - (d) C I M Aの承認なく、管理者の株式が処分されまたは取り引きされること
- 8.10 第8.8項の目的のために免許投資信託管理者についてC I M Aがとりうる行為は以下の通りである。
- (a) 投資信託管理者が保有する投資信託管理者免許を撤回すること
 - (b) その投資信託管理者免許に関し条件および追加条件を付し、またかかる条件を変更しまたは取り消すこと
 - (c) 管理者の取締役、類似の上級役員またはジェネラル・パートナーの交代を請求すること
 - (d) 管理者に対し、その投資信託管理の適正な遂行について助言を行う者を選任すること
 - (e) 投資信託管理に関し管理者の業務の監督を引き受ける者を選任すること
- 8.11 C I M Aが第8.10項による措置を執った場合、C I M Aは、グランドコートに対して、C I M Aが当該管理者によって管理されているすべてのファンドの投資者とそのいずれのファンドの債権者の利益を保護するために必要とみなすその他の措置を執るよう命令を求めて申立てを行うことができる。
- 8.12 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者は、当該管理者の費用負担において選任されるものとする。その選任によりC I M Aに発生した費用は、管理者がC I M Aに支払うべき金額となる。
- 8.13 第8.10(e)項により選任された者は、管理者によって管理される投資信託の投資者および管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の最善の利益のために（管財人、清算人を除く）他の者を排除して投資信託に関する管理者の事務を行うに必要な一切の権限を有する。
- 8.14 第8.13項で与えられた権限は、投資信託の管理に関連する限り管理者の事務を終了させる権限をも含む。
- 8.15 第8.10(d)項または第8.10(e)項により許可を受けた投資信託管理者に関し選任された者は、以下の行為を行うものとする。
- (a) C I M Aから求められたときは、C I M Aの特定する投資信託の管理者の管理に関する情報をC I M Aに対して提供する。
 - (b) 選任後3か月以内またはC I M Aが特定する期間内に、選任された者が投資信託の管理者の管理について実行する事柄についての報告書を作成してC I M Aに対して提出し、かつそれが適切な場合は管理に関する推奨をC I M Aに対して行う。
 - (c) 第8.15(b)項の報告書を提出後選任が終了しない場合、その後C I M Aが特定する情報、報告書、推奨をC I M Aに対して提供する。
- 8.16 第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任された者が、
- (a) 第8.15項の義務に従わない場合、または
 - (b) 満足できる形で投資信託管理に関する義務を実行していないとC I M Aが判断する場合、C I M Aは、選任を取り消しこれに替えて他の者を選任することができる。
- 8.17 免許投資信託管理者に関する第8.15項の情報または報告を受領したときは、C I M Aは以下の措置を執ることができる。
- (a) C I M Aが特定した方法で投資信託管理者に関する事柄を再編するように要求すること
 - (b) 投資信託管理者が会社の場合、会社法（2013年改訂）の第94(4)条によりグランドコートに対して同会社が法律の規定に従い解散されるように申し立てること
 - (c) C I M Aは、第8.10(d)項または第8.10(e)項により選任される者の選任に関して適切と考える行為をとることができる。
- 8.18 C I M Aが第8.16項の措置をとった場合、C I M Aは、管理者が管理する投資信託の投資者、管理者の債権者およびかかるファンドの債権者の利益を守るために必要と考えるその他の措置をとるよう命じる命令を求めてグランドコートに申し立てることができる。
- 8.19 C I M Aのその他の権限に影響を与えることなく、C I M Aは、以下の場合、いつでも投資信託管理者の免許を取り消すことができる。
- (a) C I M Aは、免許保有者が投資信託管理者としての事業を行うことまたは行おうとすることをやめてしまっているという要件を満たした場合
 - (b) 免許の保有者が、解散、または清算に付された場合

- 8.20 免許投資信託管理者がケイマン諸島の法律によって組織されたパートナーシップの場合で、CIMAが第8.10項に従い、その投資信託管理者の免許を取り消した場合、パートナーシップは解散されたものとみなされる。
- 8.21 投資信託管理者が免許信託会社の場合、たとえば、投資信託の受託者である場合、銀行・信託会社法(2013年改訂)によりCIMAによっても規制され監督される。かかる規制と監督の程度はミューチュアル・ファンド法の下でのそれにおよそ近いものである。
9. ミューチュアル・ファンド法のもとでの一般的法の執行
- 9.1 下記の解散の申請がCIMA以外の者によりなされた場合、CIMAは、申請者より申請の写しの送達を受け、申請の聴聞会に出廷することができる。
- (a) 規制投資信託
 - (b) 免許投資信託管理者
 - (c) 規制投資信託であった人物、または
 - (d) 免許投資信託管理者であった人物
- 9.2 解散のための申請に関する書類および第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物またはそれぞれの債権者に送付が要求される書類はCIMAにも送付される。
- 9.3 CIMAにより当該目的のために任命された人物は、以下を行うことができる。
- (a) 第9.1(a)項から第9.1(d)項に規定された人物の債権者会議に出席すること
 - (b) 仲裁または取り決めに審議するために設置された委員会に出席すること
 - (c) 当該会議におけるあらゆる決済事項に関して代理すること
- 9.4 執行官が、CIMAまたはインスペクターと同じレベル以上の警察官が、ミューチュアル・ファンド法の下での犯罪行為がある一定の場所で行われたか、行われつつあるかもしくは行われようとしていると疑う合理的な根拠があるとしてなした申請に納得できた場合、執行官はCIMAまたは警察官およびその者が支援を受けるため合理的に必要とするその他の者に以下のことを授権する令状を発行することができる。
- (a) 必要な場合は強権を用いてそれらの場所に立ち入ること
 - (b) それらの場所またはその場所にいる者を捜索すること
 - (c) 必要な場合は、記録が保存されているか、隠されている場所において、強制的に開扉して捜索すること
 - (d) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる記録の占有を確保し安全に保持すること
 - (e) ミューチュアル・ファンド法のもとでの犯罪行為が行われたか、行われつつあるか、または行われようとしていることを示すと思われる場所において記録の点検をし写しをとること。もし、それが実際的でない場合は、かかる記録を持ち去ってCIMAに対して引き渡すこと
- 9.5 CIMAが記録を持ち去ったとき、またはCIMAに記録が引き渡されたときCIMAはこれを点検し、写しや抜粋を取得するために必要な期間これを保持することができるが、その後は、それが持ち去られた場所に返還すべきものとする。
- 9.6 何人もCIMAがミューチュアル・ファンド法の下での権限を行使することを妨げてはならない。この規定に違反する者は罪に問われ、かつ20万ケイマン諸島ドルの罰金に処せられる。
10. CIMAによるミューチュアル・ファンド法上またはその他の法律上の開示
- 10.1 ミューチュアル・ファンド法または金融庁法により、CIMAは、下記のいずれかに関係する情報を開示することができる。
- (a) ミューチュアル・ファンド法のもとでの免許を受けるためにCIMAに対してなされた申請。
 - (b) 投資信託に関する事柄

(c) 投資信託管理者に関する事柄

ただし、これらの情報は、CIMAがミューチュアル・ファンド法により職務を行い、その任務を実行する過程で取得したもので次のいずれかの場合に限られる。

(a) CIMAがミューチュアル・ファンド法により付与された職務を行うことを援助する目的の場合

(b) 例えば秘密関係（保護）法（2015年改訂）、犯罪収益に関する法律（2014年改訂）または薬物濫用法（2014年改訂）等にもとづき、ケイマン諸島内の裁判所によりこれを行うことが合法的に要求されまたは許可された場合

(c) 開示される情報が投資者の身元を開示することなく（当該開示が許される場合を除く）、要約または統計的なものである場合

(d) ケイマン諸島外の金融監督当局に対し、CIMAにより免許に関し遂行される任務に対応する任務を当該当局が遂行するために必要な情報を開示する場合。ただし、CIMAは情報の受領が予定されている当局が更なる開示に関し十分な法的規制を受けていることについて満足していることを条件とする。

(e) 投資信託、投資信託管理者または投資信託の受託者の解散、清算または免許所有者の管財人の任命もしくは職務に関連する法的手続を目的とする場合

11. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集 / 販売に関する一般的な民法上の債務

11.1 過失による誤った事実表明

販売書類における不実表示に対しては民事上の債務が発生しうる。販売書類の条件では、販売書類の内容を信頼して受益権を申込み者のために、販売書類の内容について責任のある者、例えば（場合に応じ）ファンド、取締役、運用者、ジェネラル・パートナー等に注意義務を課している。この義務の違反は、販売文書の中のかかる者によって明示的または黙示的に責任を負うことが受け入れられている者に対する不実表示による損失の請求を可能にするであろう。

11.2 欺罔的な不実表明

事実の欺罔的な不実表明（約束、予想、または意見の表明でなくとも）に関しては、不法行為の民事責任も生じうる。ここにいう「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。

11.3 契約法（1996年改訂）

(a) 契約法の第14(1)条では、当該表明が欺罔的に行われていれば責任が生じたであろう場合には、契約前の不実の表明による損害の回復ができるであろう。ただし、かかる表明をした者が、事実が真実であるものと信じ、かつ契約の時まで信じていた合理的理由があったということを証明した場合はこの限りでない。一般的には、本条は、過失による不実の表明に関する損害に対しても法定の権利を与えるものである。同法の第14(2)条は、不実の表明が行われた場合に、取消に代えて損害賠償を容認することを裁判所に対して認めている。

(b) 一般的に、関連契約はファンド自身（または受託会社）とのものであるため、ファンド（または受託会社）は、次にその運用者、ジェネラル・パートナー、取締役、設立計画推進者または助言者に対し請求することが可能であるとしても、申込人の請求の対象となる者はファンドとなる。

11.4 欺罔に対する訴訟提起

(a) 損害を受けた投資者は、欺罔行為について訴えを提起し（契約上でなく不法行為上の民事請求権）、以下を証明することにより、欺罔による損害賠償を得ることができる。

() 重要な不実の表明が欺罔的になされたこと。

() そのような不実の表明の結果、受益証券を申し込むように誘引されたこと。

(b) 「欺罔的」とは、表明が虚偽であることを知りながらまたは表明が真実であるか虚偽であるかについて注意を払わずに行ったことを意味すると一般的に解される。だます意図があったことまたは欺罔的な不実表明が投資者を受益権購入に誘引した唯一の原因であったことを証明する必要はない。

- (c) 情報の欠落は、事実についての何らかの積極的な不実の表明があったとき、または欠落情報を入れなかったために表明事項が虚偽となるか誤解を招くものとなるような部分的もしくは断片的な事実の表明があったときは、不実の表明となりうる。
- (d) 表明がなされたときは真実であっても、受益証券の申込の受諾が無条件となる前に表明が真実でなくなるときは、当該変更を明確に指摘せずに受益権の申込を許したことは欺罔にあたるであろうから、欺罔による請求権を発生せしめうる。
- (e) 事実の表明とは違い、意見または期待の表明は、本項の責任を生じることはないであろうが、表現によっては誤っていれば不実表示を構成する事実の表明となることもありうる。

11.5 契約上の債務

- (a) 販売書類もファンド(または受託会社)と持分の成約申込者との間の契約の基礎を形成する。もしそれが不正確か誤解を招くものであれば、申込者は契約を解除しまたは損害賠償を求めて管理会社、設立計画推進者、ジェネラル・パートナーまたは取締役に対し訴えを提起することができる。
- (b) 一般的事柄としては、当該契約はファンド(または受託会社)そのものと締結するので、ファンドは取締役、運用者、ジェネラル・パートナー、設立計画推進者、または助言者に求償することはあっても、申込者が請求する相手方当事者は、ファンド(または受託会社)である。

11.6 隠された利益および利益相反

ファンドの受託会社、ジェネラル・パートナー、取締役、役員、代行会社は、ファンドと第三者との間の取引から利益を得てはならない。ただし、ファンドによって特定の授権されているときはこの限りでない。そのように授権を受けずに得られた利益は、ファンドに帰属する。

12. ケイマン諸島投資信託の受益権の募集/販売に関する一般刑事法

12.1 刑法(2013年改訂)第257条

会社の役員(もしくはかかる者として行為しようとする者)が株主または債権者を会社の事項について欺罔する意図のもとに、「重要な事項」について誤解を招くか、虚偽であるか、欺罔的であるような声明、計算書を書面にて発行しまたは発行に同調する場合、彼は罪に問われるとともに7年間の拘禁刑に処せられる。

12.2 刑法(2013年改訂)第247条、第248条

- (a) 欺罔により、不正にみずから金銭的利益を得、または他の者をして金銭的利益を得させる者は、罪に問われるとともに、5年間の拘禁刑に処せられる。
- (b) 他の者に属する財産をその者から永久に奪う意図のもとに不正に取得する者は、罪に問われると共に10年の拘禁刑に処せられる。この目的上、彼が所有権、占有または支配を取得した場合は財産を取得したものとみなし、「取得」には、第三者のための取得または第三者をして取得もしくは確保を可能にすることを含む。
- (c) 両条の目的上、「欺罔」とは、事実についてであれ法についてであれ、言葉であれ、行為であれ、欺罔を用いる者もしくはその他の者の現在の意図についての欺罔を含む。

12.3 秘密関係(保護)法(2015年改訂)第5(3)条

秘密情報を保有している者で、これを許可なく個人的利益のためまたは他の者のため使用する者は、罪に問われるとともに4年間の拘禁刑に処せられ、さらに1万ケイマン諸島ドルの罰金および発生した利益に相当する罰金を課される。

13. 清算

13.1 会社

会社の清算(解散)は、会社法(2013年改訂)、2008年会社清算規則および会社の定款に準拠する。清算は、自発的なもの(すなわち、株主の議決に従うもの)、または債権者、出資者(すなわち、株主)または会社自体の申立に従い裁判所による強制的なものがある。自発的な解散は、後に裁判所の監督の下になされることになることもある。CIMAも、投資信託または投資信託管理会社が解散される

べきことを裁判所に申立てる権限を有する(参照:第7.17(b)項および第8.17(b)項)。剰余資産は、もしあれば、定款の規定に従い、株主に分配される。

13.2 ユニット・トラスト

ユニット・トラストの清算は、信託証書の規定に準拠する。CIMAは、受託会社が投資信託を解散すべきであるという命令を裁判所に申請する権限をもっている。(参照:第7.17(c)項)剰余資産は、もしあれば、信託証書の規定に従って分配される。

13.3 リミテッド・パートナーシップ

免除リミテッド・パートナーシップの解散は、2014年免除リミテッド・パートナーシップ法およびパートナーシップ契約に準拠する。CIMAは、パートナーシップを解散させるべしとの命令(参照:第7.17(d)項)を求めて裁判所に申立をする権限を有している。剰余資産は、もしあれば、パートナーシップ契約の規定に従って分配される。

ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、パートナーシップを解散する責任を負っている。パートナーシップが一度解散されれば、ジェネラル・パートナーまたはパートナーシップ契約に基づき清算人に任命された他の者は、免除リミテッド・パートナーシップの登記官に解散通知を提出しなければならない。

13.4 税金

ケイマン諸島においては直接税、源泉課税または為替管理はない。ケイマン諸島は、ケイマン諸島の投資信託に対してまたはよって行われるあらゆる支払に適用されるいかなる国との間でも二重課税防止条約を締結していない。免除会社、受託会社、およびリミテッド・パートナーシップは、将来の課税に対して誓約書を取得することができる(第6.1(i)項、第6.2(g)項および第6.3(i)項参照)。

14. 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)

14.1 一般投資家向け投資信託(日本)規則(2007年改正)(一般投資家向け投資信託(日本)規則(2012年改正)により改正済。)(以下、総称して「本規則」という。)は、日本で公衆に向けて販売される一般投資家向け投資信託に関する法的枠組みを定めたものである。本規則の解釈上、「一般投資家向け投資信託」とは、ミューチュアル・ファンド法第4(1)(a)条に基づく免許を受け、その証券が日本の公衆に対して既に販売され、または販売されることが予定されている信託、会社またはパートナーシップである投資信託をいう。日本国内で既に証券を販売し、2003年11月17日現在存在している投資信託、または同日現在存在し、同日後にサブ・トラストを設定した投資信託は、本規則に基づく「一般投資家向け投資信託」の定義に含まれない。上記のいずれかの適用除外に該当する一般投資家向け投資信託は、本規則の適用を受けることをCIMAに書面で届け出ることによって、かかる選択(当該選択は撤回不能である)をすることができる。

14.2 CIMAが一般投資家向け投資信託に交付する投資信託免許にはCIMAが適当とみなす条件の適用がある。かかる条件のひとつとして一般投資家向け投資信託は本規則に従って事業を行わねばならない。

14.3 本規則は一般投資家向け投資信託の設立文書に特定の条項を入れることを義務づけている。具体的には証券に付随する権利および制限、資産と負債の評価に関する条件、各証券の純資産価額および証券の募集価格および償還価格または買戻価格の計算方法、証券の発行条件、証券の譲渡または転換の条件、証券の買戻しおよびかかる買戻しの中止の条件、監査人の任命などが含まれる。

14.4 一般投資家向け投資信託の証券の発行価格および償還価格または買戻価格は請求に応じて管理事務代行会社の事務所で無料で入手することができなければならない。

14.5 一般投資家向け投資信託は会計年度が終了してから6か月以内、または目論見書に定めるそれ以前の日、年次報告書を作成し、投資家に配付するか、またはこれらを指示しなければならない。年次報告書には本規則に従って作成された当該投資信託の監査済財務諸表を盛り込まなければならない。

14.6 また一般投資家向け投資信託の運営者は各会計年度末の6か月後から20日以内に、一般投資家向け投資信託の事業の詳細を記載した報告書をCIMAに提出する義務を負う。さらに一般投資家向け投資信託の運営者は、運営者が知る限り、当該投資信託の投資方針、投資制限および設立文書を遵守している

こと、ならびに当該投資信託は投資家の利益を損なうような運営をしていないことを確認した宣誓書を、年に一度、C I M Aに提出しなければならない。本規則の解釈上、「運営者」とは、ユニット・トラストの場合は信託の受託者、パートナーシップの場合はパートナーシップのジェネラル・パートナー、また会社の場合は会社の取締役をいう。

14.7 管理事務代行会社

- (a) 本規則第13.1条は一般投資家向け投資信託の管理事務代行会社が履行すべき様々な職務を定めている。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約およびその他の関係法に従って証券の発行、譲渡、転換および償還または買戻しが確実に実行されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の設立文書、目論見書、申込契約および投資家または潜在的投資家に公表されるものに従って確実に証券の純資産価額、発行価格、転換価格および償還価格または買戻価格が計算されるようにすること
 - () 管理事務代行会社が職務を履行するために必要なすべての事務所設備、機器および人員を確保すること
 - () 本規則、会社法（2013年改訂）およびミューチュアル・ファンド法に従って、一般投資家向け投資信託の運営者が同意した形式で投資家向けの定期報告書が確実に作成されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の会計帳簿が適切に記帳されるように確保すること
 - () 管理事務代行会社が投資家名簿を保管している場合を除き、名義書換代理人の手續および投資家名簿の管理に関して名義書換代理人に与えた指示が実効的に監視されるように確保すること
 - () 別途名義書換代理人が任命されている場合を除き、一般投資家向け投資信託の設立文書で義務づけられた投資家名簿が確実に管理されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の証券に関して適宜宣言されたすべての分配金またはその他の配分が当該投資信託から確実に投資家に支払われるようにすること
- (b) 本規則は、一般投資家向け投資信託の資産の一部または全部が目論見書に定める投資目的および投資制限に従って投資されていないことに管理事務代行会社が気付いた場合、または一般投資家向け投資信託の運営者または投資顧問会社が設立文書または目論見書に定める規定に従って当該投資信託の業務または投資活動を実施していない場合、できる限り速やかにC I M Aに連絡し、当該投資信託の運営者に書面で報告することを管理事務代行会社に対して義務づけている。
- (c) 管理事務代行会社は、一般投資家向け投資信託の募集または償還もしくは買戻しを中止する場合、および一般投資家向け投資信託を清算する意向である場合、実務上できる限り速やかにその旨をC I M Aに通知しなければならない。
- (d) 管理事務代行会社はケイマン諸島または別表3の領域で設立され、または適法に事業を営んでいる者にその職務または任務を委託することができる。ただし、管理事務代行会社は委託した職務または任務の履行に関し引き続き責任を負わなければならない。管理事務代行会社は職務を委託する前にC I M Aに届け出るとともに、委託後直ちに運営者、サービス提供者および投資家に通知するものとする。「別表3の領域」とは、マネー・ロンダリング防止規則（2015年改訂）の別表3に記載するリストに含まれている法域をいう。

14.8 保管会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはC I M Aが承認したその他の法域で規制を受けている保管会社を任命し、維持しなければならない。保管会社を変更する場合、一般投資家向け投資信託は変更の1か月前までにその旨を書面でC I M A、当該投資信託の投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。
- (b) 本規則は任命された保管会社の職務として、保管会社は投資対象に関する証券および権原に関する書類を保管し、当該投資信託の設立文書、目論見書、申込契約または関係法令と矛盾しない限り、契約により規定される一般投資家向け投資信託の投資に関する管理事務代行会社、投資顧問会社および運営者の指示を実行することを定めている。
- (c) 保管会社は、管理事務代行会社または一般投資家向け投資信託に対して、証券の申込代金の受取りおよび充当、当該投資信託の証券の発行、転換および買戻し、投資対象の売却に際して受取った純収

益の送金、当該投資信託の資本および収益の充ちならびに当該投資信託の純資産価額の計算に関する写しおよび情報を請求する権利を有する。

- (d) 保管会社は副保管会社を任命することができ、保管会社は適切な副保管会社の選任に際して合理的な技量、注意および努力を払うものとする。保管会社はその業務を副保管会社に委託することを、1か月前までに書面でその他のサービス提供者に通知しなければならない。保管会社は保管サービスを提供する副保管会社の適格性を継続的に確認する責任を負う。保管会社は各副保管会社を適切なレベルで監督し、各副保管会社が引き続きその任務を十分に履行していることを確認するために定期的に調査しなければならない。

14.9 投資顧問会社

- (a) 一般投資家向け投資信託はケイマン諸島、別表3の領域またはCIMAが承認したその他の法域で設立され、または適法に事業を営んでいる投資顧問会社を任命し、維持しなければならない。本規則の解釈上、「投資顧問会社」とは、一般投資家向け投資信託の投資活動に関する投資運用業務を提供する目的で、一般投資家向け投資信託により、または一般投資家向け投資信託のために任命された事業体をいう。かかる事業体により任命された副投資顧問会社はこれに含まれない。本規則の解釈上、「投資運用業務」には、ケイマン諸島の証券投資法(2015年改正)の別表2第3項に規定される活動が含まれる。
- (b) 投資顧問会社を変更する場合には、変更の1か月前までにCIMA、投資家およびその他の業務提供者に当該変更について通知しなければならない。更に、投資顧問会社の取締役を変更する場合には、運用する各一般投資家向け投資信託の運営者(すなわち、場合に応じて、取締役、受託会社またはジェネラル・パートナー)の事前の承認を要する。運営者は、かかる変更について、変更の1か月前までに書面でCIMAに通知することが要求される。
- (c) 本規則第21条は、ミューチュアル・ファンド法に基づいて投資信託免許を取得する条件のひとつとして投資顧問会社を任命する契約に一定の職務が記載されていることを要求している。かかる職務には下記の事項が含まれる。
- () 一般投資家向け投資信託が受取った申込代金が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産の売却に際してその純収益が合理的な期限内に確実に保管会社に送金されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の収益が当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に従って確実に充当されるようにすること
 - () 一般投資家向け投資信託の資産が、当該投資信託の設立文書、目論見書および申込契約に記載される当該投資信託の投資目的および投資制限に従って確実に投資されるようにすること
 - () 保管会社または副保管会社が一般投資家向け投資信託に関する契約上の義務を履行するために必要な情報および指示を合理的な時に提供すること
- (d) 本規則は、現在、一般投資家向け投資信託の投資顧問会社がユニット・トラストに対して投資顧問業務を行っているか、または会社に対して行っているかを区別しており、それに応じて、異なる投資制限が適用されている。
- (e) 投資信託がユニット・トラストである場合、本規則第21条(4)項は投資顧問会社がかかるユニット・トラストのために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 結果的に当該一般投資家向け投資信託のために空売りされるすべての有価証券の総額がかかる空売りの直後に当該一般投資家向け投資信託の純資産を超過することになる場合、かかる有価証券の空売りを行ってはならない。
 - () 結果的に当該投資信託のために行われる借入れの残高の総額がかかる借入れ直後に当該投資信託の純資産の10%を超えることになる場合、かかる借入れを行ってはならない。ただし、
(A) 特殊事情(一般投資家向け投資信託と別の投資信託、投資ファンドまたはそれ以外の種類の集団投資スキームとの合併を含むがそれらに限られない。)において、12か月を超えない期間に限り、本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとし、

- (B) 1 当該一般投資家向け投資信託が、有価証券の発行手取金のすべてまたは実質的にすべてを不動産の権利を含む不動産に投資するとの方針を有し、
- 2 投資顧問会社が、当該一般投資家向け投資信託の資産の健全な運営または当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益保護のために、かかる制限を超える借入れが必要であると判断する場合、

本()項において言及される借入制限を超えてもよいものとする。

- () 株式取得の結果、投資顧問会社が運用するすべての投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 取引所に上場されていないか、または容易に換金できない投資対象を取得する結果として、取得直後に一般投資家向け投資信託が保有するかかる投資対象の総価値が当該投資信託の純資産価額の15%を超えることになる場合、当該投資対象を取得してはならないが、投資顧問会社は、当該投資対象の評価方法が当該一般投資家向け投資信託の目論見書において明確に開示されている場合、当該投資対象の取得を制限されないものとする。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- () 本人として自社またはその取締役と取引を行ってはならない。
- (f) 一般投資家向け投資信託が会社である場合、本規則第21条(5)項は、投資顧問会社が当該会社のために引受けてはならない業務を以下の通り定めている。
- () 株式取得の結果、当該一般投資家向け投資信託が保有する一会社(投資会社を除く。)の株式総数が、当該会社の発行済議決権付株式総数の50%を超えることになる場合、当該会社の議決権付株式を取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託が発行するいかなる証券も取得してはならない。
- () 当該一般投資家向け投資信託の受益者の利益を損なうか、または当該一般投資家向け投資信託の資産の適切な運用に違反する取引(当該一般投資家向け投資信託の受益者ではなく投資顧問会社もしくは第三者の利益を図る取引を含むが、これらに限られない。)を行ってはならない。
- (g) 上記にかかわらず、本規則第21条(6)項は、本規則第21条(4)項または第21条(5)項によって、投資顧問会社が、一般投資家向け投資信託のために、以下に該当する会社、ユニット・トラスト、パートナーシップまたはその他の者のすべてのまたはいずれかの株式、証券、持分またはその他の投資対象を取得することを妨げないことを明記している。
- () 投資信託、投資ファンド、ファンド・オブ・ファンズまたはその他の種類の集団投資スキームである場合
- () マスター・ファンド、フィーダー・ファンド、その他の類似の組織もしくは会社または事業体のグループの一部を構成している場合
- () 一般投資家向け投資信託の投資目的または投資戦略を、全般的にまたは部分的に、直接促進する特別目的事業体である場合
- (h) 投資顧問会社は副投資顧問会社を任命することができ、副投資顧問会社を任命する場合は事前にその他の業務提供者、運営者およびCIMAに通知しなければならない。投資顧問会社は副投資顧問会社が履行する業務に関して責任を負う。

14.10 財務報告

- (a) 本規則パート は一般投資家向け投資信託の財務報告に充てられている。一般投資家向け投資信託は、各会計年度が終了してから6か月以内に、監査済財務諸表を織り込んだ財務報告書を作成し、ミューチュアル・ファンド法に従って投資家およびCIMAに配付しなければならない。また中間財務諸表については当該投資信託の設立文書および目論見書の中で投資家に説明した要領で作成し、配付すれば足りる。
- (b) 投資家に配付するすべての関連財務情報および純資産価額を算定するために使用する財務情報は、目論見書に定める一般に認められた会計原則に従って準備されなければならない。

(c) 本規則第26条では一般投資家向け投資信託の監査済財務諸表に入れるべき最低限の情報を定めている。

14.11 監査

- (a) 一般投資家向け投資信託は監査人を任命し、維持しなければならない。監査人を変更する場合は1か月前までに書面でCIMA、投資家およびサービス提供者に通知しなければならない。また監査人を変更する場合は事前にCIMAの承認を得なければならない。
- (b) 一般投資家向け投資信託は最初に監査人の書面による承認を得ることなく、当該投資信託の監査報告書を公表または配付してはならない。
- (c) 監査人はケイマン諸島以外の法域で一般に認められた監査基準を使用することができ、その際、監査報告書の中でかかる事実および法域の名称を開示しなければならない。
- (d) 監査人は一般投資家向け投資信託の運営者およびその他のサービス提供者から独立していなければならない。

14.12 目論見書

- (a) 本規則パート は、ミューチュアル・ファンド法第4(1)条および第4(6)条に従ってCIMAに届け出られる一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めている。目論見書に重大な変更があった場合もCIMAに届け出なければならない。一般投資家向け投資信託の目論見書は当該投資信託の登記上の事務所またはケイマン諸島に所在するいずれかのサービス提供者の事務所において無料で入手することができなければならない。
- (b) ミューチュアル・ファンド法に定める要件に追加して、本規則第37条は一般投資家向け投資信託の目論見書に関する最低限の開示要件を定めており、以下の詳細が含まれていなければならない。
 - () 一般投資家向け投資信託の名称、また会社もしくはパートナーシップの場合はケイマン諸島の登記上の住所
 - () 一般投資家向け投資信託の設立日または設定日（存続期間に関する制限の有無を表示する）
 - () 設立文書および年次報告書または定期報告書の写しを閲覧し、入手できる場所の記述
 - () 一般投資家向け投資信託の会計年度の終了日
 - () 監査人の氏名および住所
 - () 下記の(xx)、(xx)および(xx)に定める者とは別に、一般投資家向け投資信託の業務に重大な関係を有す取締役、役員、名義書換代理人、法律顧問およびその他の者の氏名および営業用住所
 - () 投資信託会社である一般投資家向け投資信託の授権株式および発行済株式資本の詳細（該当する場合は現存する当初株式、設立者株式または経営株式を含む）
 - () 証券に付与されている主な権利および制限の詳細（通貨、議決権、清算または解散の状況、券面、名簿への記録等に関する詳細を含む）
 - () 該当する場合、証券を上場し、または上場を予定する証券取引所または市場の記述
 - () 証券の発行および売却に関する手続および条件
 - (x) 証券の償還または買戻しに関する手続および条件ならびに償還または買戻しを中止する状況
 - (x) 一般投資家向け投資信託の証券に関する配当または分配金の宣言に関する意向の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の投資目的、投資方針および投資方針に関する制限の説明、一般投資家向け投資信託の重大なリスクの説明、および使用する投資手法、投資商品または借入の権限に関する記述
 - (x) 一般投資家向け投資信託の資産の評価に適用される規則の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託の発行価格、償還価格または買戻価格の決定（取引の頻度を含む）に適用される規則および価格に関する情報を入手することのできる場所の説明
 - (x) 一般投資家向け投資信託から運営者、管理事務代行会社、投資顧問会社、保管会社およびその他のサービス提供者が受取るまたは受取る可能性の高い報酬の支払方法、金額および報酬の計算に関する情報
 - (x) 一般投資家向け投資信託とその運営者およびサービス提供者との間の潜在的利益相反に関する説明

- (x) 一般投資家向け投資信託がケイマン諸島以外の法域またはケイマン諸島以外の監督機関もしくは規制機関で登録し、もしくは免許を取得している場合(または登録し、もしくは免許を取得する予定である場合)、その旨の記述
- (x) 投資家に配付する財務報告書の性格および頻度に関する詳細
- (xx) 一般投資家向け投資信託の財務報告書を作成する際に採用した一般に認められた会計原則
- (xx) 以下の記述
 - 「ケイマン諸島金融庁が交付した投資信託免許は、一般投資家向け投資信託のパフォーマンスまたは信用力に関する金融庁の投資家に対する義務を構成しない。またかかる免許の交付にあたり、金融庁は一般投資家向け投資信託の損失もしくは不履行または目論見書に記載された意見もしくは記述の正確性に関して責任を負わないものとする。」
- (xx) 管理事務代行会社(管理事務代行会社の名称、管理事務代行会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所を含む)
- (xx) 保管会社および副保管会社(下記事項を含む)
 - (A) 保管会社および副保管会社(該当する場合)の名称、保管会社および副保管会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 保管会社および副保管会社の主たる事業活動
- (xx) 投資顧問会社(下記事項を含む)
 - (A) 投資顧問会社の取締役の氏名および経歴の詳細ならびに投資顧問会社の登記上の住所もしくは主たる営業所の住所または両方の住所
 - (B) 投資顧問会社のサービスに関する契約の重要な規定
 - (C) ファンドに対する投資家の持分に関するケイマン諸島の法令に定める重要な規定

第4【参考情報】

ファンドについては以下の書類が関東財務局長に提出されています。

平成27年3月31日 有価証券報告書（第8期） / 有価証券届出書

平成27年6月30日 半期報告書（第9期中） / 有価証券届出書の訂正届出書

第5【その他】

該当事項ありません。

独立監査人の監査報告書

ベトナムファンドの受託会社 G . A . S (ケイマン) リミテッド殿

当監査法人は、ベトナムファンド（F C グローバルのサブ・トラスト）の2015年9月30日現在における財政状態計算書、および同日に終了した会計年度の包括利益計算書、持分変動計算書、およびキャッシュフロー計算書、ならびに重要な会計方針の要約およびその他の注記からなる財務諸表を監査した。

財務諸表に対する管理会社の責任

管理会社は、シンガポール財務報告基準に従ってこれらの財務諸表を作成し公正に表示する責任を負っている。したがって、管理会社は、故意または過失によらず重大な虚偽表示のない財務諸表の作成を可能とするために内部統制を行う必要がある。

会計監査人の責任

当監査法人の責任は監査に基づいてこれらの財務諸表に関する意見を表明することである。当監査法人はシンガポールの監査基準に従って監査を実施した。当該監査基準により、当監査法人は倫理的要件に従い、財務諸表に重大な虚偽の表示がないか否かの合理的保証を得るために監査を計画し実施する。

監査は財務諸表上の金額および開示事項に関する監査証拠を取得する手続きを実行することを含む。手続きの選択は、故意または過失を問わず財務諸表上に重大な虚偽記載があるか否かのリスク評価を含め、監査法人の判断によるものとする。当監査法人は、それらのリスク評価を行うにあたり、この条件のもとで適切な監査手続きを策定するために、財務諸表の作成および公正表示に関する組織の内部統制について考慮するが、組織の内部統制の有効性に関する意見を表明する目的ではない。当該監査手続は更に、適用する会計方針の適切性および管理会社が行う会計上の見積りの妥当性の評価、および財務諸表の表示全般の評価を行う。

当監査法人は、取得した監査証拠は監査意見の根拠として十分かつ適切であると考えている。

意見

当監査法人は、当財務諸表がベトナムファンドの2015年9月30日現在における財務状況、および同日に終了した会計年度の財務実績およびキャッシュフローを、全ての重要な点においてシンガポール財務報告基準に準拠して公正に表示していると考えている。

プライスウォーターハウスクーパース

2016年1月20日

[次へ](#)

Independent Auditors' Report

To G.A.S. (Cayman) Limited solely in its capacity as trustee of Vietnam Fund

We have audited the accompanying financial statements of Vietnam Fund (a sub-trust of FC Global), set out on pages 5 to 41, which comprise the statement of financial position as at 30 September 2015, and the statement of comprehensive income, the statement of changes in equity and the statement of cash flows for the year then ended, and notes, comprising a summary of significant accounting policies and other explanatory information.

Management's responsibility for the financial statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with Singapore Financial Reporting Standards, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditors' responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audit. We conducted our audit in accordance with Singapore Standards on Auditing. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on the auditors' judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, the auditor considers internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, but not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of Vietnam Fund as at 30 September 2015 and its financial performance and its cash flows for the year then ended in accordance with Singapore Financial Reporting Standards.

PricewaterhouseCoopers

20 January 2016

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。

[次へ](#)

独立監査人の監査報告書

FC Investment Ltd.

取締役会 御中

当監査法人は、FC Investment Ltd.の2015年8月31日現在における日本円で表示された貸借対照表、並びに2015年8月31日をもって終了する会計年度に係る損益計算書、株主資本等変動計算書及び注記について監査を行った。

計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、日本において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類が、日本において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

その他の事項

会社の2014年8月31日をもって終了した前事業年度の計算書類は、前任監査人によって監査されている。前任監査人は、当該計算書類に対して2015年1月22日付けで無限定適正意見を表明している。

東陽監査法人

日本、東京

2016年1月28日

[次へ](#)

INDEPENDENT AUDITOR'S REPORT

The Board of Directors
FC Investment Ltd.:

We have audited the accompanying financial statements of FC Investment Ltd. which comprise the balance sheets as of August 31, 2015, and income statements and the statements of changes in shareholder's equity for the year then ended, and notes to financial statements, all expressed in Japanese yen.

Management's Responsibility for the Financial Statements

Management is responsible for the preparation and fair presentation of these financial statements in accordance with accounting principles generally accepted in Japan, and for such internal control as management determines is necessary to enable the preparation of financial statements that are free from material misstatement, whether due to fraud or error.

Auditor's Responsibility

Our responsibility is to express an opinion on these financial statements based on our audits. We conducted our audits in accordance with auditing standards generally accepted in Japan. Those standards require that we comply with ethical requirements and plan and perform the audit to obtain reasonable assurance about whether the financial statements are free from material misstatement.

An audit involves performing procedures to obtain audit evidence about the amounts and disclosures in the financial statements. The procedures selected depend on our judgement, including the assessment of the risks of material misstatement of the financial statements, whether due to fraud or error. In making those risk assessments, we consider internal control relevant to the entity's preparation and fair presentation of the financial statements in order to design audit procedures that are appropriate in the circumstances, while the objective of the financial statement audit is not for the purpose of expressing an opinion on the effectiveness of the entity's internal control. An audit also includes evaluating the appropriateness of accounting policies used and the reasonableness of accounting estimates made by management, as well as evaluating the overall presentation of the financial statements.

We believe that the audit evidence we have obtained is sufficient and appropriate to provide a basis for our audit opinion.

Opinion

In our opinion, the financial statements present fairly, in all material respects, the financial position of FC Investment Ltd. as at August 31 2015, and its financial performance for the years then ended in accordance with accounting principles generally accepted in Japan.

Other Matter

The financial statements of Company as at and for the year ended August 31, 2014, were audited by another auditor who expressed an unmodified opinion on those statements on January 22, 2015.

BDO Toyo & Co.

Tokyo, Japan

January 28, 2016

() 上記は、監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は本書提出代理人が別途保管している。